

ひょうご子ども・子育て未来プラン
プログラム2026
(案)

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2025～2029年）推進方策の関連指標

合計特殊出生率と出生数	1
（1）若者の就業率	2
（2）若者の就職率	2
（3）新規学卒者の離職率	2
（4）若者の正規雇用者の割合	3
（5）若者の平均年収	3
（6）婚姻件数	4
（7）未婚率等	5
（8）保育人材有効求人倍率	6
（9）保育士養成施設の状況	6
（10）待機児童数	7
（11）育児休業取得状況	7
（12）男性の育児時間	8
（13）児童虐待相談受付件数	8
（14）子どもの貧困率	8
（15）不登校児童生徒数	8

目次

I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築 9

- 1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援 9
- 2 ライフデザイン構築への支援 12
- 3 子どもの学びを支える環境の充実 14

II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援 22

- 1 出会い・結婚支援 22
- 2 不妊に悩む方への支援 24
- 3 安心して妊娠・出産できる環境づくり 25
- 4 産前・産後における切れ目のない支援 28

III 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実 31

- 1 保育の受け皿の充実 31
- 2 乳幼児教育・保育の質の向上 33
- 3 持続可能な教育・保育体制の確保 36
- 4 多様なニーズに応じた子育て支援 41
- 5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減 47

IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり 57

- 1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり 57
- 2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり 60
- 3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成 63
- 4 安全・安心な子育て環境づくり 64

V 子育てと仕事の両立支援 68

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 68
- 2 女性の能力発揮と就業機会拡大 69
- 3 男性の家事・育児参画の促進 71

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援 72

- 1 児童虐待予防・防止対策の充実 72
- 2 社会的養育体制の充実 77
- 3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策 81
- 4 ひとり親家庭等の自立支援 83
- 5 子どもの貧困対策 86
- 6 ヤングケアラー支援 88
- 7 ひきこもり対策 89
- 8 障害児等支援施策の充実 91
- 9 外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援 96

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2025～2029年）

◆基本理念

誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ
兵庫の実現

重点テーマ

～次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの夢が叶う兵庫～

◆目標

- 1 子ども・若者の多様な人格や個性、人権を尊重するとともに、その最善の利益を図る
- 2 若者の生活基盤の安定と仕事と生活の調和を図り、結婚・子育ての希望を実現する
- 3 子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援とともに、複合的な課題を同時に抱える方への多面的な支援を実施する
- 4 児童虐待の予防・防止とともに貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が健やかに成長できる良好な成育環境をつくる
- 5 子どもや若者、子育て当事者の声や意見を聴き、尊重しながら進める

数値目標

安心して楽しく子育てできると思う人の割合：60.0%以上(2029年)

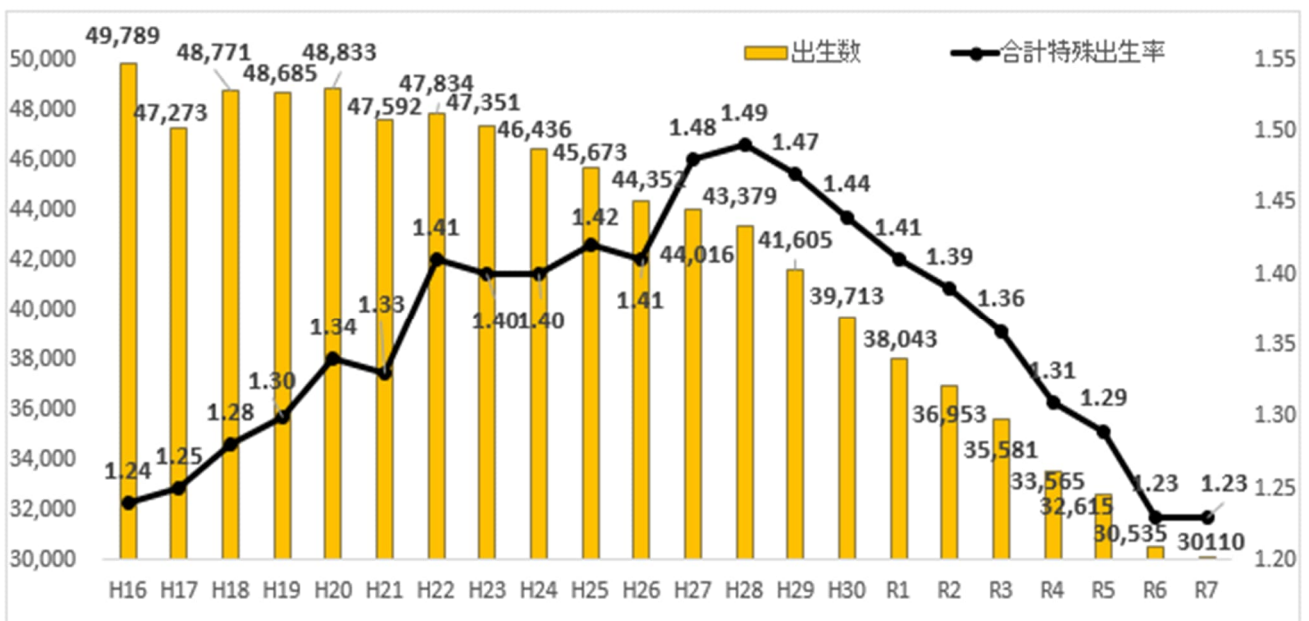
早期に待機児童数0を達成

合計特殊出生率：1.27（計画期間中1.27を維持）

出生数：15万人（計画期間中の合計）

関連指標

○合計特殊出生率と出生数の推移（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計、R7は概数）



推進方策

就業・結婚・妊娠・出産・子育て支援まで多岐にわたる切れ目のない対策を実施するため、次の6つの推進方策のもと、令和8年度は約1,833億円を計上し、416事業を総合的・体系的に推進していく。

- I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築
- II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援
- III 幼児教育・保育と子育て支援の充実
- IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり
- V 子育てと仕事の両立支援
- VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

推進方策に関連する指標

(1) 若者の就業率

◆ 総人口のうち有業者の率（兵庫県、25-39歳）（就業構造基本調査）

区分	H19(2007)	H24(2012)	H29(2017)	R4(2022)
有業者（人）	887,700	783,100	708,400	675,300
総人口（人）	1,145,400	1,022,000	864,700	797,400
割合（%）	77.5	76.6	81.9	84.7

(2) 若者の就職率

◆ 3月卒業者の就職状況（兵庫労働局調べ）

区分	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
大学（%）	94.6	94.3	93.5	93.5	95.2	96.7	96.9	97.1
短期大学（%）	95.3	95.0	93.8	94.1	93.3	93.8	94.6	95.3

※各年4月1日時点の数値

(3) 新規学卒者の離職率

◆ 就業経験者のうち転職就業者、離職非就業者の率（25-29歳）（就業構造基本調査）

区分	H19(2007)	H24(2012)	H29(2017)	R4(2022)
転職就業者、離職非就業者（人）	157,000	136,100	108,300	101,300
就業経験者（人）	307,500	272,400	238,600	234,800
割合（%）	51.1	50.0	45.4	43.1

※就業経験者＝「総数」－「就業未経験者」

◆新規学卒者の卒業後3年以内離職率（全国）

（厚生労働省調べ）

区分	R2 (H29.3卒)	R3 (H30.3卒)	R4 (H31.3卒)	R5 (R2.3卒)	R6 (R3.3卒)	R7 (R4.3卒)
大学 (%)	32.8	31.2	31.5	32.3	34.9	33.8
高校 (%)	39.5	36.9	35.9	37.0	38.4	37.9

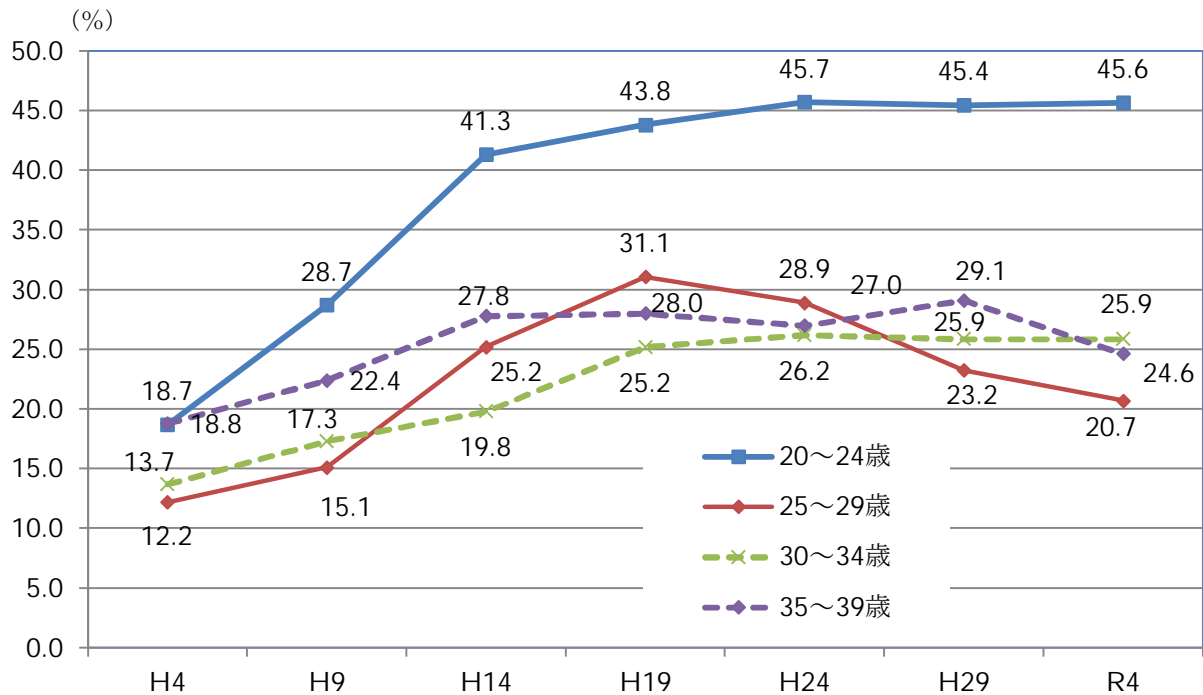
(4)若者の正規雇用者の割合

◆雇用者（役員除く）のうち正規雇用者の率（兵庫県、25-39歳）（就業構造基本調査）

区分	H19(2007)	H24(2012)	H29(2017)	R4(2022)
正規の職員・従業者（人）	585,300	532,400	490,200	482,500
会社などの役員を除く雇用者（人）	813,400	732,300	664,400	636,300
割合 (%)	72.0	72.7	73.8	75.8

※「正規の職員・従業者」とは「一般職員又は正社員などと呼ばれている者」

◆年齢階層別の非正規雇用者の割合（兵庫県）



(5)若者の平均年収

◆雇用者構成（25-39歳）

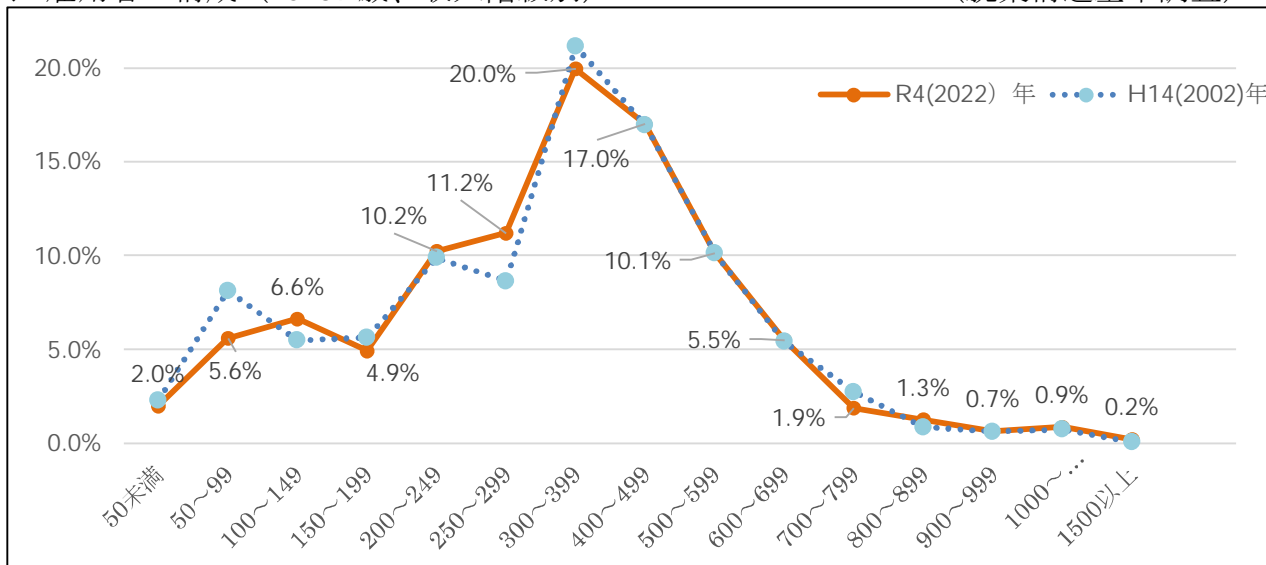
（就業構造基本調査）

区分	H19	H24	H29	R4
300万円以上 (%)	53.4	58.7	53.4	57.5

◆ 雇用形態別所定内給与額（賞与等除く）（令和7年賃金構造基本統計調査）

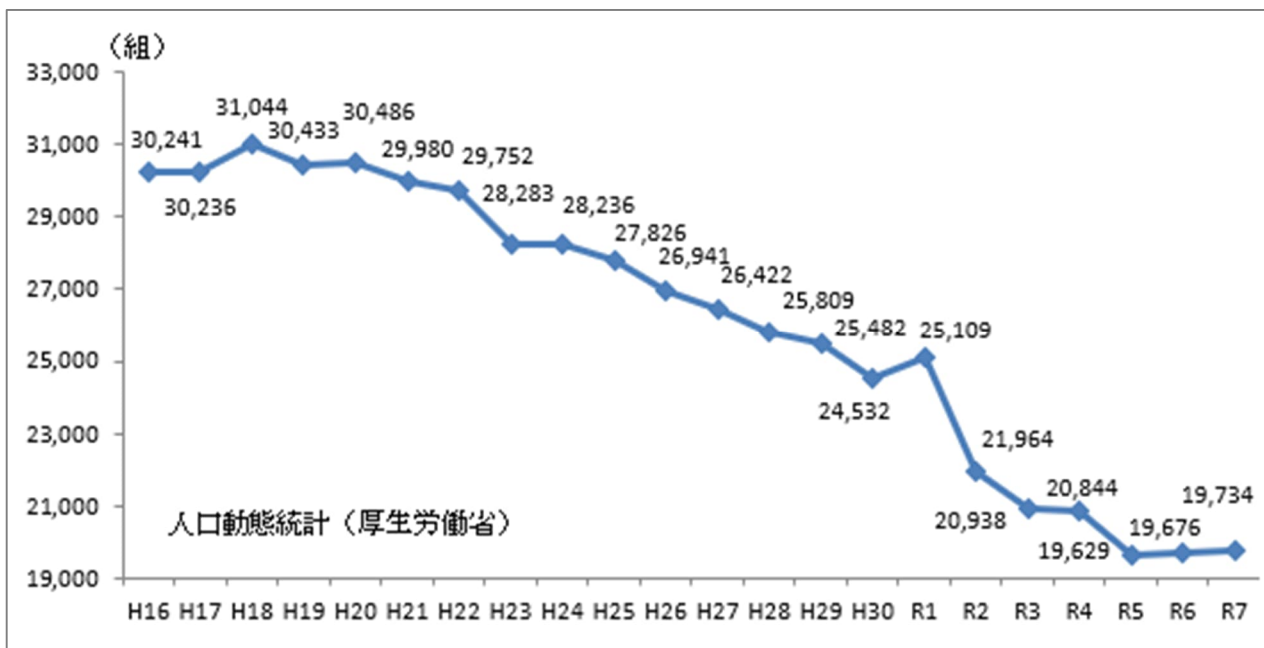
区分	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
正社員・正職員	285.0千円	321.1千円	352.6千円	379.0千円	395.6千円
正社員・正職員以外	227.9千円	233.8千円	230.3千円	230.6千円	233.4千円

◆ 雇用者の構成（25-39歳、収入階級別）（就業構造基本調査）

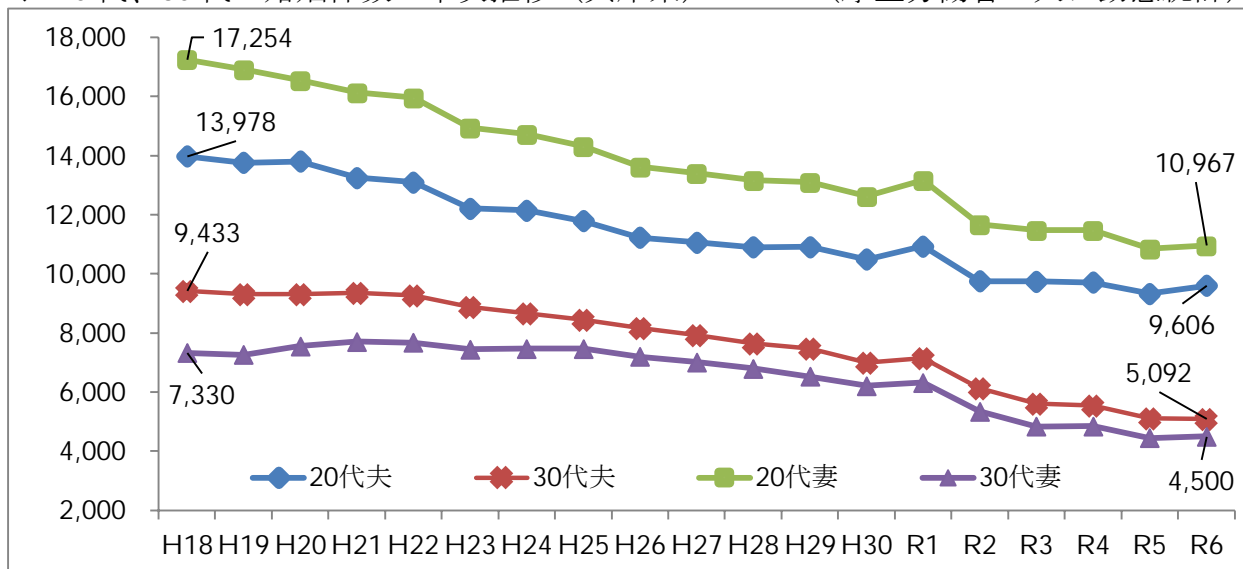


(6) 婚姻件数

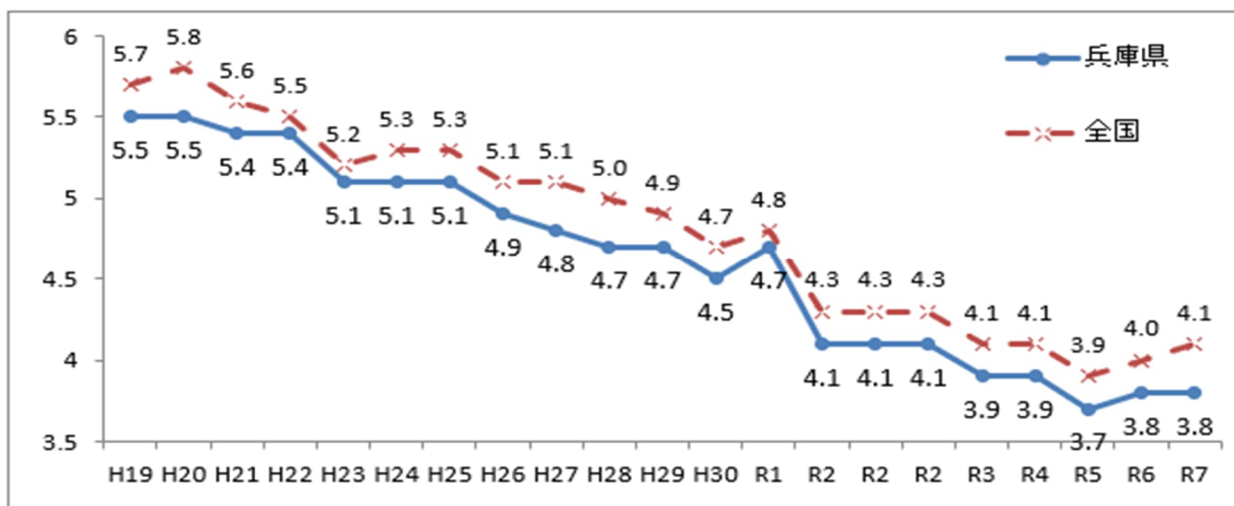
◆ 婚姻数の推移（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計、R6までは確定数R7は概数）



◆ 20代、30代の婚姻件数の年次推移（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計）



◆ 婚姻率（人口千対、兵庫県、全国）（厚生労働省：人口動態統計、R7は概数）



※R7 婚姻率上位団体：①東京都 5.9 ②大阪府 4.8③沖縄県 4.6④神奈川県、愛知県 4.5

(7)未婚率等

◆ 未婚率（25-39歳男性）（兵庫県）（国勢調査）

区分	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	R2(2020)
未婚(人)	258,265	244,084	209,138	174,449
総数(人)	567,416	531,401	447,246	386,989
割合(%)	45.5	45.9	46.8	45.1

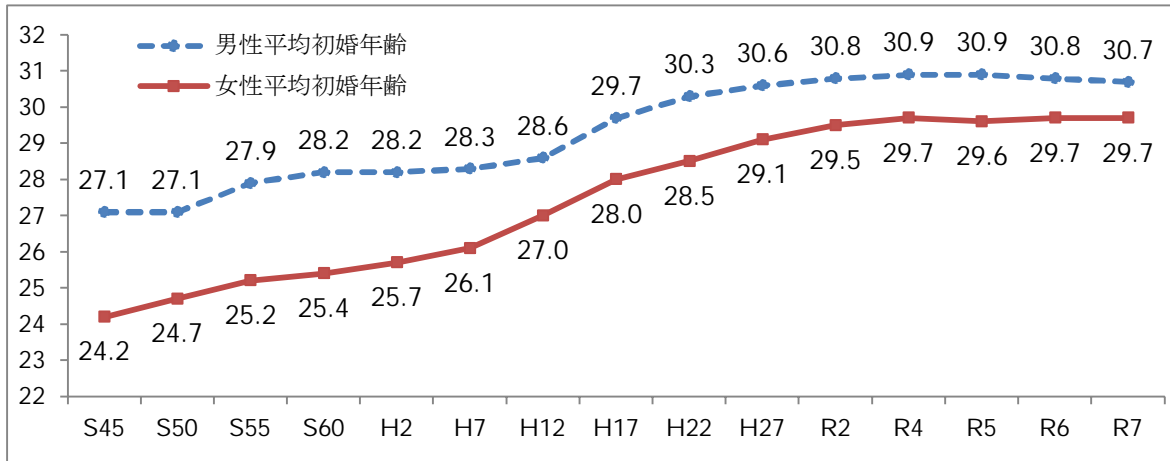
※総数は、配偶関係不詳を含む。以下同。

◆ 未婚率（25-39歳女性）（兵庫県）（国勢調査）

区分	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	R2(2020)
未婚(人)	210,924	205,437	178,269	149,379
総数(人)	596,338	555,028	464,779	400,233
割合(%)	35.4	37.0	38.4	37.3

◆ 平均初婚年齢の推移（兵庫県）

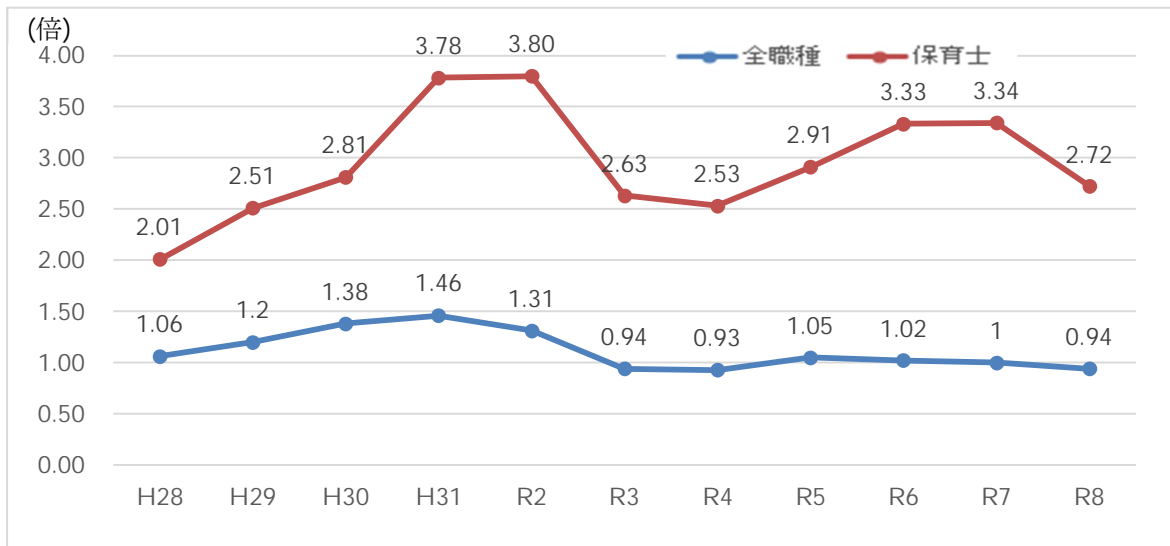
（厚生労働省：人口動態統計確定数）



(8) 保育人材有効求人倍率の推移

◆ 保育人材有効求人倍率の推移（兵庫県・各年1月時点）

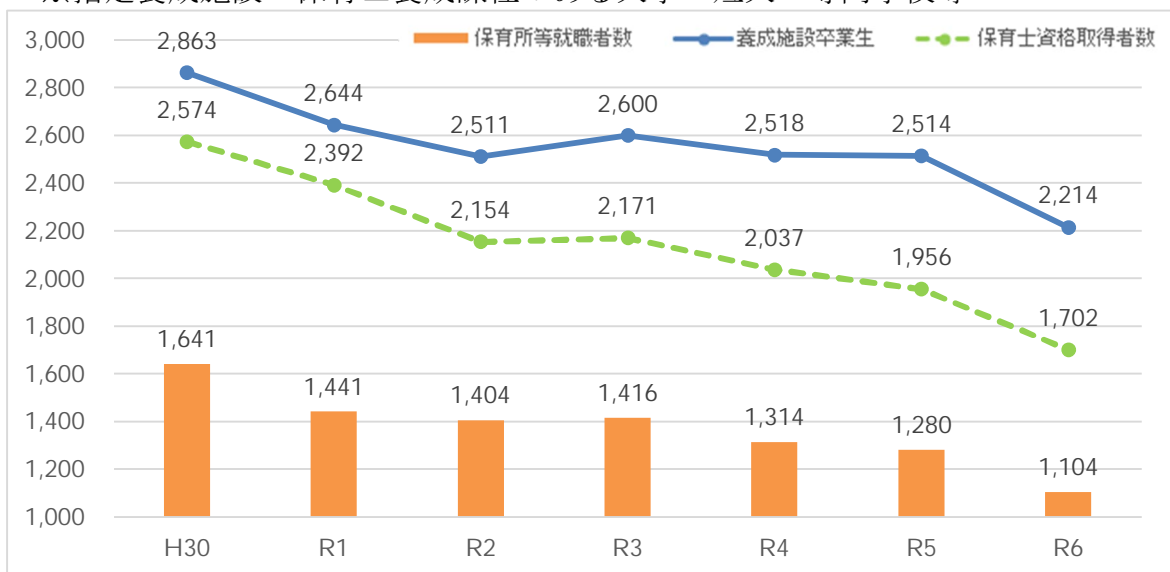
（保育士求人倍率 こども家庭庁：保育士有効求人倍率／全職種求人倍率 厚生労働省：職業安定業務統計）



(9) 保育士養成施設の状況

◆ 県内指定保育士養成施設の状況（兵庫県）

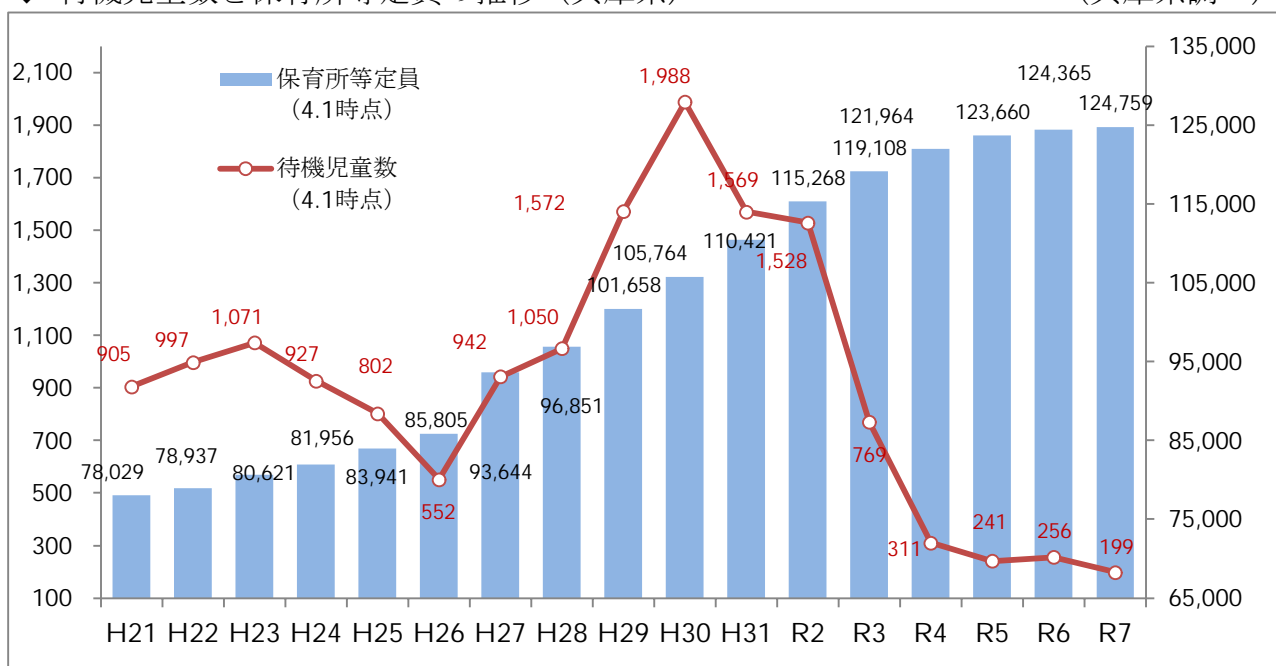
※指定養成施設＝保育士養成課程のある大学・短大・専門学校等



(10) 待機児童数

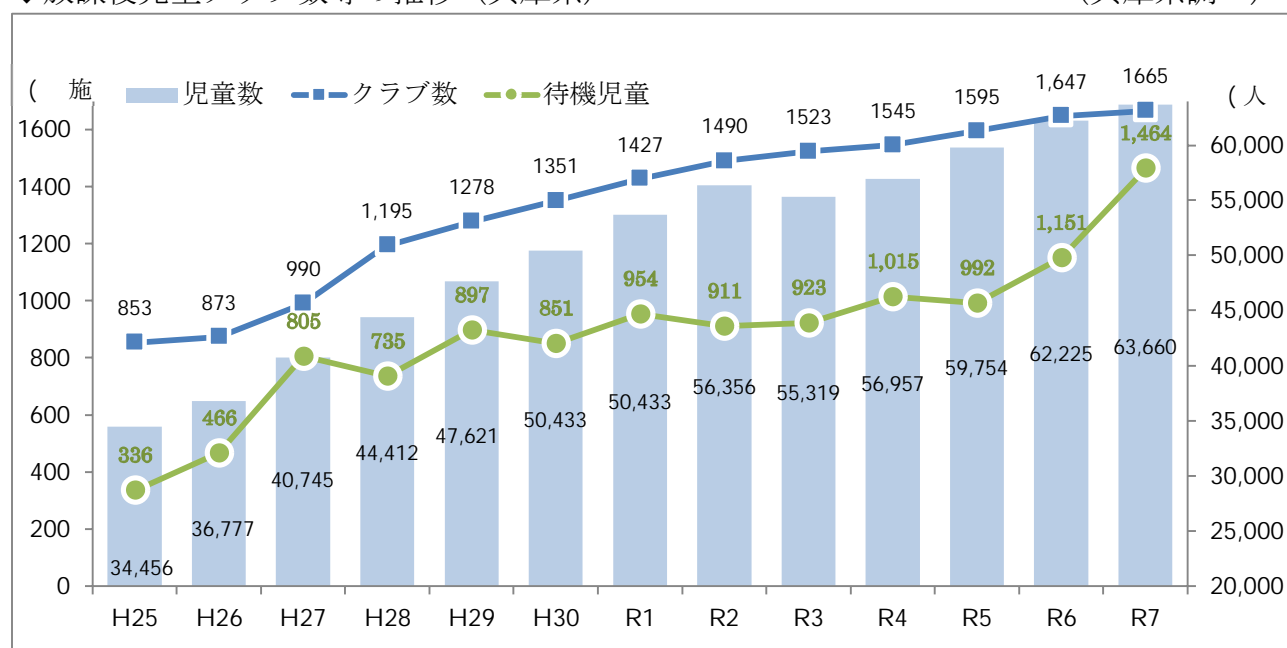
◆ 待機児童数と保育所等定員の推移（兵庫県）

（兵庫県調べ）



◆ 放課後児童クラブ数等の推移（兵庫県）

（兵庫県調べ）



(11) 育児休業取得状況

◆ 育児休業取得率（全国）

（雇用均等基本調査）

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男性(%)	3.16	5.14	6.16	7.48	12.65	13.97	17.13	30.1	40.5
女性(%)	81.8	83.2	82.2	83.0	81.6	81.1	80.2	84.1	86.6

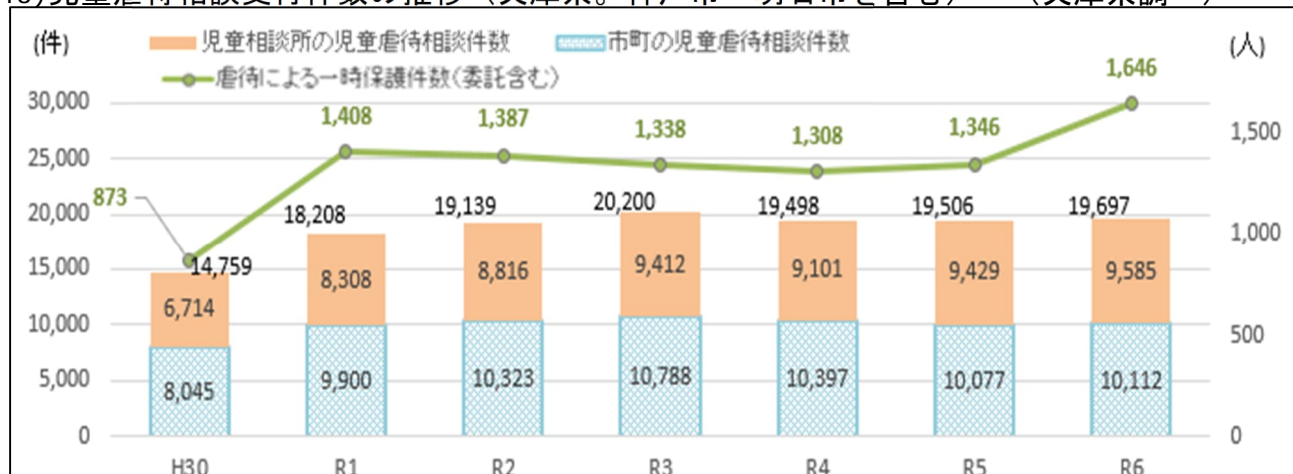
(12) 男性の育児時間

◆ 育児の総平均時間(兵庫県、週全体、6歳未満の子供がいる家庭)(社会生活基本調査)

区分	H18(2006)	H23(2011)	H28(2016)	R3(2021)
夫(分)	33	29	48	67
妻(分) [参考]	187	185	270	224

※H18年は、県子ども政策課による推計値(末子の年齢0歳、1~2歳、3~5歳の行動者における加重平均値)

(13) 児童虐待相談受付件数の推移(兵庫県。神戸市・明石市を含む) (兵庫県調べ)



(14) 子どもの貧困率

◆ 子どもの貧困率

(国民生活基礎調査)

区分	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30		R3
								旧基準	新基準	新基準
子どもの貧困率(%)	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5

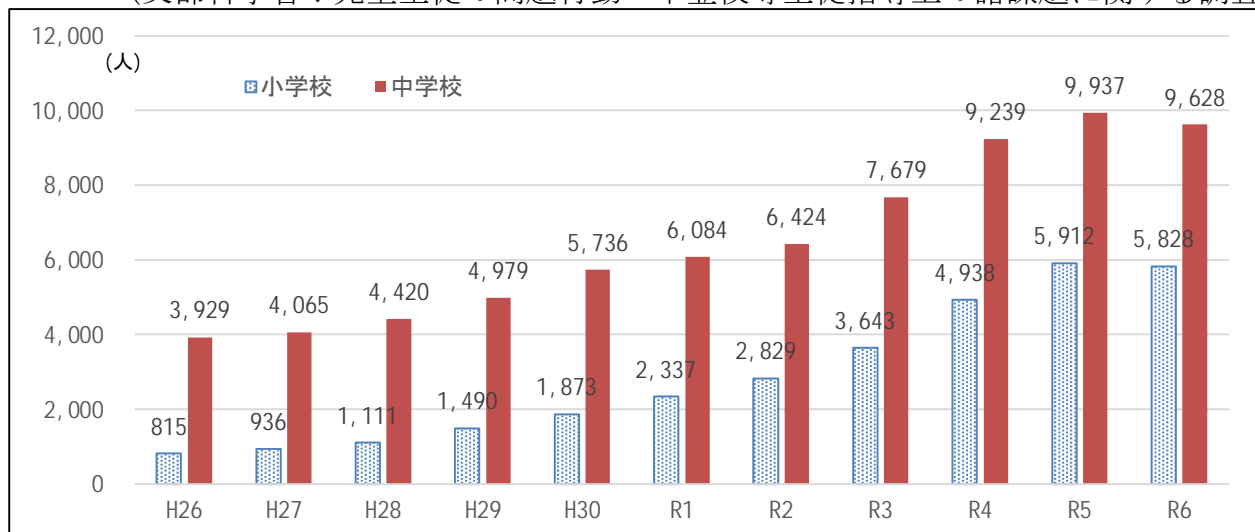
※17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

※H30年以降の「新基準」は、2015年改定のOECDの所得定義の新基準で、従来の可処分所得から「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

(15) 不登校児童生徒数の推移

◆ 県内公立小中学校の不登校児童生徒数の推移

(文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)



I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援

(1) 多様な就業選択肢の確保

- ① 若者起業人材育成事業（新産業課） 【10,416千円】
起業家精神を醸成するため、県内中学・高校等において、起業家精神養成プログラムや起業人材育成講座等を実施し、将来の起業人材を育成
- 県内中学校、高等学校への社会課題解決型起業家精神養成プログラムの導入
 - ・導入校数 25校程度
 - 小学生向けアントレプレナーシップ教育プログラム
 - ・県内各地域（但馬、丹波、播磨、阪神、淡路、神戸）で開催（各1回）
 - スタートアップチャレンジ甲子園の開催
 - SDGsの実現をテーマとした中高生等によるビジネスプランプレゼンテーション審査会を開催
 - ・対象者 ジュニア部門（中～高校生）、シニア部門（19歳以上30歳未満）
- ② 産業立地促進補助・税軽減の実施（地域産業立地課・国際課） 【2,875,036千円】
地域経済の活性化と雇用機会の創出を実現するため、産業立地条例に基づく、産業立地促進補助、税軽減の実施等により、県内への企業立地を促進
- ③ 大学キャリアセンターと連携した県内大学生の地元就職促進プロジェクト（教育課） 【3,941千円】
学生の県内就職促進に向けた各大学キャリアセンターの意識喚起と就職指導力の向上を図り、キャリアセンターにおける県内企業の情報発信力を強化するとともに、学生と企業とのマッチングを促進
- キャリアセンターの県内企業理解促進
 - 県内中小企業情報の発信
- ④ 企業魅力発信フェア事業（労政福祉課） 【7,222千円】
若年求職者等を対象に、「ひょうご仕事と生活のバランス表彰」「WLB認定企業」「ひょうご産業SDGs認証企業」「ミモザ企業」等の認証制度を取得している企業が出展するフェアを開催し、県内企業の魅力発信と地元就職・UJIターン就職を促進
- 大学等卒業予定者等対象
 - ・開催場所 ハイブリッド型（1回開催）、神戸（1回開催）
- ⑤ 大学生等インターンシップ推進事業（労政福祉課） 【38,983千円】
大学低学年時からの県内中小企業・地場産業等での各種インターンシップ事業の実施により、大学生等の県内就職・定着とキャリア形成を支援
- インターンシッププログラム作成支援
 - テーマ型インターンシップの実施
 - 探求型プレインターンシップの実施 等

- ⑥ **理工系人材獲得促進事業（労政福祉課）** 【8,382千円】
 県内外の理工系大学及び学生と県内中小製造業とのマッチング機会を創出するため、理工系学生を対象とした企業交流会や産業見本市等を見学する機会を設けるなど、理工系人材の獲得に向けた支援を展開
- ⑦ **「ひょうご応援企業」大卒採用支援事業（労政福祉課）** 【7,403千円】
 兵庫で就職を希望する若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等で企業紹介を実施するとともに、学生が職場や社員の雰囲気を知り、企業と学生等のマッチングの機会を提供
- ⑧ **拡 高校生の県内就職促進事業（労政福祉課）** 【9,898千円】
 高校生・進路指導担当教員向けにキャリア支援セミナーや高校生向けインターンシッププログラムを実施することで、地元企業と学校が連携した高校生のキャリア形成支援と若手人材の確保・定着を推進
- ⑨ **建設業における若年者の入職促進・人材育成（契約管理課）** 【3,544千円】
 建設産業の持続的な発展を図るため、若年者の確保に向けた取組や次の世代への技術継承に対する支援を実施
- 定時制高校生等入職促進事業
 - 工業高校生等資格取得等支援講習会事業
 - 小中学生向け等建設業体験会
 - 女子高校生と女性技術者との意見交換会
- ⑩ **ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業(労政福祉課)** 【101,059千円】
 大学生・転職者等の県内就職を促進するため、県内企業と若者のマッチング及び東京圏からの移住を伴う就業・起業等を支援
- 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」の運営
 - 効果的な求人広告の作成支援
 - 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」広報の実施
 - 東京圏からの就業・移住等の促進
 移住支援金制度で子育て世帯加算を実施
- ⑪ **職業能力の開発（能力開発課）** 【2,280,178千円】
 県が運営する公共職業能力開発施設において、離転職者、新規学卒者、企業に在職者、障害者等の個々のニーズに合わせた職業訓練を実施

(2) 雇用の安定と定着、労働環境の改善

- ① 若者しごと倶楽部運営事業（労政福祉課） 【8,264千円】
若年求職者等に対し、アドバイザーによる職業相談や各種セミナーなど就職までの一貫したワンストップサービスを提供
- 事業内容 個々の課題に対応したきめ細やかなキャリアカウンセリングを通じ、企業の人材ニーズとのマッチングによる早期就職を支援
 - 対象者 大学生、若年求職者（～39歳）
- ② 若者の労働環境の改善（労政福祉課） 【－】
ワークルール、働き方改革や過労死の防止等について、労働局と連携し、普及啓発や周知を実施

(3) 若者の経済的負担の軽減

- ① 兵庫型奨学金返済支援事業（労政福祉課） 【234,184千円】
県内中小企業の人材確保を図るとともに、若者の県内就職及び定着を促進するため、従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業及び従業員を支援
- 補助対象 本社が県内にある中小企業
京都府就労・奨学金返済一体型支援事業を実施する企業の県内事業所
 - 支援対象 上記企業に勤める者で、以下の要件を全て満たすもの
 - ・正社員
 - ・40歳未満（申請年度末時点で39歳以下）
 - ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
 - ・申請時点で県内事業所に勤務する者
 - 支援期間 対象者1人につき最長17年間
ただし、SDGsやワーク・ライフ・バランスなど、県の認定制度において一定水準を満たした企業によって補助期間が異なる
 - 補助率 一旦企業が従業員に対して支払った後に、企業に最大6万円、従業員本人にも最大6万円を補助(上限：12万円/年)
 - 実施方法 (一財) 兵庫県雇用開発協会で実施
- ② 社会福祉法人等奨学金返済支援事業（高齢政策課） 【31,848千円】
県内の社会福祉法人等における若手職員の人材確保と定着を促進するため、若手職員の奨学金返済支援制度を有する法人を支援し、法人における奨学金返済支援制度の導入を促進
- 支援対象 上記法人に勤める者で、以下の要件を全て満たすもの
 - ・正規職員
 - ・40歳未満（申請年度末時点で39歳以下）
 - ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者

- ・申請時点で県内事業所に勤務する者
- ・社会福祉事業もしくは介護保険事業に従事している者（間接待遇職員を含む）
- 支援期間 対象者1人につき最長17年間
- 補助率 奨学金年間返済額の2/3（上限：12万円／年）
- 実施方法 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会で実施

2 ライフデザイン構築への支援

(1) ライフプランを考慮したキャリアプランニング教育

① 小・中・高12年間を繋ぐキャリア教育充実事業（義務教育課） 【1,665千円】

将来、社会の中で自立するために必要な能力を育成するため、兵庫版「キャリア・パスポート」や「高校生キャリアノートモデル」、文部科学省が策定した「高校生のライフプランニング」を活用するなど、小・中・高等学校が連携し、発達段階に応じたキャリア教育を実施

- キャリア教育推進委員会の開催
- キャリア教育実践研究事業の実施
- 小・中・高12年間を繋ぐキャリア教育シンポジウムの開催

② 県立高校ふるさと共創プロジェクト（高校教育課） 【77,000千円】

高校生が地域活動に取り組み、地域を知って地域で働くことを体験し、「まちづくり」や「ビジネス」の提案をするなど、地域活動の核となって活躍し、その魅力を発信できるふるさとの一員となる人材を育成

○ふるさと共創

小・中学校で培ったふるさと兵庫や日本を愛し誇りをもつ心を基盤とし、高校において将来のふるさとを共創する次世代人材を育成

- ・対象 全県立高等学校及び中等教育学校（153校）
- ・取組内容 地域の行事等への参画を端緒とし、その行事等に関連した事業所での就業体験や、事業提案・事業実現へ向けた取組の実施
地域にゆかりのある外部人材の活用による学校活動内容の発信

○全県成果発表会及び外部委員審査・表彰

- ・内容 全県成果発表会において、外部評価委員による採点・表彰を実施し、好事例を展開
- ・実施回数 年1回

③ **拡** 消費者教育の総合的・体系的推進

（特殊詐欺対策・くらし安全課） 【47,346千円】

○消費者教育コーディネーター等支援事業

地域で活躍する消費者教育コーディネーター（消費生活相談員や消費者リーダー等）に向け、情報交換会やスキルアップ研修等の機会を提供し、その活動を支援

○消費者教育推進プロジェクト

令和6年3月に策定の「ひょうご消費生活プラン」に基づき、若者が相談しやすい体制づくりやSDGs・エシカル消費を意識した消費行動、デジタル化対応など消費者教育の推進に関する施策を展開

- ・消費者教育推進員の設置

○**新**「消費者市民社会」体験型推進事業

消費者被害の未然防止に向けた「よく考えて買う」ことのできる消費者の育成、優良な事業活動を行う事業者が選ばれる消費者市民社会の形成を目指し、ロールプレイング等を交えた体験型消費者教育を実施

○大学生による次世代への消費者教育事業

大学生協との連携により養成した「くらしのヤングクリエイター」を中心に、高校生や大学生、新社会人などの若者の消費者力アップに向けた取組を多様な団体等と連携して実施

- ・若者向け研修、ワークショップ等の開催
- ・若者の消費者意識向上のための啓発事業
- ・情報発信のためのWEBコンテンツの運営 等

○消費者力アップ体験学習会事業

幼児から小中学生、保護者などが楽しみながら参加・体験できる、身近な製品の使用方法やお金の管理等に関する学習会を開催

- ・商品テスト等体験学習会
- ・生活設計等体験学習会
- ・金融リテラシー向上学習会

④ **ものづくり体験事業（能力開発課）**

【43,890千円】

ものづくりの魅力や奥深さを伝え、ものづくりへの関心を高めるとともに技能者の後継育成に繋げるため、ものづくり体験の機会と場を提供

○ものづくり体験講座

- ア 内 容 木工、金工、電工、工芸等の工作教室
- イ 対 象 小学生
- ウ 実施回数 80回（予定）
- エ 会 場 ・ものづくり体験館
・神戸高等技術専門学院
・但馬技術高等学校

○ものづくり体験学習

- ア 内 容 各種ものづくりに関するプロの技の実演と体験指導
- イ 対 象 中学生、高校生
- ウ 実施回数 70回（予定）
- エ 会 場 ものづくり体験館

⑤ **新** 未来のものづくり人材育成事業（能力開発課） 【4,121千円】

- ア 内 容 工業高校生等を対象とした熟練技能者による本格指導や
子どもたちへの指導体験を実施
- イ 対 象 県内の工業高校生等のグループ
- ウ 実施回数 延べ30回（予定）
- エ 会 場 ものづくり体験館・地域イベント等

⑥ 県内大学と地元中小企業による小中学生向け授業（ひょうご科学塾実施事業）
（労政福祉課） 【3,741千円】

理工系人材の県内就職に向けた早期アプローチとして、高校進学・文理選択の前の小中学生や保護者に向けて、県内大学等と県内企業が共同で出前授業を実施

⑦ 大学生等インターンシップ推進事業〔再掲〕（労政福祉課） 【38,983千円】

(2) 妊娠・出産を含む健康づくりに関する知識（プレコンセプションケア）の普及・啓発

① プレコンセプションケアの推進（健康増進課） 【不妊治療支援金事業215,000千円の内数】

性及び健康に関する知識を持ち妊娠・出産の希望を含む自らの将来を考え健康管理を行えるよう県内の高校等に講師を派遣

② 不妊治療支援広報事業（健康増進課） 【不妊治療支援金事業215,000千円の内数】

プレコンセプションケア及び不妊症等に関する理解促進のための普及啓発動画等による周知

3 子どもの学びを支える環境の充実

(1) 地域・家庭・関係機関と連携したいじめ等問題行動や不登校、子ども・若者の自殺等への対応

① 学校問題サポートチームの設置（生徒指導課） 【171,989千円】

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

- 設置場所 6 教育事務所
- 構 成 員 チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

② いじめ防止対策の推進（生徒指導課） 【117千円】

いじめを許さない環境づくりのため、地域・家庭の支援を得ながら、いじめ防止対策を推進

- 兵庫県いじめ対策審議会の開催
- 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の開催

- ・全県ネットワーク会議、地域ネットワーク会議（教育事務所）
- いじめ防止啓発チラシの配布

- ③ **拡** **スクールカウンセラーの配置事業（生徒指導課）** 【492,605千円】
- いじめ、暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を実施
- スクールカウンセラーの配置
- ・配置校数 小学校：143校（政令市を除く）
中学校・義務教育学校・中等教育学校：全校配置（政令市を除く）
 - ・派遣時間 年間210時間
- スクールカウンセラーによる自殺予防教育特別授業の実施
- ・対 象 全小中学校
- ④ **いじめ等教育相談の実施（生徒指導課）** 【31,022千円】
- 学校におけるいじめ、暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校等に対処するため、関係機関と連携し、問題発生の未然防止や早期発見・早期対応等に対応できる体制を整備
- いじめ等教育相談の実施
- ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン
 - ・ひょうごっ子悩み相談（面接相談）
 - ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談・通報窓口
- ⑤ **SNSを活用した教育相談体制の構築事業（生徒指導課）** 【26,974千円】
- 従来の音声通話や面談等における相談に加え児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSによる相談窓口を開設
- 相談体制の整備
- ・相談期間 通年実施
 - ・相談受付時間 毎日17:00～21:00（4時間）
 - ・対応回線数 2回線（7月のみ3回線）
 - ・相談者 原則、児童生徒
- 周知カードの作成
- SNS相談窓口のQRコード等を印刷したカードを県下全児童・生徒へ配布
- ⑥ **市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業（生徒指導課）** 【46,378千円】
- 児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を配置
- 配 置 数 全中学校区（政令市・中核市を除く：164中学校区）

⑦ **拡** ひょうご不登校対策プロジェクト事業（生徒指導課） 【567,968千円】

不登校児童生徒の増加傾向を踏まえ、県、教育事務所、市町、関係機関、学校等が全県一丸となり、不登校児童生徒支援を推進する体制を構築し、総合的な不登校対策を実施

- ひょうご不登校対策協議会等の開催
- 県教育委員会事務局内に不登校対策推進センターの設置
- 不登校児童生徒支援員配置補助事業
校内サポートルーム（校内教育支援センター）における不登校児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う「不登校児童生徒支援員」の配置を支援
 - ・配置校 市町組合立小学校、中学校 等（政令市を除く）
（中学校については、引き続き全校配置を支援するとともに、依然不登校の増加傾向が続いている小学校についても全校配置を支援）
※市町の判断により配置学校を選択
 - ・配置時間 週20h×35週
- 県民向けSNSターゲット広告の実施及び啓発ビデオの放映
- 民間施設へ通う児童生徒への支援
フリースクール等民間施設に通う児童生徒の家庭の負担軽減のために補助を行う市町を支援
 - ・補助対象 県作成「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を踏まえたフリースクール等民間施設に通い、出席扱いと認められた児童生徒
 - ・対象経費 授業料等
 - ・補助対象金額 10,000円/月（上限）
 - ・負担割合 県：市＝1：1（1／2補助）

⑧ 県立神出学園の運営（男女青少年課） 【98,072千円】

共同生活や人・地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見出すことができるよう青少年を支援

- 対象者 義務教育を修了した23歳未満で自分の生き方や進路発見を希望する県内在住の男女
- 設置場所 神戸市西区
- 定員 80人

⑨ 県立山の学校の運営（男女青少年課） 【39,314千円】

森林に囲まれた環境の中で、共同生活や人・地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見いだすことができるよう青少年を支援

- 対象者 義務教育を修了した15歳から24歳未満で自分の生き方や進路発見を希望する県内在住の男子
- 設置場所 宍粟市山崎町
- 定員 20人

⑩ **拡** ヤングケアラー支援体制の構築（地域福祉課）

【19,655千円】

ヤングケアラー・若者ケアラーの早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつながり等の支援を実施するとともに、市町における支援体制を推進

○ヤングケアラー相談窓口の設置

ヤングケアラーに対して電話・LINE・メールによる相談対応を行うとともに、市町担当窓口や支援機関への「つながり」等を実施

- ・相談体制 平日9時30分～16時30分（電話対応）

※上記以外は随時LINE、メール受付、2名（社会福祉士）

○ヤングケアラー当事者支援グループ活動推進事業

当事者間で交流や悩み相談等のピアサポートを行う団体を支援するため、交流会の開催等にかかる経費を補助

○ピアサポートの全県的な展開

ヤングケアラーを対象として全県オンライン交流会を実施

○ヤングケアラー支援研修

ヤングケアラー支援に従事する福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対して、基礎的な研修を実施

○市町との調整会議

市町との連携を強化し、把握から支援につなぐ仕組みづくりを行う

○高校生向けヤングケアラー実態調査の実施

ヤングケアラーを早期に把握して個別支援につなげるため、県下の全高校生を対象に実態調査を実施

⑪ 児童育成支援拠点事業（こども政策課）

【77,814千円】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を支援

○ 支援対象

- ・ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭
- ・ 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校に居場所のない主に学齢期の児童及びその家庭
- ・ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその家庭

○ 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

- ⑫ 「兵庫いのちと心のサポートダイヤル」の運営（障害福祉課） 【51,696千円】
 自殺の原因は健康問題、家庭問題、経済生活問題等多岐にわたり、その多くが追い込まれた末の死であると言われている。自殺は時間・曜日を問わず発生するため、悩みを抱える方がいつでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるよう、県民が相談しやすい体制を整備
 ・負担区分 国庫1/2(電話相談)、2/3(深夜電話相談)
- ⑬ 兵庫県いのちと心のサポートダイヤルLINE相談（障害福祉課） 【3,871千円】
 LINEを活用した相談窓口の情報発信や音声通話機能による電話相談を実施することにより、特に若年層に対する相談機会を充実
 ・負担区分 国庫2/3

(2) 学びやすい教育環境の整備

- ① **拡** 県立学校環境充実事業の実施（財務課） 【2,700,576千円】
 学校施設の環境改善として、選択教室や体育館、食堂の空調整備など、施設の環境改善を集中的に実施
- 選択教室の空調整備: 県立学校の選択教室 71室
 ※特別教室5教室に加えて、少人数教育等で利用が増えている選択教室
 - 体育館への空調整備・トイレ改修: 高等学校11校（避難所指定有）
 特別支援学校3校（避難所指定無）
 トイレ改修のみ（空調整備済）: 高等学校8校、特別支援学校9校
 - 食堂への空調整備: 現に営業中の食堂へ整備 : 29校
 →「生徒集会室」としても利用
 (利用例: 放課後の自習スペース、部活動のミーティングや文化部の活動場所、学年集会の開催等)
 - 熱中症対策の強化（光熱費）: 教室・体育館で授業や部活動時に適切に空調が稼働できるよう光熱費予算を拡充
 - 緊急修繕・環境改善事業の強化: 緊急修繕・環境改善
 (屋上防水改修、教室床の破損修繕等)
- ② **新** 県立学校環境魅力アップ応援事業（財務課） 【300,000千円】
 生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、生徒目線で各校の魅力アップにつながる環境整備を実施
- ③ **新** 私立学校等の緊急修繕支援事業（教育課） 【850,000千円】
 酷暑や防犯対策などの現場のニーズに対応する小規模な緊急修繕を支援
- 対象校 私立小学校・中学校・高等学校
 私立専修学校高等課程・専門課程

- ④ 県立学校長寿命化改修の実施（財務課） 【4,000,000千円】
「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、学校施設の長寿命化改修を計画的に実施
- ⑤ 県立学校の学習環境の整備・充実の推進（財務課） 【1,394,257千円】
県立学校の特別教室への空調設備の設置、照明のLED化、エレベーター設置等のバリアフリー対策など、学習環境の整備・充実
- ⑥ 県立学校学びのイノベーション推進事業（教育企画課） 【373,081千円】
Society5.0時代の学校教育を支える新しい学習基盤として整備した無線LAN、大型提示装置等のICT環境等を活用するとともに、県立学校の教員1人1台の指導者用端末を活用し、個々の児童生徒に応じた「個別最適な学び」や、多様な人々と学び合う「協働的な学び」などを実施
○大型提示装置（令和2年度整備）
プロジェクタや電子黒板など大型提示装置を普通教室に整備 令和7年度リース期間満了に伴い更新
- ⑦ GIGAスクール構想加速化事業（教育企画課・特別支援教育課・高校教育課） 【2,228,186千円】
全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、県立学校及び市町立学校（義務教育段階）の情報通信機器（タブレット端末）等を整備
※公立学校情報通信機器整備基金: 国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用するために設置
○実施内容 令和6年度から令和10年度の間において1人1台端末等を整備（令和8年度整備予定）
1人1台端末・対象台数: 60,165台
入出力支援装置・対象台数: 146台

(3) 地域と連携した学習環境づくり

- ① 学校を核とした地域連携促進事業（社会教育課） 【71,242千円】
子どもの成長を支えていくため、地域と学校が連携・協働する仕組みを一体的に推進
○地域・学校協働体制の推進
・事業内容 地域連携関係者研修の実施
地域連携アドバイザーの派遣
教職員のための社会教育主事講習受講の支援
○地域学校協働活動の実施
・事業内容
ア 働き方改革に資する取組（登下校や放課後の見守り、地域ボランティアとの連絡調整 等）

イ 学習支援・体験活動（郷土学習等の授業や学習の支援、地域未来塾、土曜日の教育活動等）

ウ 放課後子ども教室開設時の備品整備等

○コミュニティ・スクールの導入推進及び活動の充実を図る実践研究

・事業内容 コミュニティ・スクールの導入及び発展・拡充に向けた調査研究を実施

○県立学校における法に基づくコミュニティ・スクールの導入

・事業内容 学校運営協議会の設置
コーディネーターの配置

○県立学校における兵庫県版コミュニティ・スクールの導入

② 地域における読書活動の推進（社会教育課）

【800千円】

読書に携わる地域人材の力を活用し、子どもの発達段階に応じて、不読率の低減等に向けて地域と学校が協力して行う取組のモデル構築を図り、学校・家庭・地域が連携して子どもの読書活動を支援する環境づくりを推進

③ ひょうごプレミアム芸術デーの開催（芸術文化課・社会教育課・文化財課・体育保健課）

【11,241千円】

県民誰もが気軽に芸術文化に親しめるよう、市町・民間事業者等とも連携し、美術館・博物館等の無料開放や、無料イベント、障害のある方や子育て世帯に配慮した取組等を実施

令和8年度はこれまでの「鑑賞」に加え、「芸術文化を直接体験する場」を創出

○実施期間 令和8年7月9日（木）～15日（水）

④ 県民芸術劇場事業（芸術文化課）

【24,099千円】

学校、市民会館等での舞台芸術公演を支援する「県民芸術劇場」について舞台芸術団体の技術向上と、鑑賞者ニーズを踏まえた公演の充実を図りつつ、青少年等により質の高い舞台芸術鑑賞機会を提供

⑤ **新** わくわく・きらきらアート体験事業（芸術文化課）

【12,000千円】

県域文化団体が小・中・高校・特別支援学校に講師を派遣し、学校において子どもたちが伝統文化や芸術文化を体験する事業を支援

○子ども伝統文化わくわく体験教室（伝統文化6分野）

○子ども芸術文化きらきら体験教室（芸術文化11分野）

⑥ ピッコロわくわくステージ（芸術文化課）

【16,016千円】

県内の中学生を対象に、希望する学校に対してピッコロシアター大ホールにおいて、ピッコロ劇団の公演を実施

○公演回数（1公演2校参加） 20公演

- ⑦ **新** アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト（芸術文化課） 【8,853千円】
Z世代をはじめとする若者の芸術文化活動を支援していくため、若者の芸術文化活動の発表の場を創出するとともに、文化部合同練習会等に専門指導者を派遣
- ⑧ こどもの館の運営（男女青少年課） 【169,589千円】
遊びや創作活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て支援機関や団体の活動の全県中核拠点として、多彩な事業を展開
- ⑨ 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業（男女青少年課） 【2,705千円】
青少年のふるさと意識を醸成するため、身近な地域での社会体験や豊かな自然に触れる体験を提供する取組を支援
○対象団体 県青少年団体連絡協議会に加盟する団体
- ⑩ 子ども・ユーススポーツ推進プロジェクト（スポーツ振興課） 【2,500千円】
ふるさと納税の活用により、子どもを対象としたスポーツ教室やイベント等の開催など、子どもたちがスポーツに触れる機会を充実
○実施内容（例）
防災スポーツ体験イベントを開催
- ⑪ ふるさと兵庫子ども環境体験の推進（環境政策課） 【15,134千円】
県内全ての幼児が、一定の専門性を踏まえた環境体験プログラムを継続的に受けられる体制を構築するため、幼稚園・保育所等が段階的に実施する環境体験を支援
○こども環境体験コーディネーターの設置
○環境体験プログラムの実施
- ⑫ 尼崎の森中央緑地での子育て支援型公園の展開（公園緑地課） 【7,260千円】
未来を担う子ども達が、100年をかけて生物多様性の森づくりを進める尼崎の森中央緑地の自然から多くのことが学べるよう、各年代に応じたプログラムを提供し、子ども達の成長を支援
- ⑬ ひょうごの景観ビューポイント150選の周知（都市政策課） 【392千円】
平成31年2月に選定した兵庫の素晴らしい景観を見ることが出来る絶好の場所「ひょうごの景観ビューポイント150選」について、令和2年度に紹介冊子を小中高等学校に配布
次代を担う若い世代へ更なる周知、子供達の地域への愛着心を培うため、小中学生を対象にした出前講座の実施
○対象 県内公立小中学校（5校程度/年）
○内容 ひょうごの景観ビューポイント150選の説明、SNSを活用した情報発信の紹介、SNS活用のきっかけづくり

(4) 海外留学のサポート

① **拡** 海外留学のサポート（教育課・国際課・高校教育課） 【62,615千円】

異文化に触れ、興味・関心、意欲を高め、自身の学びの深化につなげるための生徒の留学を後押しするため、留学支援金を給付するとともに、官民協働のHYOG O若者「海外武者修行」応援プロジェクトを実施

	コース	日数	補助金額 (上限)	対象 人数	その他
短期	I 短期留学	10日～ 1か月未満	6万円	507名	国費事業に採択されたプログラムを対象
	II 拡 チャレンジ 留学 (海外武者修行)	約1か月	50万円	高校生 30名程度 大学1年生 5名程度	留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする若者を対象 留学先で兵庫県の魅力を発信する活動を必ず行う
	III はじめて 留学	7日～ 1か月未満	20万円	31名	以前に留学経験が無い生徒が対象 奨学資金貸与基準以下の世帯を対象
長期	IV 長期留学	1年	40万円	14名	個人で民間団体等が主催するプログラムに参加する生徒が対象

II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

(1) 出会いの機会の創出

① ひょうご出会い支援事業の推進（男女青少年課） 【42,239千円】

結婚を希望する男女の出会いの機会を増やし、成婚に繋げるため、出会いサポートセンターを運営

○効果的なお見合い機会の提供

- ・民間事業者の知見やノウハウを活かし、出会いサポートセンターを運営
- ・オンライン化による利便性の向上と、AI マッチングを活用した相性の良いお相手との効果的な出会いの支援
- ・会員数 3,351人（令和7年度登録者数）
- ・登録料 5,000円/年

○イベント・相談会等の開催による出会いの促進

- ・民間イベントが少ない地域で出会いイベントを開催するとともに、話し方・身だしなみ・交際マナー等を学ぶ結婚力アップセミナーを実施
- ・応援団体（企業、NPO等）が実施するイベントを会員へ紹介
- ・対面での相談を望む方や、オンライン操作に不慣れな方等を対象に、県内各地で出張相談・登録会を開催

(2) 新婚世帯等への経済的支援

① 結婚に伴う新生活の支援（こども政策課） 【228,538千円】

新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)への支援を実施している市町に対して補助を実施

- 実施主体 市町
- 対象世帯 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯
- 対象経費 新居の住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用
- 補助上限額 夫婦共に29歳以下：600千円、左記以外：300千円
(いずれも1世帯当たり)
- 負担割合 都道府県主導型市町村連携コース：国2/3、市町1/3
一般コース：国1/2、市町1/2

② 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進（住宅政策課） 【3,180千円】

子育て世帯及び新婚世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅及び居住サポート住宅を供給する事業者等に対し、間取り変更等の改修や低額所得者への家賃低廉化等を支援

- 補助対象事業費 改修工事費補助：1,500千円/戸
家賃低廉化補助：40千円/月
家賃債務保証料低廉化補助：60千円/戸
住替え補助：100千円/戸
※補助を実施する市町（政令・中核市除く）に対し、市町負担の1/2を支援

③ ひょうご住まいサポートセンターの運営（住宅政策課） 【27,304千円】

「ひょうご住まいサポートセンター」を設置し、子育て世帯の住まいにおける様々な相談や住まいの情報提供

- 一般的な住まいの相談
- 専門家派遣によるリフォーム工事等に関する技術的アドバイス
- セーフティネット住宅など子育て世帯等が円滑に入居できる賃貸住宅情報の提供

2 不妊に悩む方への支援

(1) 不妊治療等への支援

- ① 不妊治療支援強化事業(健康増進課) 【215,000千円】
- 先進医療費助成
 - ・対象 夫婦（事実婚含む）
 - ・助成額 定額（3万円）
 - 通院交通費助成
 - ・対象 本人（同行者は対象外）
 - ・助成額 5千円を超える部分の1/2
 - プレコンセプションケアの推進〔再掲〕
 - 不妊治療支援の広報事業〔再掲〕
- ② 不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業（健康増進課） 【19,321千円】
- 不妊の原因を早期に発見するため、保険適用外の不妊の検査に係る費用の一部を助成
- 実施主体 市町
 - 対象者 夫婦（事実婚含む） ○助成額 検査費用の7/10
- ③ 不育症治療支援事業（健康増進課） 【3,024千円】
- 保険適用外の不育症の検査や治療にかかる費用の一部を助成
- 実施主体 市町
 - 対象 夫婦（事実婚含む） ○助成額 検査費の7/10・治療費の1/2
- ④ 若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業（疾病対策課） 【17,319千円】
- 抗がん剤や放射線治療等の影響で、将来の妊娠が見込めなくなるがん患者が将来に希望を持って治療に取り組めるよう、妊孕性温存治療及び温存後生殖補助医療に要する経費を助成
- ア 妊孕性温存治療
 - ・実施主体 県
 - ・対象者 がん等の治療により、生殖機能が低下または、失う恐れがあると医師に診断された者のうち、43歳未満の県民
 - ・負担割合 国1/2、県1/2
 - ・助成額 25千円(精子凍結に係る治療)～400千円(卵巣組織凍結に係る治療)
 - ・助成回数 対象1人に対して通算2回
 - イ 温存後生殖補助医療
 - ・実施主体 県
 - ・対象 がん患者が妊孕性温存治療を受けた後に、温存後生殖補助治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者のうち、治療期間の初日における妻の年齢が

- 原則43歳未満の県民
- ・負担割合 国 1/2、県 1/2
- ・助成額 100千円（アで凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療）～
300千円（アで凍結した精子を用いた生殖補助医療）
- ・助成回数：初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が
40歳未満である場合は通算6回、40歳以上であるときは通算3回

(2) 不妊治療と仕事の両立支援

① 不妊治療と仕事の両立支援事業（労政福祉課）

※P60 ひょうご仕事と生活センター事業【163,257円】に含む
社労士等専門家と不妊治療の当事者団体が連携し、企業に両立支援制度の導入や
職場での配慮等に適切な助言等を行うなど、伴走型支援を実施

② 不妊治療促進企業支援事業（健康増進課） 【1,096千円】

不妊治療のための休暇や勤務形態の選択制の導入や、従業員の理解促進に取り組む企業を支援

- 対象 健康づくりチャレンジ企業
- 助成額 1企業あたり10万円（1回限り）

(3) 相談機能の強化

① 妊娠等に関する相談窓口の設置(不妊・不育/男性不妊専門相談事業)

（健康増進課） 【993千円】

不妊治療や不育症、男性不妊等の総合相談として、医師・助産師等による面接・
電話相談事業を実施

3 安心して妊娠・出産できる環境づくり

(1) 周産期医療体制の整備

① 周産期母子医療センター運営費補助事業（医務課） 【278,745千円】

周産期母子医療センターの運営費の一部を助成することにより、診療機能の充実や、医師・看護師等の確保や処遇改善等を行い、周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心して出産ができる医療体制を整備

② 地域周産期病院支援事業（医務課） 【2,000千円】

県が認定した「兵庫県周産期医療システムにおける協力病院」に対し、病院の運営に必要な経費の補助を行うことで、協力病院を確保し、周産期医療体制を維持・強化

- ③ 産科医等確保支援事業（医務課） 【34,000千円】
 分娩手当等を支給する分娩施設に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇を改善しその確保を図り、県民が安心してお産できる産科医療体制を確保
- ④ 特定専門医研修資金貸与事業（医務課） 【7,200千円】
 産科医・小児科医等を目指す専攻医を対象に研修資金を貸与することで、専門医取得を支援するとともに、専門医取得後は医師確保が困難な医療機関へ派遣することにより、医療提供体制を確保
- ⑤ 周産期医療搬送調整拠点設置事業（医務課） 【14,812千円】
 ハイリスク妊産婦の転院搬送の必要が生じた際に、産科病床の空き状況を一元管理および受入調整を効率的に行うコーディネーターを設置することで、安心・安全な周産期医療提供体制を整備

(2) 小児医療の確保・充実

- ① 小児救急医療相談体制の整備（医務課） 【52,890千円】
 家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じ適切な医療機関の紹介を行う相談体制を整備
 ○県内全域を対象とした子ども医療電話相談（#8000）の翌朝までの運営
 ○地域における相談窓口の設置
- ② 新生児担当小児科医師確保支援事業（医務課） 【1,476千円】
 新生児を担当する医師に対する手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことで、新生児担当医の処遇改善・確保を図り、県民が安心してお産できる産科医療体制を確保
- ③ 地域の出産を支える助産師の資質向上（医務課） 【7,145千円】
 産前産後の切れ目のない妊産婦を支援する助産師の技術向上、医師との連携についての研修等を実施
 ○助産師資質向上研修支援事業
 地域における安全、安心、快適なお産の場を提供するため、助産師の実践能力を強化する研修等を実施
 ○助産師活用促進事業
 今後の助産師支援のあり方について検討を行い、本県における助産師の資質向上や確保に向けた支援を実施
- ④ 小児感染症対応力強化事業（疾病対策課） 【293千円】
 小児感染症患者については、限られた小児対応医療機関で対応する必要があることから、感染症対応力の強化を図るための研修等を実施

- ⑤ 小児慢性特定疾病医療費（疾病対策課） 【569,820千円】
 原因が不明で治療法が確立していない小児慢性特定疾病については、治療が極めて困難で、医療費も高額であることから、医療保険制度の自己負担分を公費負担し、患者及び家族の負担を軽減
- ⑥ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（疾病対策課） 【648千円】
 慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とし、多様な悩みや不安等を抱える小児慢性特定疾病患者の健全育成及び自立を支援
- ⑦ 風しん抗体検査費用助成の実施（疾病対策課） 【10,736千円】
 先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性やその同居家族等を対象に抗体検査費用を助成
 ○対象者 妊娠を希望する女性及びその同居家族、妊婦の同居家族
 ○予定件数 1,709人
 ○補助上限額 6,281円
- ⑧ 特定専門医研修資金貸与事業（医務課）〔再掲〕 【7,200千円】

(3) 課題を抱える妊産婦への支援

- ① 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業（児童家庭課） 【35,000千円】
 予期せぬ妊娠などを理由に支援の必要性が高い妊産婦を受け入れる場所を確保し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅をステップハウスとして見守りを含めた支援を継続して実施
- ② 妊産婦等生活援助事業(産前産後母子支援事業)(児童家庭課) 【24,000千円】
 特定妊婦等（出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）を支援するため、相談窓口を開設するとともに、母子の養育を支援
 ○相談窓口の開設
 養育に悩む妊産婦等及び妊産婦の支援機関のための相談窓口を開設
 ○家事や育児等のトレーニング
 児童虐待防止のための育児能力向上を図る実践的なトレーニングを実施
- ③ 課題を抱える妊産婦支援プロジェクト（児童家庭課）
 【5,300千円】（ふるさとひょうご寄附金）
 課題を抱える妊産婦が実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産でき、自立や夢が実現できるように応援プロジェクトを展開
 ○内 容
 ・出産準備支援事業（出産育児一時金の超過負担分を支援）

- ・資格取得支援事業（各種資格取得等に要する経費を支援）
- ・自立準備支援事業（自立に必要な生活必需品購入費及び新生児必需品を支援）
- ・就職支度支援事業（就職する際に直接必要な経費を支援）
- ・妊産婦ホストファミリー（週末里親型）の運営

④ 予期せぬ妊娠SOS相談事業（健康増進課） 【16,547千円】

思いがけない妊娠等に悩む者が、専門職に24時間365日体制で相談できる窓口を設置

- 実施方法：メール、LINE、電話、面談（予約制）による相談等
- ネットワーク構築のための運営会議の開催
相談後の医療機関や行政と連携・協力した継続的な支援体制を構築
・構成員：県医師会、県助産師会、行政（県・市町）、学識経験者等
- 負担割合：国1/2、県1/4、神戸市1/4
- 実施方法：公益社団法人へ委託

4 産前・産後における切れ目のない支援

(1) 妊娠・出産期における相談や支援の充実

① **新** 出産・健診等安心アクセス支援事業（医務課） 【5,700千円】

妊産婦等の居住地に関わらず、安心して出産等ができる体制を整備するため、遠方の産科医療機関等で出産等が必要な妊婦に対して、通院交通費を支援

- 実施主体 市町
- 対象 自宅等から最寄りの産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等
- 対象経費 妊婦健診、出産、産婦健診、不妊治療、産後ケア事業、乳幼児健診にかかる最寄りの産科医療機関等までの移動に要した経費（8割相当を上限とする）

② **新** 出産・産後ケア施設設備整備支援事業（医務課） 【56,000千円】

物価上昇の厳しい環境の中でも妊婦の希望に応じた出産や産後ケアを行える環境を整備するため、助産所等の老朽化した設備・備品の更新等、現場ニーズに対応した支援を実施

- 補助率 1/2 以内（補助上限 150 千円/施設）

③ 市町こども家庭センターの設置促進（児童家庭課） 【－千円】

県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員の受入を検討するとともに、市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援。また、県内市町こども家庭センターの設置状況、課題解決方法等を取りまとめた情報を各市町に提供すること等によって、未設置市町に参考にしてもらい、全市町設置に向けて取り組む

- ④ 妊婦等包括相談支援（健康増進課） 【21,005 千円】
市町が実施する妊婦等包括相談支援事業にかかる経費の一部を補助
○実施主体 市町
○負担割合 国 1/2、都道府県 1/4、市町 1/4
- ⑤ 思春期及び母子保健推進事業（健康増進課） 【805 千円】
性に関する地域とカウンセリングを学んだ大学生等（ピアサポーター）に気軽に相談できる場を開設するとともに、出産・育児に悩む妊産婦の課題を関係機関が共有認識し、連携強化を図るために研修会や連絡会議を実施
○ピアサポートルームの開設：妊娠・出産包括支援会議の開催
○地域思春期保健関係者によるネットワーク会議の開催
○健康学習会の開催
- ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)（健康増進課） 【57,958千円】
生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、相談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し、支援を実施する市町に対して補助を実施
○実施主体 市町
- ⑦ 養育支援訪問事業（健康増進課） 【9,614 千円】
市町が実施する養育支援が必要な家庭への訪問指導等にかかる経費を補助
○実施主体 市町
○負担割合 国1/3、都道府県1/3、市町1/3
- ⑧ 産後ケア事業（健康増進課） 【245,378千円】
産後の母子に対して助産師等の専門職による心身のケアや育児の指導及び相談等を行う産後ケア事業の実施に必要な費用の一部を補助
○実施主体 市町
○負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町1/4
○対象者 出産後1年以内の母子であって、心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とする者
- ⑨ 予期せぬ妊娠SOS相談事業〔再掲〕（健康増進課） 【16,547千円】

(2) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

- ① 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止（労政福祉課） 【一】
職場においてマタニティハラスメントやパタニティハラスメントをはじめとした妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取り扱いが生じることの無いよう、労働局と連携し、あらゆるハラスメントを予防するための普及啓発や周知を実施

(3) 健康な体づくり(食育の推進、歯と口腔の健康づくり、受動喫煙対策)

- ① 健やか食育プロジェクト事業の実施（健康増進課） 【380千円】
若い世代の食育力の強化や低栄養の予防・改善を図るため、行政と地域食育関係者が連携し、推進方策の検討や地域の課題に応じた食育実践活動を展開
- ② 大学生向け朝食摂取率向上プロジェクトの実施（健康増進課） 【107千円】
食生活上の課題の多い若い世代（大学生）を対象に、管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの朝食摂取率向上を図るため創意工夫ある取組を実施
- 実施内容 参加体験型のセミナー・グループワーク、簡単朝食レシピの開発と普及、大学のホームページなどを活用した朝食摂取キャンペーン等を実施
- ③ 乳幼児期からの歯及び口腔保健対策拡充支援事業（健康増進課） 【505千円】
乳幼児期からの早期に科学的根拠に基づくフッ化物応用によるむし歯予防に取り組むことで、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを促進。フッ化物洗口事業を市町主体で実施できるよう、地域の実情に応じた市町への導入支援ならびに技術支援を実施
- フッ化物洗口推進研修会・フッ化物洗口実務者支援会議の開催
 - 市町への技術支援
 - フッ化物洗口支援事業
- ④ 受動喫煙対策等推進事業（健康増進課） 【14,255千円】
受動喫煙の防止等に関する条例及び健康増進法を踏まえ、喫煙による健康被害の防止を啓発するとともに、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもに対する喫煙防止教育の充実を図るほか、受動喫煙対策に関する相談支援と啓発を実施するなど、望まない受動喫煙のない快適な生活環境づくりを推進
- 条例の普及啓発の推進
 - 飲食店向け受動喫煙防止啓発動画のデジタル広告を活用した周知啓発
 - 相談・指導体制の充実
 - ・受動喫煙対策支援員等の配置
 - ・条例の遵守に向けた施設への改善指導等
 - 条例の規制対象施設における受動喫煙対策の取組状況を把握するための調査を実施

III 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

1 保育の受け皿の充実

(1) 保育所、認定こども園の整備

- ① 賃貸物件による保育所等整備支援事業（こども政策課） 【3,164千円】
定員拡大に向けた、駅前等における賃貸による保育所等の整備を支援
- 事業主体 市町
 - 対象施設 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - 補助要件 賃貸物件を活用し、施設の新設等により定員を拡大する保育所、認定こども園、地域型保育事業であって、建物賃料が賃料加算の額の1.5倍を超え、3倍以下である施設
 - 対象経費 賃料加算額を1.5倍にした額と建物賃料の差額
 - 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3
- ② 保育所等用地取得に関する利子負担軽減事業（こども政策課） 【1,189千円】
用地を取得して施設を整備する保育所に対して用地取得に係る利子負担の一部を補助
- 事業主体 市町
 - 対象施設 保育所等の新增設で定数を5人以上拡大するもので、用地取得にあたり福祉医療機構から借入を行うもの
 - 対象経費 借入期間中の利子総額
 - 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3
 - 件数 1件
- ③ 認定こども園整備等促進事業（こども政策課） 【38,495千円】
保育所及び幼稚園が、認定こども園に移行する際に実施する施設整備等に対し、国庫補助の対象外となる施設の拡充に要する経費及び必要となる準備経費の一部を支援することにより、認定こども園の普及を促進
- 認定こども園施設整備補助（18,495千円）
 - ・箇所数 3箇所
 - ・負担割合 県1/2、事業者1/2
 - ・実施主体 幼稚園型認定こども園を整備する私立幼稚園
保育所型認定こども園を整備する民間保育所
幼保連携型認定こども園を整備する私立幼稚園、民間保育所
 - 移行促進補助（20,000千円）
 - ・箇所数 20箇所
 - ・負担割合 私立幼稚園 国1/2、事業者1/2
民間保育所 県1/2、事業者1/2
 - ・補助対象経費 認可・認定申請業務に要する経費（人件費）
移行に必要な備品等の購入に要する経費（R6より幼稚園も対象）

④ 子どものための教育・保育給付費県費負担金（こども政策課） 【38,180,351千円】

幼児期の学校教育、保育を総合的に推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を利用する子どもに対する財政支援である「施設型給付」「地域型保育給付」を市町に支弁

- 実施主体 市町
- 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4（一部 県1/2、市町1/2）
- 給付額 公定価格から利用者負担額を減じた額
- 幼児教育の無償化

令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担

(2) 多様な受け皿の確保

① 企業主導型保育事業の促進（こども政策課） 【6,243千円】

従業員の多彩な働き方に対応した保育サービスを提供する企業主導型保育事業の整備や運営の充実を図るとともに地域枠の拡大を促進

- 企業主導型保育事業推進窓口の設置等

県内に推進窓口を設置するとともに、企業向けセミナーを開催することで、企業主導型保育事業を推進

- ・設置場所 こども政策課内
- ・業務内容 開設・運営に関する相談、助成額の試算支援、先行事例の横展開、運営ノウハウ等のセミナーの開催（2回）

- 企業主導型保育事業促進事業

新たに地域枠定員を2人以上設け、地域の保育が必要な子どもを受け入れる企業主導型保育事業を支援

- ・実施主体 市町
- ・補助要件 新たに地域枠定員2人以上を設けること
- ・対象経費 保育上必要となる備品
(小型遊具、絵本、フロアマット、ロッカー等の保育用品)
- ・補助単価 200千円/人(上限10人)
- ・対象施設 2施設
- ・負担割合 県2/5、市町2/5、事業者1/5

② 保育定員弾力化緊急支援事業（こども政策課） 【3,200千円】

既存施設の定員の弾力化により受入人員の拡大を図るため、受入れに要する保育用品の購入経費及び保育の質を確保するための保育士等の研修費用を支援

- 事業主体 市町（「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択市町又は当該年度4月1日時点において待機児童が生じている市町に限る。）

- 対象施設 民間認可保育所、民間認定こども園
- 補助要件 定員の弾力運用で2・3号認定児童※の受入人員を前年度と比較して年度平均在所数で2人以上拡大した場合
※保育を必要とする0～2歳児（3号）、3～5歳児（2号）
- 対象経費 ①小型遊具、絵本、フロアマット、ロッカー等の保育用品購入費、
②保育士等の研修費用
- 補助単価 200千円/人(上限10人)(ただし、②は100千円を上限)
- 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3
- 実施箇所数 6施設
- 事業期間 令和10年度末まで

- ③ 保育定員の拡大に伴う保育環境改善事業（こども政策課） 【600千円】
既存施設を活用した保育定員の拡大を図るため、子どもの受入れ環境改善に要する遊具の更新経費などを支援
- 事業主体 市町
 - 対象施設 民間保育所、保育所型認定こども園
 - 補助要件 定員を5人以上拡大する場合
 - 対象経費 遊具等の備品や保育環境の維持・向上に必要な施設整備に係る経費
 - 補助基準額 1,800千円/園
 - 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

2 乳幼児教育・保育の質の向上

(1) 保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上

- ① 特色ある保育の推進（こども政策課） 【2,090千円】
保育の質向上に積極的に取り組む民間保育所を表彰し、保育の質を向上
- 保育大会の開催
 - ・開催場所 宍粟市
 - ・開催時期 令和8年10月24日
 - ・参加人数 約800人
 - 創意工夫保育賞の授与
特色ある保育に取り組んでいる保育所等について選考を行い、創意工夫保育賞を授与（1～3箇所程度）
- ② 認定こども園園長研修等の実施（こども政策課） 【2,440千円】
県独自の園長認定制度に伴う園長資格に必要な研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施
- 園長研修
 - ・対象者 認定こども園の園長または園長就任予定者
 - ・期間 5日間（30時間）程度
 - 主幹保育教諭研修
 - ・対象者 認定こども園の主幹保育教諭等
 - ・期間 1日（6時間）程度

③ **新** 保育実践・対応力向上研修事業（こども政策課） 【1,901千円】

保育所・認定こども園等の現場で直面する複雑な課題（カスタマーハラスメントへの対応や不適切保育の未然防止等）への対応力を高めるための研修を実施

- ・対象者：保育所、認定こども園等の施設長、主幹保育教諭等管理職
- ・内容：カスタマーハラスメント対策、こどもの人権擁護の視点に立った保育実践等

④ ひょうご保育士等キャリアパス総合促進事業（こども政策課） 【3,985千円】

保育の質の確保のため、保育士等のキャリアアップ及び質の向上に対するモチベーションの向上を図るとともに、全ての保育士等が十分に研修を受講できる環境を整備

○ひょうご乳幼児教育・保育マイスターの養成

一定の要件を満たした上で養成研修を修了した者に対し、県が設置する審査会において審査を行い「ひょうご乳幼児教育・保育マイスター」として認証

- ・対象者 県内の私立保育所、認定こども園、幼稚園等の園長、主任、中堅保育士等で一定の要件を満たす者

・人数 40人

・受講要件

ア 資格要件 保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかを保有

イ 職務経験 乳幼児教育・保育への従事歴が10年以上

ウ 研修受講歴（いずれかを修了していること）

〔園長・施設長級〕計30時間(認定こども園園長等研修等)

〔副園長・主任級〕計30～50時間

(認定こども園主幹保育教諭研修に加え、認定こども園園長研修または保育士等キャリアアップ研修3分野)

〔中堅保育士(副主任・中核リーダー級)〕計120時間

(保育士等キャリアアップ研修全8分野の修了等)

エ 実施方法 (公社)兵庫県保育協会へ委託(審査会及び認証は県が実施)

○加配保育士等の研修参加支援(代替要員費助成)

公費により人件費が措置されていない加配保育士等の研修参加に係る代替要員の人件費について、公定価格における代替要員費相当を助成

- ・対象施設 私立保育所、私立保育所型・幼保連携型認定こども園(政令市・中核市所在施設を除く)

- ・助成要件 公定価格上の必要保育士等数を超えて保育士等を配置し、施設の全保育士等の研修参加延べ日数が全保育士等数×3日を上回ること

- ・助成額 加配保育士等数×21千円×1/4

- ⑤ **保育所等における要支援児童等対策推進事業（こども政策課）** 【30,827千円】
 発達障害児や親が育児不安を抱えている子どもその他の要支援児童等に対応するため、関係機関との連携や、専門性を活かした相談・コーディネートを行う「地域連携推進員」を基幹となる保育所等に配置し、他の保育所への巡回支援を実施する取組を支援
- ・ 支援対象 親が育児不安を抱え、また不適切な養育環境に置かれている子どもとその保護者、及び当該子どもを預かる保育所等
 - ・ 実施主体 市町
 - ・ 補助単価 1箇所あたり年額4,567千円（負担割合 国1/2、県・市町1/4）
- ⑥ **多様な主体の参入促進・能力活用事業（新規参入施設への巡回支援）（こども政策課）** 【2,265千円】
 良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るため、保育施設、地域子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うのに必要な費用の一部を補助
- 実施箇所 17箇所（4市町）
 - 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- ⑦ **特別支援保育加配事業（こども政策課）** 【2,348千円】
 発達障害児等を受け入れる私立認定こども園のうち、国庫補助（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）の対象外となる施設に対し、職員の加配に必要な経費を県独自で支援
- ・ 補助要件 対象となる障害児1名のみで当該施設の在籍園児数が80人以上（※）受け入れる私立認定こども園
 ※国制度では「2名以上又は障害児1名のみで当該施設の在籍園児数が80人未満」が対象
 - ・ 実施主体 市町（政令中核市を除く）
 - ・ 補助単価 32,600円／月・人（負担割合 県1/2、市町1/2）
- ⑧ **保育士人材確保研修等事業（こども政策課）** 【1,691千円】
 保育士養成施設の学生等を対象にした保育士の人材確保及び就業継続支援を目的とした研修や、保育実習の質の確保を目的とした研修を実施することにより、不足している保育士人材の確保を図るとともに、保育の質の向上に寄与

(2) 安全安心な教育・保育環境の確保

- ① **認定こども園の適正な運営の推進（こども政策課）** 【－】
 「認定こども園の適正運営・再発防止のための指針（H29.7）」に基づき、認定こども園の更なる適正運営や質の向上を推進
- 認可・認定時の審査の厳格化
 - 指導監査等の強化

- 研修制度（認定こども園園長研修等）の充実
- 自己点検・自己評価制度の推進
- 認定こども園・保育所等ホットラインによる相談の実施

- ② 「子育てのための施設等利用給付」に係る監査業務説明会（こども政策課） 【247千円】
 令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により創設された「子育てのための施設等利用給付」の対象となる認可外保育施設等に対する監査業務にかかる説明会を実施
- 対象 県・市町の監査事務担当職員約100名
 - 監査対象 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、預かり保育事業
- ③ 認定こども園・保育所等ホットライン（こども政策課） 【14,357千円】
 認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や悩みごとに対応する電話等の相談窓口を設置
- 対象者 県内保育施設等で勤務する職員・保護者等
 - 相談方法 ・電話相談 #7350（保育のなやみごとゼロ）・078-362-3654
 ・LINEチャット相談、メール相談
 保育相談専門コーディネーターが対応
 - 対応時間 ・電話相談
 平日9:00～21:00、土日祝9:00～17:00（12/29～1/3除く）
 ・LINEチャット相談、メール相談
 平日9:00～17:00（開庁日）

3 持続可能な教育・保育体制の確保

(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ① 保育体制強化事業（こども政策課） 【193,145千円】
 保育に関する周辺業務や児童の園外活動時の安全管理に地域の多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減
- 対象施設 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園等
 - 実施主体 市町
 - 補助対象
 - ・保育支援者の配置 117千円／月
 - ・園外活動時の見守り 47千円／月
 - ・スポット支援員の配置 47千円／月
 - 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4
 - 実施箇所数 639施設（予定）

② 保育士キャリアアップ研修事業（こども政策課） 【10,465千円】

保育士等の追加的な処遇改善の要件となる保育技能の向上に向けた専門的研修を実施し、習得する技能に応じた施設型給付等（前掲）のキャリアアップが図れる仕組みの構築に取り組むことで、保育の質向上と保育士の離職防止を促進

○実施内容

- ・乳児保育等8分野について、県と市町で役割分担のうえ実施
県4分野、市町4分野 ※政令・中核市を除く
県：①障害児保育、②食育・アレルギー対応、③マネジメント、④保育実践
市町：⑤乳児保育、⑥幼児教育、⑦保健衛生・安全対策、⑧保護者支援・子育て支援
- ・県実施分については、3分野（①～③）2回（200人／回）を実施
※1分野（④）は「潜在保育士復職支援研修」として実施

③ 保育の質向上のための処遇改善（こども政策課） 【30,775千円】

保育人材の確保と職員の定着を支援し、保育の質の向上を図るため、公定価格の対象外となる保育所等の職員も、経験年数概ね3年以上の技能・経験の水準の者を対象とする処遇改善を受けられるよう支援

- 対象施設 公定価格の基準以上に職員を配置している民間保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園（政令・中核市域除く）
- 補助額 （1施設あたり）月5千円×1/2×単独加配職員の8/15の人数分
- 負担割合 県10/10

④ 兵庫県病児保育士処遇改善事業（こども政策課） 【390千円】

病児保育事業における保育士の確保と専門性の強化を図り、働きながら安心して子育てできる環境整備を支援するため、病児保育に関する研修を受講した保育士がいる施設の処遇改善を支援

- 事業主体 市町
- 対象施設 病児対応型・病後児対応型病児保育施設（国庫事業）
- 補助要件 施設に病児保育に関する一定の研修を受講した保育士がいること
施設が保育士に対して給与の増額等処遇改善を行っていること
市町による処遇改善事業が実施されていること
- 補助基準額 1施設あたり年額120千円（上限）
- 負担割合 県1/2、市町1/2

⑤ 病児・病後児保育研修会（こども政策課） 【－】

病児保育士処遇改善事業の要件となる病児保育に従事する職員が知識を習得し、資質を確保するための研修を実施することで、病児保育に携わる職員の質向上と離職防止を促進

○実施内容

- ・病児・病後児保育を利用する子どもへの対応方法や、感染症対策などの医療的知識を学ぶ

⑥ 保育所等における食の安全・安心推進事業（こども政策課） 【12,150千円】

増加する食物アレルギー児へ対応するため、個別食を提供する民間保育所・認定こども園に対し、調理員等を加配経費の一部を補助

- 対象施設 食物アレルギー（以下「FA」）児対応として、個別食を提供する民間の保育所や認定こども園のうち以下の①②のいずれかに該当
 - ①FAのためのアナフィラキシー補助治療剤（エピペン®）を携行する児童が在園
 - ②FA 3品目（卵・乳・小麦等）以上を持つ児童が在園

- 補助基準額 該当在園児1人あたり年額324千円
- 補助上限額 2,592千円/施設
- 実施主体 市町〔政令・中核市を除く〕
- 負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2

(2) 資格取得等への支援

① 保育人材確保対策貸付事業費補助（こども政策課） 【一】

保育士資格保有者の拡大と復職支援を進めるため、保育士資格取得を目指す学生への修学資金の貸付や、保育士資格取得を目指す保育補助者を雇用する施設への雇上経費の貸付、再就職する保育士への就職準備金や未就学児に係る保育料の貸付を行うための原資を助成（実施主体への事業費補助はH28年度実施済み）

- 実施主体 （公社）兵庫県保育協会
- 貸付内容

区分	保育補助者雇上費貸付	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	就職準備金貸付	保育士修学資金貸付	未就学児を持つ保育士への預かり支援利用料の一部貸付
対象経費	保育士資格取得を目指す保育補助者の雇用に要する費用	新たに就職する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料等	潜在保育士の復職が決定した際の就職準備資金	経済的状況等から貸付が必要で、学業優秀な者として、指定保育士養成施設の推薦を受けた学生の修学に要する費用	勤務時間の都合で利用する預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート事業、ベビーシッター派遣事業等）の利用料
上限額	年295万3千円（一定の要件を満たす保育所等では221万5千円以内を加算）	保育料の1/2（月額2万7千円以内）	40万円以内	入学準備金 20万円 授業料等 5万円 就職準備金 20万円 ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付	利用料金の半額（年額12万3千円以内）
貸付期間	3年間	1年間	1回限り	2年間	2年間
返還免除要件	保育補助者が3年間保育士資格を取得	県内の保育所等で2年間就業	県内の保育所等で2年間就業	保育士資格を取得後、県内の保育所等で5年間就業	県内の保育所等で2年間就業

② **新** 私立学校等教員確保支援事業（教育課）

【14,018千円】

私立学校の人材確保と若年者の県内就職、定着を図るため、教員の奨学金の返済負担を軽減

- 補助対象 県内で幼稚園、小学校、中学校、高等学校を運営する学校法人等
- 支援対象 上記法人に勤める者で、以下の要件を満たすもの
 - ・常勤教員
 - ・40歳未満（申請年度末時点で39歳以下）
 - ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- 支援期間 対象者1人につき最長17年間
ただし、女性活躍促進やワーク・ライフ・バランスなど、県の認定制度において一定水準を満たした企業によって補助期間が異なる
- 補助率 一旦学校法人等が教員に支払った後に、学校法人等に最大6万円、教員本人にも最大6万円を補助(上限：12万円/年)

③ 保育教諭確保のための資格取得支援（こども政策課）

【2,622千円】

幼保連携型認定こども園で働くために必要な資格（幼稚園教諭免許や保育士資格）の取得を支援するため、養成施設受講料及び代替職員雇上費用等を助成

- 補助額 養成施設受講料 上限100千円
- 代替職員雇上費用 8,040円/日

④ **拡** 子育て支援員認定等研修（こども政策課）

【15,658千円】

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援業務に従事することを希望する者を対象とした、子育て支援に関する研修、認定、登録を実施するとともに、質の向上を図り子育て支援に関わる人材を広く養成

R8年度は地域保育コース（こども誰でも通園制度）を新設

- 実施主体 県
- 実施コース 地域保育コース（地域型保育、こども誰でも通園制度）
地域子育て支援コース（利用者支援事業）
放課後児童コース
社会的養護コース
質の向上研修

⑤ **拡** 幼児教育現場における人手不足解消支援事業（教育課）

【3,757千円】

- 私立幼稚園就職フェア開催支援事業(2,965千円)
私立幼稚園等の人材確保を図るため、幼稚園教員養成校を卒業見込みの学生等を対象に開催する私立幼稚園就職フェアを支援（年2回開催）
- 人材登録センターの運営支援(792千円)
転居・育児等の事情で離職した再就職希望者等、潜在幼稚園教諭の復帰支援を行う人材登録センターの設置・運営に対し補助
 - ・実施主体 （一社）兵庫県私立幼稚園協会

- ⑥ 高校生保育の仕事やりがい魅力体験事業（こども政策課） 【5,076千円】
 保育士の人材確保を促進するため、進路を決める重要な時期である高校生を対象に、夏休みを活用して保育所等での仕事体験（室内あそび、給食の配膳等）を実施
 ○体験期間 1人あたり3日間
 ○対象人数 400人
- ⑦ **新** 地域限定保育士試験事業（こども政策課） 【10,098千円】
 保育人材の確保を図るため、実技試験の代わりに実技講習の修了で資格取得が可能な地域限定保育士試験を実施
 ○筆記試験 通常の保育士試験の後期日程と同日実施（10月）
 ○実技講習 筆記試験合格者に対して実施（12月）
- ⑧ 保育体制強化事業〔再掲〕（こども政策課） 【193,145千円】

(3) 潜在保育士・幼稚園教諭等の復職支援

- ① 潜在保育士復職支援研修（こども政策課） 【4,225千円】
 潜在保育士の再就職において障害となっている保育士の不安感を取り除くために学科や実習を盛り込んだ研修を実施
 ○実施地域 保育を必要とする児童が多い地域
 ○研修日数 1地域あたり3日間（座学2日、実習1日）程度
 ○受講者数 1地域あたり30人程度
- ② 保育士・保育所支援センター開設等事業（こども政策課） 【16,610千円】
 保育士の専門性向上と質の高い人材の安定確保に向け、潜在保育士の就職や活用支援等を行うため、保育士・保育所支援センターを運営
 ○実施主体 （公社）兵庫県保育協会
 ○設置場所 兵庫県福祉センター内
 ○実施内容 保育士等人材バンクの運営
 民間保育所就職フェアの開催
- ③ **新** 保育士復職支援アンケート事業（こども政策課） 【2,130千円】
 保育人材の確保を図るため、県内の保育士資格登録者を対象にアンケートを実施し潜在保育士を抽出、復職支援研修の受講や保育所・保育士支援センターへの登録等を勧奨
 ○調査対象 県内保育士登録者約27,000人に対し3年間（R8～R10）でアンケートを実施
 ○調査内容 潜在保育士の抽出、メールアドレスの確認（任意）等

- ④ 保育人材確保対策貸付事業費補助【再掲】（こども政策課） 【一】
- ⑤ **拡** 幼児教育現場における人手不足解消支援事業【再掲】（教育課【3,757千円】）

(4) 保育所等の多機能化への支援

- ① 保育所における放課後児童クラブ開設への支援モデル事業（こども政策課） 【8,000千円】

高止まりしている放課後児童クラブの待機児童数を減少させるため、保育所の空き教室を活用した放課後児童クラブの開設を支援

○実施内容

- ・放課後児童クラブ開設に必要な事務を行う職員雇上経費の補助
- ・放課後児童クラブを開設するのに必要な国庫補助対象外経費の補助
- ・ボールの飛び出し等を防止するためのフェンス設置工事に係る費用を支援

○負担割合：県1/3、市町1/3（任意随伴）、事業者1/3

4 多様なニーズに応じた子育て支援

(1) 地域における子育て支援

- ① 地域子育て支援拠点事業（こども政策課） 【388,884千円】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

- ② まちの子育てひろばへの支援（男女青少年課） 【4,755千円】

保育所や幼稚園、子育てサークル等が児童館等で開設している「まちの子育てひろば」にアドバイザーを派遣し、親子遊びや子育ての悩み相談等を実施

- ③ 利用者支援事業（こども政策課、児童家庭課、健康増進課） 【347,792千円】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を実施

○実施個所数

基本型	144か所
特定型	12か所
こども家庭センター型	21か所
妊婦等包括相談支援事業型	15か所

○負担割合 国2/3、県1/6、市町1/6 ※国1/2、県1/4、市町1/4
※妊婦等包括相談支援事業型

④ 一時預かり事業（こども政策課）

【1,117,316千円】

一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備

一時預かり利用者負担軽減の予算を一時預かり事業へ統合

- 実施箇所 幼稚園型 693箇所
幼稚園型以外 757箇所
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

⑤ 延長保育事業（こども政策課）

【525,849千円】

保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育を実施することにより、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てできる環境づくりを推進

- 実施箇所 保育短時間 575箇所
保育標準時間 956箇所
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

⑥ 病児・病後児保育推進事業（こども政策課）

【594,062千円】

就労の状況等から病気や病後の子どもを看ることができない保護者を支援する病児・病後児保育事業を推進

- 対象 保護者の労働等により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- 実施類型

病児対応型	病後児対応型	体調不良児型	訪問型
病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な児童を保育	病気の回復期で集団保育が困難な児童を保育	保育中、体調不良となった児童に対し、保育所等において一時的に対応	病児・病後児の自宅において一時的に保育

⑦ 病児・病後児保育施設整備費補助（こども政策課）

【95,832千円】

病児・病後児保育事業を実施するための施設整備（創設及び改築、拡張、大規模修繕）に要する経費を助成

- 整備予定箇所 6箇所
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
国3/10、県3/10、市町3/10、法人1/10（※設置主体が法人の場合）

- ⑧ **ファミリー・サポート・センター事業（こども政策課）** **【99,862千円】**
 育児の援助を行いたい人と受けたい人をつなぎ、一時預かり（病児・病後児預かりを含む）等の相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを運営する市町を支援
 ○提供回数 50,000回（予定）
 ○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- ⑨ **乳幼児子育て応援事業（教育課・こども政策課）** **【874,338千円】**
 少子化の進展などにより家庭の教育力の低下が懸念される中、私立幼稚園や保育所における幼児教育体験や親教育、遊び指導等の新たな子育て支援の取組を支援
 ○保育所（対象：在宅の0～2歳児及びその親）
 ・実施内容 親を対象とした教室（離乳食指導・しつけ等）、子どもの預かり、親子で体験する講座（粘土遊び・ベビーマッサージ等）
 ・対象経費 人件費、事務費、備品購入費
 ・実施回数 1か所当たり年間96回もしくは48回
 ・補助単価 96回：1,190千円
 48回：595千円
 ○幼稚園（在宅子育て応援事業）
 ・実施内容 幼児教育体験、親子交流会、育児相談 等
 ・実施回数 年間96回上限
 ・補助単価 8千円～20千円（1回当たり）
 ○幼稚園（1歳児子育て応援事業）
 地域の乳幼児と親が気軽に集い交流する「子育てサロン」を開設する私立幼稚園等に補助
- ⑩ **私立幼稚園認定こども園特色教育推進事業（教育課）** **【75,000千円】**
 私立幼稚園が実施してきた特色教育を子ども・子育て支援新制度の認定こども園としても継続実施できるよう支援
 ○事業内容 学校法人立の認定こども園が実施する特色教育に要する経費を補助
 （例）農作物の栽培体験、防災教育、ボランティア教育 等
- ⑪ **乳幼児の運動習慣づくり推進事業（スポーツ振興課）** **【272千円】**
 第2期スポーツ推進計画に基づき、運動・スポーツが好きな子どもの増加を図るため、幼児期からの運動習慣の基盤づくりに取り組む。運動遊び教室の開催、スポーツ体験イベントの実施など、多角的な取組を展開
 ○運動遊び教室の開催
 ・回数 年2回
 ・内容 乳幼児期に見られやすい発達上の課題に配慮し、克服・改善につながる運動遊びプログラムを実施
 ○スポーツ体験イベントの開催

- ・回数 年1回
- ・内容 乳幼児及び保護者を対象に運動・スポーツが好きになるきっかけをつくるスポーツ体験を実施

- ⑫ **私立幼稚園等子育て支援カウンセラー事業（教育課）** **【53,850千円】**
 発達が気になる園児や子育てに不安を抱える保護者への継続的なケアを行うため、カウンセラーを配置する私立幼稚園等に対し補助
- 対象施設 私立幼稚園及び学校法人立の認定こども園
 - 実施回数 年6回以上
 - 補助単価 150千円／年（年12回以上実施する場合は300千円／年）

- ⑬ **拡 幼児教育連携促進事業（義務教育課）** **【13,204千円】**
 幼稚園、認定こども園、保育所の関係する機関が連携し、本県における幼児教育の更なる充実を推進
- 「ひょうごっ子幼保小の架け橋教育支援センター」の設置
 - ・設置主体 教育委員会と知事部局の連携による設置
 - ・構成員 センター長（学識経験者〔幼児教育の専門家〕）、関係課職員、幼児教育アドバイザー
 - ・業務内容 保育者・指導者の研修及び保育への支援
幼保小の連携及び接続等
 - 幼児教育アドバイザーの配置・派遣
 - ・配 置 1人（元幼稚園長、こども園長を想定）
 - ・役 割 幼保小の連携・接続に向けた、園や学校への指導助言等
 - 幼児教育連携促進協議会の開催（年4回程度）
 - 幼児教育連携促進フォーラムの開催
 - 「すくすく ひょうごっ子（幼児教育資料・親子ノート）」の配布
 - ・作成部数 約5万部
 - ・配布先 県内園所に通う3～5歳児の保護者

(2) 家庭の事情に応じた柔軟な支援

- ① **子育て短期支援事業（児童家庭課）** **【27,398千円】**
 保護者の病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かることで安心して子育てができる環境を整備（トワイライトステイを含む）
- また、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供に要する費用を補助
- 負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3

② 子育て世帯訪問支援事業（こども政策課） 【64,940千円】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止

○ 支援対象

- ・ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ・ 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ・ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ・ その他、市町が特に支援が必要と認めた家庭

○ 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

③ 医療的ケア児保育支援事業（こども政策課） 【299,104千円】

看護師等の配置による医療的ケア児を受け入れる保育所等への補助等により、保育所等における医療的ケア児の受入体制を整備

○ 補助基準額

区 分			補助基準額
基本分	保育所等	看護師等配置 ※2名以上のケア児受入に対し看護師等を複数配置する場合5,798千円加算あり	5,798千円
		保育士等配置 ※2名以上のケア児受入に対し保育士等を複数配置する場合4,950千円加算あり	4,950千円
	市 町	巡回看護師の配置	5,491千円
加算分	保育所等	研修受講支援	300千円
		補助者配置	2,533千円
		備品補助	100千円
		災害対策備品整備	100千円
		園外活動移動支援加算	40千円
	市 町	医療的保育支援者配置 (喀痰吸引等研修受講者)	2,533千円 130千円
		市 町	ガイドライン策定
市 町	検討会設置	360千円	

○ 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4 ※国2/3、県1/6、市町1/6

※医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体について、国負担割合の嵩上げ適用

○ 実施市町 18市町

- ④ **私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業（教育課）** **【2,899千円】**
 看護師等の配置による医療的ケア児を受入れる私立幼稚園への補助等により、私立幼稚園における医療的ケア児の受入れ体制を整備
- ⑤ **アウトリーチ型在宅育児相談事業（こども政策課）** **【10,984千円】**
 子育ての悩みや不安を抱え在宅で育児をする世帯をより積極的に支援するため、アウトリーチ型の子育て相談を実施
- 対象者 県内で在宅育児（就学前まで）を行う保護者
 - 対応時間 平日（祝日及び年末年始を除く）の9時～17時
 - 相談内容 産後の悩み、母乳、子どもの発育・発達、離乳食、アレルギー、生活・遊び、しつけ、歯科・口腔衛生等
 - 相談方法
 - ・電話相談・LINEチャット相談
 保育士資格を有する保育相談専門員が対応
 - ・Web又は訪問相談（専門相談）
 県へ事前登録した助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の専門職や育児ピアサポーターが、相談内容に応じて対応
- ⑥ **多胎育児家庭の外出環境支援事業（こども政策課）** **【7,360千円】**
 育児負担が大きい多胎育児家庭を支援するため、外出時に必要不可欠な大型育児用品の購入及びレンタル費用を一部助成
- 対象用品 2人乗りベビーカー、チャイルドシート 等
 - 助成金額 上限2万円/世帯(購入・レンタル費用の1/2)
 - 実施主体 県
 - 実施手法 ひょうご多胎ネットへ委託
- ⑦ **児童育成支援拠点事業〔再掲〕（こども政策課）** **【77,814千円】**
- ⑧ **一時預かり事業〔再掲〕（こども政策課）** **【1,117,316千円】**
- ⑨ **利用者支援事業〔再掲〕（こども政策課）** **【347,792千円】**

(3) こども誰でも通園制度の推進

- ① **新** **乳児等のための支援給付交付金(こども誰でも通園制度)事業（こども政策課）** **【75,621千円】**
 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等のための支援給付の費用を負担
- 対象児童 生後6か月から満3歳未満の未就園児

- 対象施設 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
- 補助基準額 内閣府令で定める月の利用可能時間（10時間）を上限とした上で、こども1人1時間当たりの単価を設定
基本分単価（1人1時間あたり）
0歳児 こども1人1時間あたり1,700円
1・2歳児 こども1人1時間あたり1,400円
その他加算
- 実施主体 市町
- 負担割合 支援納付金1/2、国1/4、県1/8、市町1/8

② 子育て支援員認定等研修(地域保育コースこども誰でも通園制度)〔再掲〕
(こども政策課) 【15,658千円の内数】

5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

(1) 幼児教育・保育の無償化

① 幼児教育・保育の無償化〔一部再掲〕（こども政策課） 【9,165,051千円】

令和元年10月から、全ての3～5歳児、住民税非課税対象の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の費用を無償化

○施設型給付〔再掲〕(7,972,505千円)

○子育て支援施設等利用給付(1,192,546千円)

・施設ごとの無償化の概要

対象施設・サービス	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	無償
地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）	無償
幼稚園（私学助成）	月2.57万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
障害児通園施設＋幼稚園、保育所等	無償
認可外保育施設 ※5年間で指導監督基準を満たす必要あり 一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター	保育の必要性がある児童に限り月3.7万円を上限に無償 (0～2歳児は月4.2万円上限)

・幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等の詳細

区 分		新制度	私学助成園
保 育 料	対象児童	・0～2歳（非課税世帯のみ） ・3～5歳（所得制限なし）	全園児
	補助限度額	無償	25,700円／月
	負担割合	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	
	県負担額	7,972,505千円	699,076千円
預 か り 保 育 料	対象児童	保育の必要性がある 1号認定の児童	保育の必要性がある園児
	補助限度額	11,300円／月	
	負担割合	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	
	県負担額	195,724千円	

・認可外保育施設等の詳細

区 分	認可外保育施設等	一時預かり、病児・病後児保育、 ファミリー・サポート・センター
対象児童	保育の必要性がある児童 ・0～2歳（非課税世帯のみ） ・3～5歳（所得制限なし）	
補助限度額	0～2歳 42,000円／月 3～5歳 37,000円／月 ※ 認可外施設等と一時預かり等の合算	
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町 1/4	
県負担額	297,746千円	

(2) 子育てに係る経済的負担の緩和

① ひょうご保育料軽減事業（こども政策課） 【382,650千円】

○多子世帯保育料軽減事業（180,000千円）

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第3子以降の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 市町村民税所得割額155,500円未満の世帯
(年収640万円相当までの世帯)
- ・対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第3子以降の3歳未満児
(国制度による負担軽減対象者を除く)
- ・補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して、月額15,000円を定額補助
(保育料上限額 [44,500円] の1/3相当)
※ただし、保育料の1/2と15,000円の低い方を限度とする
- ・負担割合 県10/10

○第2子保育料軽減事業（164,070千円）

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくる

ため、第2子の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 市町村民税所得割額155,500円未満の世帯
(年収640万円相当までの世帯)
- ・対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第2子の3歳未満児
(国制度による負担軽減対象者を除く)
- ・補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して、月額15,000円を定額補助
(保育料上限額 [44,500円] の1/3相当)
※ただし、保育料の1/2と15,000円の低い方を限度とする
- ・負担割合 県1/2、市町1/2

○第1子保育料軽減事業 (128,160千円)

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第1子の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯
(年収360万円相当までの世帯)
- ・対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第1子の3歳未満児
- ・補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して、月額10,000円を定額補助
(保育料上限額 [30,000円] の1/3相当)
※ただし、保育料の1/2と10,000円の低い方を限度とする
- ・負担割合 県1/2、市町1/2

② 乳幼児等医療費助成事業 (国保医療課) 【3,075,590千円】

乳幼児等の医療に要する負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者 小学3年生まで
- 所得制限 市町村民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算)
※0歳児は所得制限なし
- 患者負担 入院 定率1割 (月額上限: 3,200円)
通院 1医療機関等当たり日額上限: 800円 (月2回まで)

③ こども医療費助成事業 (国保医療課) 【1,232,669千円】

子育て世代が安心して子育てできるよう、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者 小学4年生から中学3年生まで
- 所得制限 市町村民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算)
- 患者負担 医療保険における自己負担額の2/3

④ 児童手当の支給 (児童家庭課) 【10,751,764千円】

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するための手当を支給

- 支給対象児童
高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

○手当

支給対象		支給金額
3歳未満	第1・2子	月額 15,000 円
	第3子以降	月額 30,000 円
3歳以上 高校生年代	第1・2子	月額 10,000 円
	第3子以降	月額 30,000 円

- ⑤ **実費徴収に係る補足給付を行う事業（こども政策課）** 【27,782千円】
 全ての子どもが等しく教育・保育を受けることができるよう、幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する際に必要な実費の一部を公費で負担
- 対象者
- ・日用品・文房具等 生活保護世帯（第1段階）
 - ・副食材料費 新制度未移行園に通園する低所得者世帯(第1～3階層)
 新制度未移行園に通園する第3子以降(所得に関わらず対象)
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- ⑥ **地域における多様な集団活動事業の利用支援事業（こども政策課）** 【12,070千円】
 幼児教育・保育の無償化の影響を受けていない、地域において多様な集団活動を行う施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料を支援
- 基準額 対象幼児1人あたり上限 20,000 円（月額）
 - 給付方法 保護者への直接給付
 - 対象施設 市町が定める基準に適合した施設
 - 負担割合 国：県：市＝1：1：1
- ⑦ **一時預かり事業(利用者負担軽減含む)〔再掲〕（こども政策課）** 【1,117,316千円】
- ⑧ **多胎育児家庭の外出環境支援事業〔再掲〕（こども政策課）** 【7,360千円】

(3) 高校・高等教育等における教育費の負担軽減

- ① **私立小中学校等の家計急変世帯への修学支援（教育課）** 【10,500千円】
 学資負担者の経済的不況に起因する失業、倒産等による家計急変から就学が困難になった者に対し、授業料の軽減を実施する学校法人を支援
- 補助対象 家計急変が発生した年度やそれ以降に、年収が400万円未満相当の者に対して授業料軽減補助を行う私立小学校・中学校
 - 対象経費 軽減する授業料
 - 補助金額 上限 33.6万円/人

② **拡** 就学支援の実施（財務課・教育課）

【27,673,354千円】

家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等に通う生徒に対し、授業料に充てるための就学支援金を支給

○高等学校等就学支援金

・対象者 年収に関わらず、日本国籍を有する者など、以下の①～⑦に該当する者

- ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者
- ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格の外国籍生徒は対象外

※経過措置として、外国籍生徒のうち、在校生で年収 910 万円未満世帯の生徒等を対象に、支援を継続

・支給額

公立高等学校			市立高等専門学校
			1～3年生
全日制	定時制	通信制	全日制
118,800円	32,400円	単位当たり310円	234,600円

○高校生等・新修学支援

・対象者 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、対象外となる以下の外国籍生徒

- ①新入生の外国籍生徒で、年収約 910 万円未満世帯の生徒等
- ②在校生の外国籍生徒で、年収約 910 万円以上世帯の生徒等

・支給額

保護者の所得区分	公立高等学校			市立高等専門学校
	全日制	定時制	通信制	1～3年生 全日制
年収約910万円以上	支給なし（授業料全額負担）※			
年収約910万円未満	118,800円	32,400円	単位当たり 310円	118,800円 (一部授業料負担あり)
年収約590万円未満				234,600円 (授業料負担なし)

※在校生については、年収約 910 万円未満世帯と同額を支給

○高等学校等専攻科修学支援金

- ・対象校 龍野北高等学校看護専攻科・日高高等学校看護専攻科
- ・支給額 年収270万円未満程度：118,800円（年額）
 年収270万円～380万円程度：59,400円（年額）
 多子世帯※（所得制限なし）：118,800円（年額）
 ※扶養される子が3人以上の世帯

○私立高等学校等

- ・対象者 留学生の新入生を除く生徒
- ・支給上限額 日本人等：457,200円（年額）
 外国籍・外国人学校の生徒（新入生）
 年収590万円未満程度：396,000円（年額）
 年収590万円～910万円程度：118,800円（年額）
 外国籍・外国人学校の生徒（在校生）
 年収590万円未満程度：396,000円（年額）
 年収590万円以上：118,800円（年額）

③ **拡** 国公立高等学校における高校生等奨学給付金の支給（財務課） 【1,808,633千円】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、対象を中所得世帯まで拡充し、奨学のための給付金を支給

対象世帯		年間支給額	支給の考え方
生活保護	全日制・定時制・通信制	32,300円	修学旅行費
非課税 （年収約270万円 未満世帯）	全日制・定時制	143,700円	教科書費、教材費、学用品費、 通学用品費、教科外活動費、入 学用品費、通信費など
	通信制・専攻科	50,500円	
拡 年収約270 ～380万円 未満世帯	全日制・定時制	47,900円	
	通信制・専攻科	16,830円	
拡 年収約380 ～490万円未 満の多子世帯	全日制・定時制	35,930円	
	通信制	12,630円	
年収約380～ 600万円未満 かつ多子世帯	専攻科	拡 12,630円	

※15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

④ 県立学校生徒用端末等貸与事業（教育企画課） 【440,000千円】

1人1台端末の活用に向けて、生徒の学びの保障の観点から、経済的な事情により端末を用意することが困難な生徒へ貸与している学習用端末を更新

⑤ 高等学校奨学資金貸与事業（財務課） 【－】

修学を奨励し、有為な人材を育成するため、経済的な理由により就学が困難な高校生等に対し奨学資金を貸与

⑥ **拡** 私立高等学校等奨学給付金事業（教育課）

【740,273千円】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給（外国籍または外国人学校の生徒は、生活保護・住民税非課税世帯への支援のみ対象。R8新入生である留学生は対象外。）

対象世帯		金額 (円/年)	支給の考え方
生活保護		52,600	修学旅行費相当額
非課税世帯	全日制 定時制	152,000	教科書費、教材費、通信費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額
	通信制 専攻科	52,100	
年収約270～380万円世帯	新 全日制 新 定時制	新 50,670	教科書費、教材費、通信費、学用品費
	新 通信制	新 17,370	
	専攻科	拡 17,370	
年収約380～490万円	新 全日制 新 定時制	新 38,000	
	新 通信制	新 13,030	
	専攻科	拡 13,030	
年収約490～600万円の多子世帯※	専攻科	拡 13,030	

※扶養する子が3人以上いる世帯

⑦ **新** 私立高等学校等入学金支援事業（教育課）

【52,950千円】

県内の私立高等学校もしくは私立専修学校高等課程に入学する生徒がいる世帯で、経済的理由から入学金の納付が困難な県内在住の保護者等に対し、入学金の一部支援を実施

- 対象要件 県内の私立高等学校もしくは私立専修学校高等課程に入学する生徒がいる世帯で、下記の要件を満たす者
 - ① 保護者が兵庫県内に住所を有すること
 - ② 対象生徒が7月1日時点で在学していること
 - ③ 生活保護(生業扶助)受給世帯もしくは非課税世帯であること
- 補助金額 県内私立高等学校(全日制) ... 上限5万円/人
 県内私立高等学校高等課程 ... 上限2.5万円/人

⑧ 私立高等学校等入学資金貸付事業（教育課）

【17,760千円】

私立高等学校及び私立専修学校高等課程に入学する生徒で、経済的理由から入学

資金の支弁が一時困難な者に対し、入学資金を貸し付けることにより、入学時の負担の軽減を実施

⑨ 特別支援学校等就学奨励費（財務課・教育課） 【734,617千円】

特別支援学校等への就学の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費を補助

⑩ 県立大学の授業料等無償化（教育課） 【1,957,394千円】

兵庫の若者が、学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができる仕組みづくりのため、県が設置している県立大学（兵庫県立大学、芸術文化観光専門職大学）について、県内在住者の入学金及び授業料を学部、大学院ともに、所得にかかわらず無償化

○R8年度から学部、大学院ともに全学年対象

⑪ 国の修学支援新制度等による授業料・入学金減免の実施

（教育課・医務課・農業改良課・林務課） 【2,520,148千円】

国の修学支援新制度等により、低所得世帯であっても、社会で自立して活躍できるよう、国・県が授業料・入学金の減免を実施

（県の対応）

区分		学校名	所要額(千円)	負担割合
公立	大学	兵庫県立大学	651,345	県単
		芸術文化観光専門職大学	61,252	
	専門学校	農業大学校	3,426	(一部国庫)
		森林大学校	0	
		総合衛生学院	4,156	
私立	専門学校		1,799,969	国1/2、県1/2
合計			2,520,148	—

⑫ 拡 私立専修学校の授業料等の減免（教育課） 【1,799,969千円】

高等教育の無償化により、低所得世帯であっても、社会で自立して活躍できるよう、国・県が授業料・入学金の減免を実施

○対象学校 要件確認を受けた専門学校（54校）

○対象学生 低所得世帯の学生及び中間層の多子世帯又は農工分野の学生で、学習意欲があると認められた者

○支援内容（上限額 単位：円）

区分	年収目安				
	約270万円 (住民税非課税)	約300万円	約380万円	約600万円 農工分野	所得制限なし 多子世帯
	入学金	160,000	106,700	53,400	40,000
授業料	590,000	393,400	196,700	147,500	590,000
支給割合	3/3	2/3	1/3	1/4	3/3

○負担割合 国1/2、県1/2

(4) 子育て世帯の住宅費の負担軽減

- ① **子育て住宅総合支援事業（住宅政策課）** 【179,289千円】
 阪神間において県外から賃貸住宅への住み替えを支援するとともに、区域を限定して住宅の取得や子育て支援施設の開設などに要する経費の一部を支援
 ○県外から賃貸住宅への住み替え補助
 ○子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の取得補助
 ○戸建住宅を貸し出す家主等への改修補助
 ○空きテナントへの子育て支援施設開設費の補助（改修費・家賃・備品購入費）
 ○市町が実施する施策の検討や効果検証を支援
- ② **県営住宅子育て支援グレードアップ改修事業(公営住宅管理課)** 【240,000千円】
 結婚・子育てをする若者・Z世代の住宅確保を支援するため、子育てしやすい県営住宅の改修を実施
 ○実施内容 LDK拡張、和室の洋室化、ユニットバス化 等
 ○予定戸数 120戸
- ③ **県営住宅子育て世帯交流創出事業（公営住宅管理課）** 【30,000千円】
 集会所等の共用部において交流を生み出すキッズスペース等を整備する費用を支援
 ○対象経費 床・壁マット、書棚、屋内遊具、トイレ洋式化 等
 ○補助上限 500千円
 ○補助件数 60件
- ④ **長期優良住宅建築等計画認定等事業（住宅政策課）** 【14,196千円】
 親世代から子・孫世代まで長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」の計画認定や普及を図るため啓発を実施
- ⑤ **拡 空き家活用支援事業（住宅政策課）** 【124,640千円】
 一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸を住宅として活用する者（若年・子育て世帯等）又は事業所若しくは地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用の一部を支援

種 別		県補助金額(単位：千円) ※区域及び事業費に応じ定額
住宅型	一般世帯タイプ [°] (歴史区域)	300(360) ～ 1,000(1,150)
	若年・子育て世帯タイプ [°]	400 ～ 1,500
	UJIターン世帯タイプ [°]	
	学生シェアハウスタイプ [°]	400 ～ 2,000
事業所型	一般タイプ [°] (歴史区域)	450(540) ～ 1,500(1,720)
	UJIターンタイプ [°] (歴史区域)	600(690) ～ 2,250(2,470)
地域交流拠点型(歴史区域)		350(420) ～ 5,000(5,500)

⑥ 空家活用特区総合支援事業における空家活用助成（住宅政策課） 【18,705千円】

空家活用特区条例に基づく特区内に存する一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸を住宅として活用する者（若年・子育て世帯等）又は事業所若しくは地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用の一部を補助する市町を支援

種 別		県補助金額(単位：千円) ※区域及び事業費に応じ定額
住宅型	一般世帯タイプ [°]	360 ～ 1,150
	若年・子育て世帯タイプ [°]	460 ～ 1,650
	UJIターン世帯タイプ [°]	
	学生シェアハウスタイプ [°]	460 ～ 2,200
事業所型	一般タイプ [°]	540 ～ 1,720
	UJIターンタイプ [°]	690 ～ 2,470
地域交流拠点型		420 ～ 5,500

⑦ 三世代同居対応改修工事推進事業（住宅政策課） 【1,690千円】

家族の支え合いにより、在宅における子育てがしやすい環境を整備するため、三世代同居の実現に資する改修工事を実施する者に対し、その改修に要する費用の一部を支援

区 分	内 容
対象者	三世代同居対応改修工事を行う者 ※所得要件なし 〔子供の年齢要件〕 ・小学生以下のこどもの扶養親族がいる者
対象工事	三世代同居対応のための改修工事 〔キッチン、浴室（脱衣所含む）、トイレ、玄関を増設し、 改修後にこれらのうちいずれか1つ以上が複数となる工事〕

⑧ 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進〔再掲〕（住宅政策課） 【3,180千円】

⑨ ひょうご住まいサポートセンターの運営〔再掲〕（住宅政策課） 【27,304千円】

IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

(1) 放課後児童クラブの拡充

- ① 放課後児童クラブ整備費補助（こども政策課） 【362,273千円】
放課後児童クラブを実施するための施設建設、学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の整備に要する経費を助成
○整備予定箇所 106箇所（18市町）
- ② 放課後児童支援員等研修事業（こども政策課） 【19,128千円】
○放課後児童支援員認定資格研修
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、保育士等の資格を有する者が必要な知識・技能を習得し、放課後児童支援員として勤務するための認定資格研修を実施
・実施回数 5回500人（H27～R7修了者数 7,264人）
○放課後児童支援員資質向上研修
支援員の資質向上を図るため、必要な専門的知識・技能の習得や課題等を共有する研修を実施
- ③ **新** 放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業
（こども政策課） 【10,000千円】
放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、若者等を対象としたインターン（職場体験）の実施や放課後児童クラブに未参入の民間事業者の新規参入の促進により、受け皿の整備を促進
○放課後児童クラブにおける人材確保のためのマッチング
・大学生等のインターン（職場体験）の実施
・SNS広告や動画作成による職場の魅力発信
○民間事業者による放課後児童クラブ運営への参入促進
・学習塾、地域のスポーツクラブ等への個別訪問
・民間事業者向けの事業説明会・セミナーの開催
- ④ 保育所における放課後児童クラブ開設への支援モデル事業〔再掲〕
（こども政策課） 【8,000千円】

(2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進

- ① ひょうご放課後プランの推進（こども政策課・社会教育課） 【4,930,035千円】
放課後の子どもの安全・安心な活動のため、関係部局の連携を密にしつつ、ニーズのある全小学校区で放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の取組を推進
○子ども教室型

教室数 370教室

※ 学校を核とした地域連携促進事業（再掲）として実施

○児童クラブ型

支援の単位数 1,665支援の単位（全市町）

- ・長期休暇期間中の児童受け入れ支援制度
- ・放課後子ども環境整備事業
- ・障害児受入強化事業
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員に対し、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を図るために必要な経費の支援を実施

ア 放課後児童支援員 年額 131 千円（月額約 1 万円）

イ 経験年数が概ね5年以上で一定の研修を修了した者 年額 263 千円（月額約 2 万円）

ウ 経験年数が概ね10年以上の事業所長的立場にある者 年額 394 千円（月額約 3 万円）

- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

(3) 地域等と協働した子どもの居場所づくり

① 子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト（地域福祉課）

【15,725千円】（ふるさとひょうご寄附金）

○子ども食堂開設支援事業

NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成

- ・事業主体 NPO、地域住民グループ等
- ・回数 月1回以上
- ・受入人数 10人以上
- ・補助上限額 200千円（月2回以上）、100千円（月1回）

○ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援事業

生活困窮世帯に対し、行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体が連携して食品配布などのサポートを行うとともに持続可能な支援体制を構築する「ひょうごフードサポートネット」において、フードバンクや子ども食堂等と連携し、生活困窮世帯に対し弁当等を届ける取組を支援

- ・配食を行う子ども食堂への補助
- ・子ども食堂へ食品供給を行うフードバンクへの補助
- ・ひょうごフードサポートネット連携体制推進にかかる補助

○ひょうごフードサポートネットHP運営事業

ひょうごフードサポートネット専用ホームページにおいて、サポートネットの取組や県内の食支援情報等を発信するとともに、企業等に食品寄付を広く募ることにより、公民連携による食支援体制の構築を支援

- ② 「まちな保健室」による健康づくり推進事業（健康増進課） 【16,548千円】
 子育て中の親などの健康づくりを支援するため、身近な場所で気軽に、相談専門職種による健康相談及び育児相談等を実施
- ③ ひょうご子育て応援の店の推進（男女青少年課） 【6,076千円】
 子育てを社会全体で応援するため、県内店舗等が参加する「ひょうご子育て応援の店」の利用促進により、子育て家庭を支援
 ○登録者数 162,316人（令和8年3月末現在）※18歳未満の子を持つ世帯が対象
 ○協賛店舗数 4,469店舗（令和8年3月末現在）
- ④ 子育て応援企業との協定締結事業（男女青少年課） 【－】
 子育てと仕事の両立を支援し、子育て家庭を応援する企業・職域団体等と県が協定を締結
 ○締結数 1,594社（令和8年3月末現在）
- ⑤ 子育て応援協定団体等との協働事業（男女青少年課） 【660千円】
 安心して子どもを産み、子育てできる地域の支援体制を整備する必要があることから、子育て応援協定を締結した地域団体等の特色を活かした子育て支援活動を支援
 ○地域の若者・子育て応援サポーターによる若者と親子応援事業
- ⑥ 地域スポーツ活性化支援事業（スポーツ振興課） 【1,000千円】
 県民全体のスポーツ実施率向上を図るため、市町単位でコンソーシアムの設置を促進し、スポーツイベント開催に要する経費を支援
 ○補助対象 市町で設置されたコンソーシアム
 ○補助金額 100千円
 ○補助率 1/2 ※県：市＝1：1
 ○イベント例 親子等でスポーツ体験会、種目別選手権大会 等
- ⑦ **拡** 学びの場・遊びの場プロジェクト（地域振興課・スポーツ振興課・公園緑地課） 【270,806千円】
 ○高校生・受験生自習室プロジェクト
 公民連携の枠組みを活用し、自習室の設置を呼びかけ
 ○子どもの遊び場充実プロジェクト 【270,806千円】
 ・県立都市公園の遊び場等における休養施設充実暑さ対策
 ア 日よけの設置やベンチを遊具周りに設置
 イ 暑さ対策として、子どもが使用する遊具周辺・運動施設等にミスト装置を設置
 ・スポーツ環境の充実
 ア スポーツ体験イベントの開催
 イ 指定管理施設を活用した地域活性化事業
 ウ 市町と連携し既存施設を活用した事業展開

- ⑧ **拡** 学校を核とした地域連携促進事業〔再掲〕（社会教育課） 【71,242千円】
- ⑨ まちの子育てひろばへの支援〔再掲〕（男女青少年課） 【4,755千円】
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業〔再掲〕（こども政策課） 【388,884千円】
- ⑪ ファミリー・サポート・センター事業〔再掲〕（こども政策課） 【97,347千円】
- ⑫ 児童育成支援拠点事業〔再掲〕（こども政策課） 【77,814千円】

2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり

(1) 子ども・若者・子育て当事者の意見表明機会の創出

- ① こども政策モニターの実施（こども政策課） 【2,041千円】
県内の小・中・高校生を対象に、こども政策モニターへの登録を募集し、子どもや若者に係わるテーマについて意見を聴取
- ② 子ども向けパブリック・コメントの実施（こども政策課） 【一】
子ども・子育てに関する重要事項を定める際には、当事者である子どもに対して、パブリック・コメントを実施
- ③ こどもの権利擁護環境整備事業（児童家庭課） 【10,328千円】
 - 意見表明支援員の派遣を委託
 - ・対 象 一時保護及び施設等入所児童
 - ・委託先 兵庫県弁護士会
 - 関係機関への意見具申
こどもの意見表明等支援事業では解決しない問題について、児童からの申立てに応じて、児童家庭課が関係機関や児童への必要な調査を行った上で児童相談部会にて審議し、関係機関に対して意見具申等を実施

(2) 子ども・若者の社会参画の支援

- ① 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施（義務教育課） 【168,793千円】
社会的自立に必要な能力を育成するため、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を実施
 - 対 象 全公立中学校等
 - 期 間 1週間

- ② **環境体験事業（義務教育課）** 【87,457千円】
生涯にわたる人間形成の基礎が培われる小学校低学年において、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身に付けさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施
○対 象 全公立小学校、義務教育学校前期課程3年生等
○実施回数 年間3回以上
- ③ **自然学校推進事業（義務教育課）** 【343,013千円】
豊かな自然の中で心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、人や自然とふれあう様々な活動を実施
・対 象 政令指定都市を除く全公立小学校、義務教育学校前期課程5年生等
・期 間 4泊5日以上
※ただし、宿泊日数については感染状況や地域の実情に応じて設定
○自然学校応援事業の実施
自然学校の魅力発信、児童の主体性を育むプログラムの工夫、多様化する児童への対応や教員の業務負担軽減に向けた支援を実施
○宿泊体験活動推進事業
政令指定都市が実施する宿泊体験事業に対して交付金を交付
- ④ **ひょうごのふるさと魅力発見事業（義務教育課）** 【3,029千円】
児童生徒が兵庫への愛着を高めるため、身近にある自然・産業・伝統等について紹介及びその背景等を解説する冊子「ふるさと兵庫 魅力発見！」を中学校における総合的な学習の時間等で活用
○配布部数 49,000冊
○配布対象 全公立中学校・義務教育学校・中等教育学校の新1年生
○内 容 自然、歴史、人物、文化財、伝統文化、産業、交通、災害 等
○県内書店での一般販売を実施（R2.12～）
- ⑤ **青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（義務教育課）** 【126,751千円】
芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施
○対 象 全公立中学校1年生等
○実施回数 年間40回
- ⑥ **心のバリアフリー推進事業（特別支援教育課）** 【5,338千円】
○ 交流及び共同学習の実施
・運営協議会の開催（年2回）
内 容 指導方法や実施上の課題、副籍を置く取組 等
・交流活動の実施

内 容 地元行事への参加、清掃等のボランティア活動 等

- ・ 県立特別支援学校「絆」プロジェクトの実施

通常の交流活動に加え、地域との絆を深めるため、「ひょうご教育の日」に合わせた取組を実施

内 容 ・ 障害者理解や多様性講演会、情報交換 等

- ・ 「絆づくり」等の交流会

(パラスポーツ、防災避難訓練等) の実施

○ 体験活動の実施

- ・ 内 容 キャンプ等の自然体験活動、社会体験活動 等

⑦ **新** 若者・Z世代による地域課題解決応援事業（男女青少年課） 【7,014 千円】

将来の地域づくりを担う若者を育成するため、地域課題の解決に取り組む若者団体に対し、活動助成や専門家の派遣等を通じ伴走支援

⑧ **新** ひょうごフィールドパビリオン 子ども体験ツアー事業（地域振興課） 【10,160千円】

県内の子ども達が兵庫の地域資源や魅力に触れることで、兵庫へのシビックプライドが醸成されるよう、ひょうごフィールドパビリオンのプログラムを体験するツアーを実施

- 対 象 県内に在住・在学する小学・中学生

⑨ ひょうごフィールドパビリオンキッズ EXPO事業（地域振興課） 【46,595 千円】

子どもたちに夢や未来を考えるきっかけやヒントとなる学び・体験を提供するため、県内の子どもたちが自ら夢を発見し育む場としてのイベントを開催

- 内 容 スピーチコンテスト、職業体験、子供縁日等

- 対 象 県内の小学生・未就学児

- 会 場 県内5か所

⑩ 地域・家庭の伝統行事普及推進事業（男女青少年課） 【1,010千円】

かつて盛んに行われていた家庭や地域の伝統行事や伝統料理づくり等に、親子や家族と一緒に参加し、体験できる機会を提供

⑪ 県立高校ふるさと共創プロジェクト〔再掲〕（高校教育課） 【77,000千円】

3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成

(1) 結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成

- ① ひょうご子ども・子育て未来プランの推進（こども政策課） 【2,019千円】
ひょうご子ども・子育て未来プランに基づく少子対策・子育て支援を推進し、安心して子育てできる兵庫の実現に向けた取組を推進
○兵庫県子ども・子育て会議の運営
○地域子ども未来プラン推進協議会の運営
○県・市町子ども・子育て支援協働会議の開催
- ② ひょうご孫ギフトプロジェクト（こども政策課）【6,600千円】（ふるさとひょうご寄附金）
ふるさとひょうご寄附金を活用し、県内の私立保育所等に県産木材による玩具を寄贈することにより、子育てにやさしい兵庫づくりの機運を醸成
- ③ 家族の日運動の普及推進（男女青少年課） 【415千円】
ラジオCM、地域の子育てイベント等での啓発グッズの配布により、家族のきずなを深める契機として、各家庭で話し合い、最もふさわしい日を「家族の日」と定める「家族の日運動」を推進
- ④ みんなの声かけ運動の推進・普及充実強化（ユニバーサル推進課）【6,974千円】
障害種別に応じた支援方法等に関する実践研修等を実施し、障害者への適切な支援を推進することにより、障害者の安心安全な社会参加を促進
○みんなの声かけ運動推進員の登録・普及
○声かけ運動出前講座の実施
・対 象 公共交通機関や宿泊施設等サービス事業者、学校・一般県民等
・内 容 各種障害特性の理解、障害者への適切な支援方法及び実践
- ⑤ 兵庫ゆずりあい駐車場の普及推進（ユニバーサル推進課） 【－】
障害者等のための駐車スペースの適正利用を図る「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及を推進
○交付対象者 障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人等で県が定める基準に該当し、歩行が困難な方
○交付窓口 ユニバーサル推進課、神戸県民センター、県健康福祉事務所（伊丹・赤穂・朝来を除く）及び県内各市町
○対象駐車施設 公共施設、商業施設、飲食店、病院、ホテル等の駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画



□利用証



□区画の案内標示

(2) 子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援

- ① ひょうご子育て応援賞の実施（こども政策課） 【186】
先導的な取組や地域性を活かしたユニークな子育て支援活動などを行う団体・NPO、企業、個人を顕彰することにより、活動の一層の推進を促進
○実施時期 令和8年11月（予定）
○選定方法 審査委員会による選定
- ② ひょうご子育て応援の店の推進〔再掲〕（男女青少年課） 【6,076千円】
- ③ 子育て応援企業との協定締結事業〔再掲〕（男女青少年課） 【－】
- ④ 子育て応援協定団体等との協働事業〔再掲〕（男女青少年課） 【660千円】

4 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 地域における見守り活動の推進

- ① 地域で守る!子どもの安全安心確保事業（特殊詐欺対策・くらし安全課） 【508千円】
子どもを取り巻く環境への不安が増大しているため、家庭・学校での安全対策に加え、帰宅後の子どもの安全のために、地域が一体となって子どもを見守る体制を構築
○子どもの安全・安心確保のリーダー養成
○「子どもを守る110番の家・店・車」の体制強化
- ② 防犯カメラ設置補助事業（特殊詐欺対策・くらし安全課） 【10,000千円】
地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等が設置する防犯カメラに係る経費を補助
○補助額 1箇所につき上限40千円
○件数 250箇所
○設置状況 5,889箇所（平成22～令和7年度）
- ③ 子育て応援ネットの推進（男女青少年課） 【5,558千円】
子育て支援団体との連携により、各地域で「子育て家庭応援推進員」を委嘱し、登下校時の見守りや声かけ、虐待・育児不安等のサインをキャッチして関係機関につなぐ活動等を実施
○SOSキャッチ専門研修の実施（各県民局・県民センター各1回）
○市町推進母体への助成（112千円×41団体）

④ ひょうご地域安全SOSキャッチ事業（特殊詐欺対策・くらし安全課）【4,072千円】

県民が身近な異変に気づいた際に、匿名でも通報できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を運営するとともに、地域安全まちづくり推進員を活用し、制度の周知を促進

⑤ 配慮が必要な方に関するマークの普及啓発（ユニバーサル推進課）【一】

全国共通マークであるヘルプマークの普及啓発

○ヘルプマーク、ヘルプカードの作成、無償配付

- ・対象者 障害者、難病患者、妊婦など援助や配慮を必要とする者
- ・配付窓口 県ユニバーサル推進課、県内市町 等

○ホームページやSNS等を活用した情報発信、公共施設等でのポスター掲示等

⑥ 地域安全まちづくり推進員による活動の推進（特殊詐欺対策・くらし安全課）【1,895千円】

地域安全まちづくり条例第14条の規定に基づき、地域安全まちづくり推進員を設置・支援し、地域における継続的な地域安全まちづくり活動を実施

⑦ 青少年を守り育てる県民スクラム運動（男女青少年課）【604千円】

地域、学校、行政、保護者等が一体となり、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図り、青少年及び大人自身の規範意識を醸成

○青少年育成スクラム会議

関係機関、団体、業界の参画により、少年非行への対応等について協議

○地域における教育機能の充実

大人自身が社会のルールを守り、モラルの向上を図るためのキャンペーンを実施

○地域ぐるみの実践活動の推進

補導委員等を対象に、補導活動の実践に役立てるための研修会を開催

○業界と連携した非行防止活動の推進

青少年問題に関係の深い業界にその社会的責任の自覚を促し、業界ぐるみでの積極的な青少年健全育成のための活動を促進

⑧ みんなの声かけ運動の推進・普及充実強化〔再掲〕（ユニバーサル推進課）

【6,974千円】

⑨ 兵庫ゆずりあい駐車場の普及推進〔再掲〕（ユニバーサル推進課）【一】

(2) 安心して外出できる環境づくり

① 学童等の交通安全教室の開催（特殊詐欺対策・くらし安全課）

【926千円】

交通弱者である学童等の安全を確保するため、交通安全教室を実施

○対 象 幼稚園児、小学生など

○回 数 年間100回開催

② **新** 法改正を踏まえた自転車交通安全周知事業（特殊詐欺対策・くらし安全課）

【1,784千円】

令和8年4月1日から16歳以上の自転車利用の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されたことを踏まえ、高校生主体で自転車安全利用に取り組む学校を自転車安全利用モデル校に指定し、兵庫県や企業等と連携して学生主体の自転車の安全利用の取組を支援する。

また、高校生自身がSNS等を利用して交通安全啓発の方法を考える「高校生自転車安全利用啓発コンテスト（仮）」を実施し、主体的な交通安全意識の醸成を図るとともに、高校生の視点を生かした啓発につなげる。

③ 公共交通バリアフリー化促進事業（都市政策課）

【269,020千円】

誰もが安心して生活できるユニバーサル社会にふさわしい福祉のまちづくりを実現するため、鉄道駅舎のエレベーター等の設置やノンステップバス等の購入を支援

○鉄道駅舎エレベーター等設置費補助 整備予定4駅

○ノンステップバス等購入費補助 導入予定30台

④ **拡** ユニバーサルなまちづくり推進事業（都市政策課）

【6,600千円】

まちのユニバーサル化に向けた取組について、市町と連携してハード・ソフト両面から支援

○ハード事業（トイレのバリアフリー化、プレイルームの設置など）

○ソフト事業（貸出用車椅子・ベビーカーの購入、バリアフリーマップ整備など）

(3) 安全なインターネットの利用環境づくり

① 青少年のインターネット利用対策の実施（男女青少年課）

【339千円】

青少年による主体的なインターネット利用のルールづくり支援等を実施

○青少年のインターネット適正利用に向けた協議会の開催

構成員 学識者、PTA、マスコミ・携帯キャリア、行政機関等

○ケータイ・スマホアンケートの実施

県内小・中・高校生及びその保護者を対象に、青少年のネット利用の現状についてのアンケート調査を実施

② 青少年のスマホ等の適切な利用推進事業（男女青少年課）

【300千円】

青少年の適切なスマホ利用等について県民への啓発を実施

○ワークシート配布

生活時間やネットの使い方等を家族で話し合うためのワークシートを作成・配布

配布対象：県内小学校1年生

③ **新** ネットトラブル出前講座事業（人権推進室・男女青少年課・人権教育課）

【4,300千円】

インターネット上の人権侵害が深刻化している状況を踏まえ、SNS等の利用率が高い若い世代への啓発を強化

○県内大学生との連携によるネットトラブル出前講座

県下全域の中高生を対象とし、動画を活用した出前講座を実施

（内容：青少年のネット依存、誹謗中傷・ネットトラブル事例等）

④ **A I** を活用したサイバーパトロールの推進（少年課） 【2,904千円】

SNS上の違法有害情報を迅速かつ効率的に検索し、送信者に対して注意喚起・警告メッセージを発信することで、子供の性被害等の犯罪を未然に防止するため、AIを活用したシステムによりサイバーパトロールを実施

○対象：エックス等のSNS

AIを活用したシステムに「援交」などのキーワードを記憶させ、SNS中のキーワードに該当する投稿を自動収集した上、警察から注意喚起・警告メッセージを送信

⑤ **新** インターネット上の人権侵害解消に向けた研究推進事業（人権教育課） 【267千円】

教職員や児童生徒がインターネット上の人権侵害について正しく理解する機会を提供し、各人権課題の解消に向けた人権教育を一層推進

○インターネット上の人権侵害事案等資料作成

検討委員会及びワーキンググループを立ち上げ、校内研修や授業等で活用できる人権教育資料「インターネット上の人権侵害」を作成

○人権教育にかかる資質向上研修

インターネット上の人権侵害解消に向けた人権教育資料を活用した指導の在り方、県条例の説明

(4) 子どもを犯罪から守る環境づくり

① 薬物乱用防止対策啓発事業（薬務課） 【1,253千円】

薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、関係機関との緊密な連携の下、薬物乱用を許さない社会づくりを推進し、危険性を訴え、薬物を拒絶する規範意識の向上に向けて、薬物乱用防止指導員協議会が行う啓発活動を支援

② 薬物乱用防止対策啓発事業（若年層啓発）（薬務課） 【330千円】

SNSは若年層の情報収集ツールであると共に、違法薬物の取引にも利用されて

いることから、年齢や「クサ」「ハッパ」などの隠語等キーワードでターゲットを絞り、SNS（X（旧Twitter））利用者に警告メッセージを表示させ薬物乱用防止の啓発を実施

- ③ 危険ドラッグ対策事業（薬務課） 【2,512千円】
平成26年に制定した「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ店舗等の取締り、啓発活動を実施

- ④ 大麻グミ等の危険ドラッグ対策事業（薬務課） 【1,316千円】
いわゆる「大麻グミ」に代表される危険ドラッグは若い世代を中心に乱用されていることから、啓発動画を作成し、SNS（Instagram）や繁華街等の大型ビジョンで放映する等啓発を実施

- ⑤ **新** 市販薬のオーバードーズ対策事業（薬務課） 【1,000千円】
若年層において市販薬によるオーバードーズが急増していることから、市販薬の入手先である薬局やドラッグストアでの普及啓発を実施するとともに、薬に関する正しい知識を伝える啓発動画を作成

V 子育てと仕事の両立支援

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の推進

- ① 多様な働き方推進支援事業（労政福祉課） 【150,000千円】
女性や高齢者等の職域拡大、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用推進を図るため、代替要員の賃金やテレワーク導入費用の一部を助成
- 育児・介護代替要員確保助成コース
 - ・支給額 代替要員の賃金の1/2
 - ・上限額 休業コース 月額100千円、総額1,000千円
短時間勤務コース（育児） 月額25千円、小学3年生まで
短時間勤務コース（介護） 月額100千円、総額1,000千円
 - 働き方改革助成コース
 - ・対象経費 テレワークシステム導入や女性・高齢者等の職域拡大のための環境整備（専用トイレ・更衣室、高齢者用補助機器整備、託児スペースの整備等）に要する費用
 - ・補助率 1/2（上限2,000千円）
- ② ひょうご仕事と生活センター事業（労政福祉課） 【163,257千円】
ワーク・ライフ・バランス（WLB）の全県的な推進拠点である「ひょうご仕事と生活センター」及び地域拠点事務所（阪神・姫路）において、多様で柔軟な働き方による働きやすい雇用就業環境の創出を支援

- 普及啓発・情報発信事業
 - ・ホームページの運営、情報誌の発行
 - ・WLBフェスタ、阪神・姫路地域シンポジウムの開催
- 相談・研修事業
 - ・ワンストップ相談、専門家派遣
 - ・研修企画・実施
 - ・キーパーソン養成講座の実施
 - ・県民局・県民センターや地域の商工会議所等と連携したセミナーの開催
- 県内企業のテレワーク推進支援
 - ICTアドバイザー等専門家を中心に、テレワーク導入時の技術的な助言を通して、県内企業のテレワーク推進を支援

- ③ **新** 大学生向けWLB認定企業の魅力発信強化事業（労政福祉課） 【2,507千円】
 「ひょうご仕事と生活の調和推進認定（ワーク・ライフ・バランス（WLB））制度」のポイントと認定企業の魅力について、県内大学生に周知啓発を行い、WLB認定企業の「採用力強化」を図る。
- 大学講義でのWLB企業出前講座の実施
 - ・キャリアデザイン講座等の中で、WLB認定企業による出前講座を実施
 - 学生向けWEBサイトの構築
 - ・仕事と生活センターWEBサイトに就職活動時に活用できるページを構築

(2) 働きやすい環境整備

- ① 多様な働き方推進支援事業〔再掲〕（労政福祉課） 【150,000千円】
- ② ひょうご仕事と生活センター事業〔再掲〕（労政福祉課） 【163,257千円】

2 女性の能力発揮と就業機会拡大

(1) 女性の採用や職域の拡大

- ① ひょうご女性の活躍推進事業（男女青少年課） 【31,971千円】
 女性活躍の促進を図るため、様々な分野で活躍する女性や経済団体等と連携・協働し、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場における意識改革や環境整備を推進するための取組を展開
 - ひょうご女性の活躍推進事業の推進
 - ・女性活躍推進専門員の配置（4人）
 - ・企業への出前相談
 - ・中小企業等の階層別女性社員研修の開催（5回）
 - ・女性の活躍企業育成プロジェクトの実施（30社程度）

- ・女性活躍調整会議の開催
- ・女性の活躍応援セミナーの開催（10回）
- ・働く女性の定着促進セミナー（2回）
- 構成団体との連携による女性活躍の推進
 - ・女性活躍地域セミナーの開催（1回）
- 企業における女性活躍推進グループ活動への支援（10件程度）
 - ・補助対象者 県内に事業所を有する企業の社員で構成する女性活躍の推進を目的に設置したグループ
 - ・補助金額 1グループにつき上限100千円

② **拡** 女性就業いきいき応援事業（男女青少年課） 【6,878千円】

再就業や起業に向け、具体的スキルや心がまえを習得できるセミナーを開催し、女性の就業を支援

- デジタルで叶える女性の多様な働き方フォーラムの開催
 - 女性の経済的自立と社会活躍を推進するため、場所や時間にとらわれない柔軟で多様な働き方を発信するフォーラムを開催

③ ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及推進(男女青少年課) 【8,192千円】

県内企業のさらなる女性活躍推進に向け、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及促進を図りミモザ企業への就職を促進するため、大学生とのマッチングの機会を提供

- ミモザ・フレッシュミモザ企業の認定制度の推進
- 学生とミモザ企業の交流事業の実施

④ ものづくり分野における女性就業の促進（地域産業立地課） 【4,000千円】

ものづくり分野における人手不足の解消を図るため、業務仕分け等による文系・女性など多様な人材の活用を促進

- ものづくり分野での女性活躍セミナー
 - 女性活躍企業のロールモデルを、セミナーを通じて県内企業に広く周知
- 採用イノベーションスクール
 - 参加企業の業務仕分けなどを通じ、採用の視点から企業の強みを見つめ、企業の魅力を伝えるための手法を学ぶ

(2) 女性のキャリア形成・継続支援

① 女性の就業サポート事業（男女青少年課） 【22,810千円】

再就業等を希望する女性を支援するため、個別相談やハローワークと連携した職業紹介等を県立男女共同参画センター女性就業相談室で実施

- 女性就業支援員（2人）、保育支援員（2人）の配置

- 女性リーダー登用促進研修会の実施（3回）
- チャレンジ相談（年96回）、出前チャレンジ相談（年70回）の実施
- 中高年単身女性向けセミナー・交流会（5回）、個別相談会（5回）の実施

- ② 産休等代替職員費補助事業（こども政策課） 【5,832千円】
 民間保育所等の児童福祉施設職員が出産や傷病のため、長期の有給休暇を必要とする場合に、施設がその職務を担う代替職員を任用した際の経費の一部を支援
- 補助単価 9,000円/日
 - 負担割合 県10/10
- ③ 病院内保育所運営費補助（医務課） 【304,497千円】
 子どもを持つ医療従事者の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営を支援
- 箇所数 100箇所
- ④ 女性医師等再就業支援事業（医務課） 【3,058千円】
 結婚・出産・介護等で離職・退職した女性医師等を対象に、復職のための相談窓口の設置、大学病院での臨床研修や学術研究等に係る復職支援プログラムを実施することで、女性医師等のスムーズな復帰を実現
- 実施団体 県医師会、神戸大学病院

3 男性の家事・育児参画の促進

(1) 男性の育休取得の促進

- ① 男性の家事・育児への参画促進（男女青少年課） 【3,158千円】
 企業の管理職・社員を対象とした出前講座や子育て中のパパ向けのセミナー等を開催
- 子育て応援出前講座の開催
 - パパの子育て応援セミナー、親子料理教室の開催
- ② 多様な働き方推進支援事業〔再掲〕（労政福祉課） 【150,000千円】

(2) 男性の家事・育児参画支援

- ① 男性の家事・育児への参画促進〔再掲〕（男女青少年課） 【3,158千円】
- ② 家族の日運動の普及推進〔再掲〕（男女青少年課） 【415千円】

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待予防・防止対策の充実

(1) 県こども家庭センター（児童相談所）の機動力・専門性の充実強化

- ① 児童虐待等対応専門アドバイザーの設置・運営（児童家庭課） 【8,399千円】
児童問題の多様化・複雑化に対応するため、児童虐待等の困難ケースに関して、司法的介入の実施、職員等の専門的資質向上のための研修会等を行うアドバイザーを県こども家庭センターに設置
- ② ひょうご児童虐待防止サポーター事業（児童家庭課） 【4,226千円】
11月を中心に、県の児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボンはばタン」（平成25年度作成）を活用した広報啓発を展開
- 児童虐待防止に理解と熱意のある県内の団体、企業と協働、インターネットやSNSによる啓発活動を実施
 - 若者への関心を高めるため、県内プロスポーツクラブと協働し、試合会場で若年世代への啓発活動を実施
- ③ 県こども家庭センター（児童相談所）職員支援技能向上事業（児童家庭課） 【5,537千円】
こども家庭センター職員の支援技能の向上を図るため、経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性を強化
- ④ 一時保護施設の整備（児童家庭課） 【-】
施設の老朽化が進み、児童の個別特性への配慮が困難等の課題を抱える中央こども家庭センターについて、今後のあり方の検討を実施（R7.11～R8.6月頃予定）
- ⑤ 子どもを守る多機関連携プロジェクト（児童家庭課） 【46,104千円】
複数の機関が適切に情報を共有し、アウトリーチによる隙間もない支援を行うことを目的に、県こども家庭センターに多機関連携プロジェクト推進員を配置
- 多機関連携プロジェクト推進員の配置
 - ・配 置 県こども家庭センター
 - ・対 象 措置又は在宅指導中の児童、保護者及び関係機関
 - 多機関連携に関する研修の実施
 - ・対 象 者 市町の家庭児童相談員や施設の家庭支援専門相談員等
 - ・内 容 リスクアセスメント、家族再統合の支援等に関する演習等
 - ・回 数 年7回
 - 未成年後見人支援事業
 - ・対 象 者 親権者がいない等の理由により選任された未成年後見人
 - ・支 給 額 最大2万円/月

- ⑥ 一時保護中のこどもへの教育等支援事業（児童家庭課） 【9,033千円】
- 学校との連携強化
一時保護中でも、こどもと学校の繋がりを継続させるため、リモートによる授業参加や学級担任等とのオンライン面談、学校教材の活用に必要な学校との連絡調整を実施
 - 学習アプリ等を活用したタブレット学習の導入
一時保護中のこどもの年齢や学習進度も異なる中、個々に対応した学習が提供できるよう、学習アプリ等利用のためのタブレット端末を導入
- ⑦ 県こども家庭センター自動音声認識マイク導入事業（児童家庭課） 【5,699千円】
- 児童相談所職員の面接記録等の作成負担軽減のため、AIによる自動音声認識マイクを導入し、面接中のメモ取りや会議録作成の補助を実施。また、一時保護の司法審査導入に伴い、児童や保護者の初期面接時の発言の適切な記録作成に繋げるため、音声データでの記録補助を実施
- ⑧ 一時保護司法審査体制整備事業（児童家庭課） 【20,894千円】
- 令和7年6月から開始された一時保護の司法審査導入に伴い、迅速な司法審査対応を行うための支援体制を強化
- 司法審査対応職員の配置
配置場所：各こども家庭センター1名
役 割：一時保護司法審査に伴う事務的業務等
- ⑨ 児童相談支援システム再構築事業（児童家庭課） 【66,990千円】
- 県こども家庭センターや一時保護施設等では、虐待相談件数の高止まりや、専門職の不足、一時保護の司法審査等の新たな制度への対応など、多岐にわたる課題を抱えている。これら課題に対して、テクノロジーの力で効率化することにより、十分な介入・支援業務を行う時間を確保することを目的として、児童相談支援システムの再構築を実施
- 内 容 R7年度：業務整理・システムの設計
R8年度：新システムの開発
R9年度：他システムとの連携機能等付与
- ⑩ こどもの権利擁護のための環境整備事業【再掲】（児童家庭課） 【10,328千円】

(2) 市町や県警、関係機関との役割分担及び連携の推進

- ① 県警との連携による子どもの安全確保事業（児童家庭課） 【33,760千円】
- 子どもの安全確保のため、県警との連携体制の強化を実施
- ア 県警との児童虐待情報全件共有システムの運用
虐待事案に速やかに漏れなく対応するため、児童虐待情報を各警察署とリア

ルタイムで共有できる専用システムを運用（令和6年10月～）

イ 安全確認指導員の配置(県警察OB)

子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談に適切に対応するため、「安全確認指導員」（警察官OB）を配置（計6名、平成21年度～）

② 児童虐待事案見逃し防止のための体制確保（少年課） 【一】

児童虐待事案に係る「リアルタイム情報共有システム」の運用に伴い、24時間体制（三交替）での児童への適切な対応を実現するため、少年課児童虐待対策係の体制を確保

③ 児童虐待防止医療ネットワークの推進（児童家庭課） 【2,358千円】

地域の医療機関の児童虐待対応の整備を図るため、中核的医療機関を中心に児童虐待対応のネットワークづくりを推進

○中核拠点病院の整備（502千円）

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置
対象施設 県立尼崎総合医療センター

○医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保（205千円）

医療的ケアを要する児童の一時保護委託の受入が可能な医療機関の開拓等を実施

○保健医療従事者への教育研修の実施（1,651千円）

- ・研修内容 児童虐待対応ができる体制整備方法、症例検討等
- ・対象 県内医療機関の医師及び医療従事者等
- ・実施回数 年5回

④ 児童虐待関係機関職員対応力向上事業（児童家庭課） 【1,506千円】

市町の要保護児童対策地域協議会等での連携強化を図るため、市町のこども家庭センター及び家庭児童相談担当職員に対して専門研修を実施し、市町の対応力の向上を推進

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童家庭課） 【31,915千円】

市町の要保護児童対策地域協議会の中心的機能を担う調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」への技術的支援

○負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3

⑥ 児童家庭支援センター相談体制強化事業（児童家庭課） 【70,525千円】

児童に関する専門的な知識・技術を要する相談、援助を行う児童家庭支援センター（6施設）の運営を支援し、在宅指導ほか地域に密着した子育て支援体制を強化

- ⑦ 親子関係等再構築支援事業（児童家庭課） 【51,094千円】
 家族関係の適正な評価に基づき、児童と家族への一体的な支援、家庭復帰後の虐待の再発防止に向けた児童養護施設等との連携など、親子関係再構築を目指した支援を充実
- ⑧ 児童虐待防止のためのSNS相談事業（児童家庭課） 【42,680千円】
 児童虐待の未然防止や早期発見の観点から全国どの地域においても、子どもや家庭から SNS 相談ができるよう、国が開発した相談システムを活用して「親子のための相談 LINE」を開設し、県内4自治体（県、神戸市、尼崎市、明石市）で一体的運用を実施
- ⑨ 新たな子育て家庭支援基盤整備事業（児童家庭課） 【42,935千円】
 改正児童福祉法の令和6年4月の施行により、新たに創設・拡充された市町事業について支援（安心こども基金事業）
- 親子再統合（親子関係再構築）支援事業
 - ・虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築の推進
 - ・負担割合 国 1/2、政令市・児童相談所設置市 1/2
 - こどもの権利擁護環境整備事業
 - ・社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化及びこどもの権利擁護に係る環境整備の推進
 - ・負担割合 国 1/2、政令市・児童相談所設置市・市町 1/2
 - 社会的養護自立支援拠点事業
 - ・社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、関係機関との連絡調整等の支援を推進
 - ・負担割合 国 1/2、政令市・児童相談所設置市 1/2
 - 妊産婦等生活援助事業〔再掲〕
 - ・家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援を推進
 - ・負担割合 (1) 国 1/2、政令市・中核市・児童相談所設置市 1/2
 (2) 国 1/2、県 1/4、市・福祉事務所設置町村 1/4
- ⑩ 利用者支援事業（こども家庭センター型）（児童家庭課）【再掲】 【136,955千円】
 市町において、母子保健と児童福祉機能を一体化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的な対応等を実施する相談支援体制の構築を支援
- 負担割合 国 2/3、県 1/6、市町 1/6

- ⑪ 親子関係形成支援事業（児童家庭課） 【5,499千円】
 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施
- ⑫ **新** 児童養護施設等の職員確保・定着支援事業（児童家庭課） 【8,319千円】
 ○児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業
 人材確保・定着のための課題分析や勤務環境改善に係るコンサル活用・巡回支援を補助
 実施手法：兵庫県児童養護連絡協議会への委託
 実施内容：児童養護施設等における人材確保のアセスメント、戦略立案、内定者向け研修等
 ○児童養護施設等への就職促進支援事業
 就職相談会・施設見学会等による職員確保の取組費用を補助
 実施手法：兵庫県児童養護連絡協議会への委託
 実施内容：就職フェアを年6回実施（神戸・姫路各3回）
 ○こども家庭ソーシャルワーカー取得促進モデル事業
 県こども家庭センター(児童相談所)等に勤務する職員、児童養護施設等の職員の資格取得研修に係る旅費・受講料・代替職員雇上費を補助
 実施手法：児童養護施設等への補助、県こども家庭センター(児童相談所)等職員の研修受講経費等の負担
 実施内容：研修受講費等の資格取得費用に対する補助等
 研修受講に係る旅費研修受講費、代替職員を確保するための雇上費
- ⑬ 子どもを守る多機関連携プロジェクト〔再掲〕（児童家庭課） 【46,104千円】
 ⑭ 子育て短期支援事業〔再掲〕（児童家庭課） 【27,398千円】
 ⑮ 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業〔再掲〕（児童家庭課） 【35,000千円】
 ⑯ 市町こども家庭センターの設置促進〔再掲〕（児童家庭課） 【－】
 ⑰ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）〔再掲〕（健康増進課） 【57,958千円】
 ⑱ 養育支援訪問事業〔再掲〕（健康増進課） 【9,614千円】
 ⑲ 妊産婦等生活援助事業(産前産後母子支援事業)〔再掲〕(児童家庭課) 【24,000千円】
 ⑳ アウトリーチ型在宅育児相談事業〔再掲〕（こども政策課） 【10,010千円】
 ㉑ 児童育成支援拠点事業〔再掲〕（こども政策課） 【77,814千円】

2 社会的養育体制の充実

(1) 里親委託等の推進

① 里親・特別養子縁組強化推進事業（児童家庭課） 【272,534千円】

○里親支援センターの運営（262,718千円）

里親支援センターを児童福祉施設として認可した団体に補助（措置費）

・実施箇所数 6箇所

・支援内容

以下の里親支援事業をすべて実施する。

ア 里親制度等普及促進・リクルート業務

イ 里親研修・トレーニング等業務

ウ 里親委託推進等業務

エ 里親訪問等支援業務

オ 里親等委託児童自立支援業

○全県におけるフォスタリング業務の推進（9,816千円）

民間委託を推進する内容を強化し、担い手育成、地域での支援を充実

・リクルート(里親新規開拓)

ア 広報、啓発活動

イ 里親説明会、相談会、出前講座

・研修・トレーニング

ア 基礎・登録前・更新研修 等

イ 未委託里親トレーニング、専門里親研修

・マッチング

ア 週末里親事業

・委託後支援・交流

ア 里親里子交流事業

イ 里親賠償責任保険事業

② 里親への委託前養育等支援事業の実施（児童家庭課） 【3,187千円】

里親委託前のマッチングに要する里親の経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流を十分に行うことが可能な環境を整備し、里親委託を推進

○生活費等支援（2,706千円）

・補助対象者 以下のどちらも満たすもの

・里親登録があり、未委託もしくは受託中の里親

・新たに里子を受け入れるためにマッチング(面会・外泊等)を行う者

・補助経費 委託前調整期間における面会や外泊に要する費用（生活費、交通費等）

○研修受講支援（481千円）

・補助対象者 未委託トレーニング研修受講者

- ・補助経費 未委託里親トレーニング研修参加時の交通費（県外研修含む）、テキスト代、考査料

③ **新** 里親への包括支援体制強化事業（児童家庭課） 【5,000千円】

○里親エンパワメント・プログラム

- ・里親リーダー養成研修

専門的な知識を備え、他の里親を支援できるリーダーを育成する研修を実施

対象者：専門里親、養育経験が豊富で里親活動に意欲のある里親

開催数：3回

- ・専門里親サロン

専門里親ならではの悩みの解消、専門性向上のためのサロンを開催

開催数：2回

○特別養子縁組家庭育成支援事業

- ・特別養子縁組家庭養育支援

特別養子縁組家庭や縁組成立前養育家庭へ家庭訪問を通してケアニーズを把握し、適切な支援を実施

訪問回数：25回

- ・特別養子縁組家庭サロンの実施およびロールモデル家庭との交流

子どもの発達成長に沿って生じる悩みや問題点（乳幼児医療、真実告知、思春期養育）をテーマにサロン及びロールモデル家庭の実体験に触れ、横のつながりを強化

対象者：特別養子縁組家庭及び縁組成立前養育家庭

開催数：5回

(2) 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

① 児童養護施設等整備費補助事業（児童家庭課） 【214,032千円】

児童養護施設等において、小規模グループケア(ユニットケア)等を実施するための施設整備に必要な費用を補助

(3) 一時保護改革、県こども家庭センター（児童相談所）の強化等

① 一時保護施設の整備〔再掲〕（児童家庭課） 【－】

(4) 社会的養護自立支援の推進

① 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（児童家庭課） 【－】

児童養護施設退所者等に対して生活費貸付、家賃貸付、資格取得費用等の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援

※退所・委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

○実施主体 (社福) 兵庫県社会福祉協議会

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者
	大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	資格取得希望者
貸付期間	大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長2年	
貸付額	月額5万円	家賃相当額 ※生活保護住宅扶助額を上限	25万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続すること ②5年間就業を継続すること		2年間就業を継続すること

② 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業 (児童家庭課)

【19,480千円】 (一部ふるさとひょうご寄附金)

児童養護施設や里親家庭等で育つ子どもたちの自立を応援

○学校生活充実支援事業

- ・小学生の習い事や学習塾代への支援 (月額上限8千円/1人)
- ・高校生のクラブ活動費等の支援

○進学支援事業 (夢はぐくみ応援事業)

・夢ふれあい交流事業

児童養護施設等の小～高校生を対象に、大学生との対話や自然体験を行うプログラムを実施し、進路選択の視野を広げる機会を提供
(令和6年度：1回実施、参加児童9名)

・夢かたりあい交流事業

児童養護施設等の中～高校生を対象に県内大学生を児童養護施設に派遣するなど、大学生活や就職活動等について語り合い、具体的な進路選択を考える機会を提供 (令和6年度実績：18施設)

・夢かなえる大学進学支援事業 (令和7年度～)

児童養護施設等の高校生を対象に、予備校と連携し、大学受験・進学に向けての心構え等を学ぶ大学進学支援セミナーを開催
(令和7年度：第1回 6月29日開催、第2回 11月3日開催)

○高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業

- ・就職支援セミナーや就職相談会、施設等退所後の生活に必要な諸手続等を学ぶ自立支援セミナーを開催
- ・就職活動に必要な経費等を助成

③ **新** 小学生の職業体験モデル事業 (児童家庭課)

【2,060千円】 (ふるさとひょうご寄附金)

児童養護施設で育つ小学生を対象に職業社会体験施設で職業体験の機会を提供

し、将来の選択肢を広げられる機会を創出

・対象者 県所管の児童養護施設に入所中の小学生

④ 社会的養護経験者(ケアリーバー)支援充実・強化推進事業

(児童家庭課)【27,545千円】

○ケアリーバーの専門相談窓口の開設

社会的養護経験者(ケアリーバー)の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、関係機関の連絡調整を実施

・「ひょうご自立支援相談・交流拠点」

月曜日から金曜日 9:30~16:30(祝日・年末年始を除く)相談員4名*

※⑤の心理療法担当含む

○ケアリーバー応援企業拡大プロジェクト

・社会的養護理解促進事業 研修・意見交換会、交流事業の実施

・応援企業認定制度 認定制度の運用、認定企業紹介冊子作成等

○ケアリーバー雇用促進事業

就労継続に課題を抱えるケアリーバーのため、応援企業で選定したワーク・エスコーター(寄り添い支援者)配置し、生活面も含めた伴走型支援を実施

⑤ **新** 企業・施設等と連携したケアリーバーの自立支援の強化(児童家庭課)

【11,332千円】(一部ふるさとひょうご寄附金)

○ケアリーバーに対する心理的ケア体制の整備

ケアリーバーの退所後の生活における精神的な安定への支援のため、ひょうご自立支援相談・交流拠点に新たに心理療法担当を配置

○ 児童養護施設等による自立支援活動補助

施設等の退所者に対する訪問等による支援を実施する際の経費の一部を補助

・対象事業:施設等退所後5年以内のケアリーバーへの訪問等による相談支援

・補助上限:5千円/支援対象者1人あたり

○ 応援企業等と連携した施設等入所児童の短期就労機会の充実

・連携促進のための会議の開催

ひょうごケアリーバー応援企業と児童養護施設等が相互協力できる関係構築のため、意見交換等を行う会議を開催

・連携による短期就労充実事業補助

将来の選択肢拡大や成功体験による自信獲得へ繋げるため、ひょうごケアリーバー応援企業等と連携した短期の就労機会提供等を促進

実施手法:ひょうごケアリーバー応援企業又はひょうごケアリーバー応援企業に準ずる支援活動を行う企業等もしくは児童養護施設等への補助

実施内容:企業と施設等が連携して実施する児童養護施設等入所児童への短期就労機会の提供(短期アルバイト等)に要する経費の一部を補助

・対象事業:短期間の就労体験機会の提供

・補助率:1/2(補助上限:4千円/参加者1人)

- ※1人あたり年間3日まで
 ・対象経費：児童に対し支給する交通費・賃金

- ⑥ **新** 社会的養護自立支援実態把握事業（児童家庭課） 【408千円】
 兵庫県所管の児童養護施設や里親家庭等を令和3年度から令和7年度の5年間に退所した18歳以上の者を対象に生活状況や支援の実態等の調査を実施
- ⑦ **新** 児童養護施設等における健口推進事業 【1,221千円】
 児童養護施設等で生活する子どもたちの歯と口の健康維持を促進し、生涯にわたる健康の推進に寄与することを目的とし、施設等で生活する子どもたちの歯科保健の現況を調査するとともに、歯科保健ニーズとその対応について検討
- 児童養護施設等における歯科保健の現況調査
 - 多職種による歯科保健検討会の開催

(5) 市町の子ども家庭支援体制の構築等

- ① 児童虐待関係機関職員対応力向上事業〔再掲〕（児童家庭課） 【1,506千円】
- ② 市町こども家庭センターの設置促進〔再掲〕（児童家庭課） 【－】
- ③ 子育て短期支援事業〔再掲〕（児童家庭課） 【27,398千円】

3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策

(1) DV防止に向けた啓発・教育の推進、相談体制の充実

- ① DV防止対策の充実（児童家庭課） 【45,575千円】
 配偶者に対する人権侵害や、子どもの人格形成に重大な影響を与えるDVを防止するため、市町、NPO等と連携して防止対策を実施
- DV被害者シェルターへの支援
 - ・対象施設 2部屋
 - ・対象経費 シェルター借上料（家賃、共益費）
 - ・補助上限 生活保護住宅扶助限度額（56千円等）
 - DV被害者支援活動を行う民間団体への活動支援
 企業等へのDV出前講座、DV被害者講座の実施 等
 - 一時保護所
 - ・民間シェルター入所被害者及び同伴児童への心理的ケア、同行サポートの実施 等
 - DV被害者等セーフティネット強化支援事業の実施
 DV被害者の自立に向けたきめ細かい支援のため、民間シェルターの基盤や対応の強化
 - ・DV被害者の自立支援
 職員配置 2人（生活支援・心理療法）
 弁護士、産婦人科医、精神科医等の専門家相談 各4回／月
 - ・民間ステップハウスの運営 部屋数 3部屋

- ・ 県営住宅を活用したステップハウスの運営
 - SNSを活用した相談窓口の設置 (9,246 千円)
若年女性でも相談しやすい相談体制の整備や、早期に支援を実施するため、SNS等を活用した相談窓口を開設
 - 民間団体立上支援事業 (4,200 千円)
DV被害者等に対する相談を各地域で実施できるよう民間団体の立ち上げの経費の一部を支援
- ② DV対策の推進 (児童家庭課) 【229,051千円】
- DV被害者等の安全を確保するため、一時避難先を確保するとともに、住居確保や就業支援など将来の自立や安定した生活に向けた各種支援を実施

(2) 緊急時の安全確保

- ① 携帯型緊急通報装置による被害者保護対策の実施 (人身安全対策課) 【1,452千円】
- 生命に重大な危害が及ぶ危険性が高いストーカー、DV被害者等の安全を確保するため、携帯型緊急通報装置を貸与
- 対象者 ストーカー、DV被害者等
 - 貸付端末 携帯型緊急通報装置
 - 導入効果 危険な場面でもボタン一つで警察に通報できるため、早期対応が可能
自動的に位置情報を確認でき、被害者の早期発見・確保が可能

(参考) 携帯型緊急通報装置の主な機能

- ・ 緊急通報機能(非常・通報ボタンを押すと警備会社へ非常信号が送信され、警備会社から 110 番通報)
- ・ 位置情報発信機能(GPSにより位置情報が随時更新)
- ・ 非常ブザー機能(非常・通報ボタンの長押しにより非常ブザーが鳴動)

- ② DV防止対策の充実〔再掲〕 (児童家庭課) 【45,575千円】
- ③ DV対策の推進〔再掲〕 (児童家庭課) 【229,051千円】

(3) 関係機関との連携強化等

- ① DV防止対策の充実〔再掲〕 (児童家庭課) 【45,575千円】

4 ひとり親家庭等の自立支援

(1) 子育て・就業・生活自立等への支援

- ① ひとり親家庭子育て未来応援事業（児童家庭課） 【232,347千円】
- 「ひとり親家庭等の自立促進計画」に基づき、子育て、生活自立に向けた就業等の面からひとり親家庭に対する自立支援を推進
- 自立支援プログラム策定事業
 - ・対象者 母子家庭の母及び父子家庭の父
(離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む)
 - ・内容 個別面接により生活状況等を把握の上、状況に応じた自立支援プログラムを策定し、その取り組みを継続的に支援
 - 自立支援教育訓練給付金事業
 - ・対象者 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者
 - ・対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等
 - ・支給額 最大受講費用の6割を支給(最大40万円/年)
(修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(最大20万円/年)を追加支給(最大85%の支給))
 - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・対象者 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けているひとり親家庭の親又は児童
 - ・対象講座 高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)
 - ・支給額 最大受講費用の6割を支給(上限15万円)
 - 高等職業訓練促進給付金等事業
 - ・対象者 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする)
 - ・対象資格 看護師、介護福祉士、保育士等
 - ・支給要件 6ヶ月以上修業を要する資格(上限4年)
 - ・支給額 住民税非課税世帯 100千円/月(最終1年間は140千円/月)
住民税課税世帯 70.5千円/月(最終1年間は110.5千円/月)
 - 高等職業訓練促進資金貸付事業
 - ・訓練促進資金
就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、資格取得を促し自立を促進
 - ・実施主体 (社福) 兵庫県社会福祉協議会
 - ・対象者 高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
 - ・貸付額 入学準備金 50万円以内
就職準備金 20万円以内

・住宅支援資金

自立に向け取り組むひとり親家庭に対し、生活基盤の安定を図るため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸し付け、自立を促進

・実施主体 (社福) 兵庫県社会福祉協議会

・対象者 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む児童扶養手当受給者又は同等の所得水準世帯の者(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする)

・貸付額 上限7万円/月かつ12月以内

(2) 養育費確保への相談支援

① 新 離婚前後家庭支援体制強化事業(児童家庭課)

【7,590千円】

令和8年4月施行予定の民法改正による離婚後の共同親権導入に伴い、離婚前後の家庭への支援の重要性が一層高まるため、子どもへの影響や養育費・親子交流の取決めに関する、当事者・支援者双方の知識向上と養育費履行確保に資する取組を実施

○当事者支援

・離婚前後の親支援セミナー

離婚前後における養育費や親子交流の取決めの重要性、共同親権等について、弁護士等によるオンライン講義を実施

・ひとり親家庭等特別相談

離婚に伴う養育費・面会交流等、ひとり親家庭の法律相談をオンラインで実施

・公正証書作成費等補助

養育費に関する公正証書作成等にかかった経費の実費(上限3万円)を補助

・保証契約補助

公正証書等で養育費を取り決めた方が行う保証契約の初回保証料(上限5万円)を補助

○支援者支援

・多職種の相談関係職員等のスキルアップ

ひとり親家庭の相談窓口支援者に対し、就労支援や離婚時の慰謝料・養育費・親子交流に関する研修やケース検討会を実施

ADR(裁判外紛争解決手続)や親子交流支援の正しい情報と地域実態把握のため、関連団体と相談職員の意見交換会を開催

・共同親権に関する実務者会議・研修

神戸家庭裁判所、弁護士会、県・市、学識経験者で構成する協議体を設置し、離婚後の共同親権導入に向けた取組や課題を共有する会議を開催
弁護士会または家庭裁判所による福祉職員向け研修を実施

(3) 経済的支援

① 児童扶養手当の支給（児童家庭課） 【712,596千円】

父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給（年6回）

○手当月額 （単位：月額 円）

区 分	第1子		第2子以降加算	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
支給額	48,050	48,040～11,340	11,350	11,340～5,680

○所得制限限度額 （単位：月額 円）

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000

② 母子家庭等医療費給付の実施（国保医療課） 【359,157千円】

母子家庭等の医療費負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

○対象者 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児

※児童：18歳に達した年度の末までの者又は20歳未満の高校在学中の者

○所得制限 児童扶養手当に基づく所得制限の基準を準用（全部支給基準）

○患者負担 入院 定率1割（月額上限：3,200円）

通院 1医療機関等当たり日額上限：800円（月2回まで）

③ 母子父子寡婦福祉資金の貸付（児童家庭課） 【300,000千円】

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立のために、修学資金等12種類の福祉資金の貸付けを実施

〔貸付金種類〕
事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金（計12種類）※事業開始資金・事業継続資金の新規貸付は停止中
〔貸付条件等〕
・利 子：無利子又は年利1.0%（貸付金の種類、保証人の有無により異なる） ・償還方法：一定の据置期間の後 3～20年（貸付金の種類によって異なる）

(4) その他の支援

- ① **新** 全国ひとり親世帯等調査（児童家庭課） 【1,896千円】
全国の母子世帯、父子世帯、父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、統計法に基づく調査として、5年に1度実施されている当該調査を実施
- ② **新** 離婚前後家庭支援体制強化事業〔再掲〕（児童家庭課） 【7,590千円】

5 子どもの貧困対策

(1) 生活の安定に向けた支援

- ① 生活困窮者自立相談支援事業（地域福祉課） 【21,650千円】
生活困窮者からの相談に対応し、継続的な評価・分析、自立に向けたプランの作成、関係機関との調整を行うとともに、ひきこもり状態の者など社会的に孤立している者に対して、訪問などのアウトリーチ支援を実施
○長期間自宅から出られない者を関係機関につなぐアウトリーチ型の支援
・実施箇所 6 健康福祉事務所管内
・相談員数 7人（うち2人はアウトリーチ支援員）
- ② 暮らし再建サポート事業（地域福祉課） 【14,736千円】
経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者及び生活保護受給者に対し、暮らし再建に向けた支援を実施
○支援内容 就労準備支援、家計改善支援
○負担割合 国2/3、県1/3
- ③ 被保護者就労支援事業（地域福祉課） 【25,912千円】
生活保護受給者の就労による自立を助長するため、就労支援員（6人配置）による支援を実施
○支援内容 就労に対する相談・支援、ハローワーク等との連絡調整等
○負担割合 国3/4、県1/4
- ④ 住居確保給付金（地域福祉課） 【1,373千円】
離職等又はやむを得ない休業等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、再就職等に向けた就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付
また、家賃が低廉な住宅への転居使用を支援
○負担割合 国3/4、県1/4

- ⑤ **生活困窮者世帯の子どもを地域で支援（地域福祉課）** **【11,429円】**
 生活困窮者世帯等の子どもに対し、調理実習等を通じて食事・居場所を提供し、学習支援、日常生活習慣獲得及び保護者への養育指導を行う拠点を運営
- 対象地域 県内12町（市部に対しては、事業実施に向けた指導・助言を実施）
 - 場 所 社会福祉施設、空き店舗等
 - 回 数 週2回程度（年間約96回）
 - 時 間 4時間程度／回（学習支援：2時間、調理実習等：2時間）
 - 受入人数 約10人
 - 実施方法 NPO等へ委託
- ⑥ **こどもの生活・学習支援事業（児童家庭課）** **【19,456千円】**
 特有の課題を抱えることの多い、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、大学進学等のチャレンジを後押しするため、市町が行う大学等受験料支援等について支援
- 大学等受験料支援
 - ・対象者 「子どもの学習・生活支援事業」実施市町に居住し、現にこどもを扶養する者で以下のいずれかに該当する者
 - ア ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、児童扶養手当受給者と同等の所得水準である者
 - イ 住民税非課税世帯
 - ・対象費用 大学等を受験する際の受験料(こども1人あたり上限53千円)
 - ・負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4
 - 模擬試験受験料支援
 - ・対象者 上記大学等受験料支援と同じ
 - ・対象費用
 - ア 大学等を受験する年度に受ける模擬試験受験料(こども1人あたり上限8千円)
 - イ 中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料(こども1人あたり上限6千円)
 - ・負担割合 上記大学等受験料支援と同じ
- ⑦ **市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業〔再掲〕（生徒指導課）** **【46,378千円】**
- ⑧ **児童育成支援拠点事業〔再掲〕（こども政策課）** **【77,814千円】**
- ⑨ **子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト〔再掲〕（地域福祉課）**
【15,725千円】（ふるさとひょうご寄附金）

(2) 教育費負担軽減への支援

- ① 就学支援の実施〔再掲〕（財務課・教育課） 【27,653,345千円】
- ② **拡** 国公立高等学校における高校生等奨学給付金の支給〔再掲〕（財務課）
【1,808,633千円】
- ③ 高等学校奨学資金貸与事業〔再掲〕（財務課） 【一】
- ④ **拡** 私立高等学校等奨学給付金事業〔再掲〕（教育課） 【740,273千円】
- ⑤ 私立高等学校等入学資金貸付事業〔再掲〕（教育課） 【17,760千円】
- ⑥ 特別支援学校等就学奨励費〔再掲〕（財務課・教育課） 【734,617千円】

6 ヤングケアラー支援

(1) 早期発見・把握

- ① ヤングケアラー支援体制の構築（地域福祉課）〔再掲〕 【19,655千円】
- ② 子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト〔再掲〕（地域福祉課）
【15,725千円】（ふるさとひょうご寄附金）

(2) 相談支援・福祉サービスへのつなぎ

- ① ヤングケアラー支援体制の構築（地域福祉課）〔再掲〕 【19,655千円】
- ② 子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト〔再掲〕（地域福祉課）
【15,725千円】（ふるさとひょうご寄附金）

(3) 人材育成・普及啓発

- ① ヤングケアラー支援体制の構築（地域福祉課）〔再掲〕 【19,655千円】
- ② 子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト〔再掲〕（地域福祉課）
【15,725千円】（ふるさとひょうご寄附金）

(4) 県・市町の役割分担及び連携

- ① ヤングケアラー支援体制の構築（地域福祉課）〔再掲〕 【19,655千円】
- ② 子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト〔再掲〕（地域福祉課）
【15,725千円】（ふるさとひょうご寄附金）

7 ひきこもり対策

(1) 相談支援体制の充実

① 兵庫ひきこもり対策の総合的な支援（障害福祉課）

【23,472千円】

ひきこもり状態にある方の増加に加え、女性割合の増加といった属性の変化など、支援のあり方が複雑化していることから、ひきこもり支援連携検討会議を踏まえ、ひきこもり対策を強化

○市町への支援

- ・市町ひきこもり支援合同研究会の開催

市町ひきこもり支援担当職員等が、ひきこもりについて理解を深め、多様で複合的な課題を抱えるひきこもり者に対する支援体制の整備や具体的な施策・事業に取り組む参考とするために、県内市町の先進事例の共有や事例検討等を実施

- ・市町ひきこもり後方支援力の強化

ひきこもり総合支援センターやひきこもり相談支援センター・ブランチ等と連携して市町へ広域的・専門的な後方支援を行う保健師等の専門職を県内5圏域[阪神・播磨・但馬・丹波・淡路]に配置

○支援団体への支援

- ・ひきこもり支援団体等ネットワークの構築

全県的な支援団体等ネットワークを立ち上げ、情報交換の仕組みを構築

- ・ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施

①支援団体の経営力向上研修

支援団体が持続的に運営できる仕組みを構築するため、人材育成や財務管理等を研修

②ひきこもり支援者スキルアップ研修

ひきこもり状態にある方を公的サービスにつなげるため、福祉等制度の活用方法等を研修

○広域的な支援

- ・ひきこもり総合支援センターの運営

ひきこもりの本人及びその家族等に対する段階に応じたきめ細やかな支援を行うため、精神保健福祉センター内に「ひきこもり総合支援センター」を設置し、ひきこもりに関する相談や居場所の設置等の総合支援を実施

(電話番号) 078-262-8050

(相談受付) 火曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）

9時30分～11時30分、13時00分～15時30分

- ・オンライン居場所の設置

Web会議アプリ（Zoom等）を活用したオンライン居場所を設置し、社会とつながるきっかけを創出

(設置数) 10件 ※うち女性専用1箇所、対面開催にも対応3箇所

(実施手法) 支援団体に委託

- ・「ひきこもり状態にある者の家族交流の場」設置
ひきこもり状態にある者の家族同士を繋ぐ交流の場を設置し、家族とともに、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援
- ・介護支援専門員への研修会の実施
介護支援専門員に対し、ひきこもりの背景・要因・対応上の留意点等を研修

② 青少年を中心とするひきこもり支援（男女青少年課）

【29,097千円】

ひきこもりの長期化等への対応を図るため、青少年を中心とするひきこもり者に、訪問支援等、アウトリーチ型支援を展開

○相談窓口の設置

- ・全県対象 電話相談
- ・地域拠点における支援（地域支援団体等に委託）
訪問支援や地域相談会を県内5地域で実施

○地域連携ネットワーク事業の実施

地域拠点において、こども家庭センターや健康福祉事務所等とひきこもりの地域支援ネットワークを構築

○ひきこもりサポーターの育成

- ・潜在するひきこもり者に早期に気づき、適切な支援へつなぐ体制を地域全体で構築するため、サポーターの育成研修を実施
- ・サポーター活動の充実のため、フォローアップ研修を実施

○地域のひきこもり対策機能の強化

ひきこもり対策の専門家に委託し、ひきこもり者にとって身近な市町の支援体制を充実強化

- ・市町での居場所設置の普及促進
- ・市町での専門窓口整備支援
- ・市町連携協議会の実施

○学校との連携強化

- ・地域拠点に学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員の配置

(2) ネットワークを通じた支援

① 兵庫ひきこもり対策の総合的な支援（障害福祉課）〔再掲〕

【23,472千円】

② 青少年を中心とするひきこもり支援（男女青少年課）〔再掲〕

【29,097千円】

8 障害児等支援施策の充実

(1) 特別支援教育の推進

① 拡 県立特別支援学校におけるキャリア教育・社会参加推進事業（特別支援教育課）

【21,171千円】

特別支援学校高等部卒業後に向け個々のニーズに応じた進路実現をめざすため、早期からのキャリア教育を充実させるとともに、障害のある幼児児童生徒の社会参加が進むよう、共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解啓発を促進

- 特別支援教育フォーラム・キャリア教育発表会の開催
 - ・対 象 企業関係者、進路指導担当者、一般県民 等
 - ・内 容 有識者による最新の特別支援教育の動向等の基調講演 等
- 特別支援教育の理解啓発を促す広報活動
 - ・内 容 SNS等を活用した発信
- 特別支援学校キャリア教育推進会議・研究協議会の開催
 - ・構 成 有識者、企業等の関係団体、行政 等
 - ・検討内容 県立特別支援学校におけるキャリア教育推進に係る協議
- 就職支援コーディネーターの配置
 - ・配置人数 3人（R6：2人）
 - ・内 容 特別支援学校の実習先確保、職場開拓、企業との連携強化
- 技能検定の実施
 - ・対 象 校 高等部を設置する県立特別支援学校27校
 - ・実施場所 県内21会場（県検定）、校内検定を実施する学校
会場校での検定に加え、校内検定を実施する学校にも対応
 - ・実施分野 喫茶サービス（接客）、ビルクリーニング(清掃)、物流・品出し
(商品陳列)、パソコン（事務補助）
- 外部人材の参画による授業検討会の実施
 - ・実 施 校 小・中・高等部を設置する県立特別支援学校 28校
 - ・内 容 企業等からの助言を基にした授業改善 等
- 地域別ワークフォーラム（仮称）の開催
 - ・対 象 3地域（生徒、保護者、進路担当者、企業関係者、ハローワーク職員 等）
 - ・内 容 障害者雇用推進企業（地元中小企業）が自社の取組や仕事内容を紹介 等

② 特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置（特別支援教育課） 【7,571千円】

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修（校内研修）等を実施

- 対 象 校 小・中・高等部を設置する県立特別支援学校 28校

- ③ 教育・家庭・福祉の連携の推進（特別支援教育課） 【一】
「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所との連携など、教育・家庭・福祉における一貫した支援を組織的・継続的かつ計画的に推進

- ④ **新** インクルーシブな学校運営モデル促進事業（特別支援教育課）【5,191千円】
「インクルーシブな学校運営モデル研究協議会」の提言（令和7年3月）を踏まえ、「兵庫型インクルーシブな学校運営モデル」として、高等学校と特別支援学校分教室による「学校運営連携校」の取組を深化させ、教育課程の共同編成等について、実証的な取組を通じてモデルの有効性を検証。また、小・中・高等学校と併設・隣接する県立特別支援学校の設置に向け、関係機関との連携を強化し、地域の実情に応じたインクルーシブな学校運営モデルの構築を加速

○検討委員会の開催（年4回）

- ・構成員 有識者、市町組合教育委員会、学校関係者 等
- ・検討内容 新たな分教室や高等特別支援学校の設置に関する検討・調整 等
市町立学校と併設・隣接した特別支援学校の設置に向けた研究 等

○カリキュラム・マネージャーの配置（1人）

- ・取組内容 共に学ぶ柔軟で新しい教育課程や交流及び共同学習の実施に係る調整 等

○連携協議会の開催（年3回）

- ・構成員 有識者、カリキュラム・マネージャー、学校運営連携校 等
- ・検討内容 高等学校（総合学科）と特別支援学校（高等部）で共に学ぶ柔軟で新しい教育課程の実践及び評価検証 等

○先進地域視察

- ⑤ 高等学校における特別な支援を必要とする生徒の支援（高校教育課） 【45,615千円】
県立高等学校において、特別な支援が必要な生徒への対応を図るため、肢体不自由のある生徒を対象とした学校生活支援員及び発達障害等のある生徒を対象とした学習活動自立支援員を配置

○学校生活支援員 16人

○学習活動自立支援員 5人

- ⑥ 心のバリアフリー推進事業（特別支援教育課）〔再掲〕 【5,338千円】

(2) 障害児の支援体制の推進

- ① 多様な主体の参入促進事業（こども政策課） 【66,663千円】
私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助

- ② **総合リハビリセンター障害児入所施設運営（地域福祉課）** 【142,465千円】
 兵庫県社会福祉事業団を障害児入所施設おおぞらのいへの指定管理者として指定し、適正な管理運営を実施
- ③ **重症心身障害児等指導費交付金（ユニバーサル推進課）** 【203,193千円】
 重症心身障害児（者）の適切な治療と保護を図るため、重症心身障害児（者）が入所している民間施設に対して運営費を助成
 ○対象施設数 県内6箇所、県外4箇所
 ○補助単価 [基本]月32,400円/人、[加算]月7,800円/人
- ④ **重症心身障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業**
（ユニバーサル推進課） 【3,475千円】
 医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられる環境を整備するため、未設置市町における重症心身障害児通所支援事業所や居宅訪問型児童発達支援事業所の整備を促進
 ○重症心身障害児通所支援の実施（1,876千円）
 ・補助対象 未設置市町で整備予定の重症心身障害者専用通所支援20事業所
 ・補助基準額 17,710～21,310円/日（定員5人の場合）×年間未利用延人数
 ・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3（政令・中核市除く）
 ○居宅訪問型児童発達支援の実施（1,599千円）
 ・補助対象 未設置市町で整備予定の居宅訪問型児童発達支援29事業所
 ・補助基準額 10,660円/日×（年間訪問基準人数300人－年間訪問実績人数）
 ・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3（政令・中核市除く）
- ⑤ **県立こども発達支援センターの運営（障害福祉課）** 【36,144千円】
 発達障害児を早期に発見し、地域での支援につなげていくため、正規医師職員の増員など強化した体制（H31.4～）のもとで県立こども発達支援センターを運営
 ○診療日 週5日（月～金）
 ○診療内容 発達相談、心理検査・アセスメント、診断、作業療法士、言語聴覚士による療育（リハビリ）
 ○運営体制 医師（小児科医、児童精神科医）、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、保育士等 計16人
- ⑥ **障害児福祉手当の支給（障害福祉課）** 【28,982千円】
 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給
 ○手当月額 15,690円
 ○負担割合 国3/4、市または県（県が町分を負担）1/4

- ⑦ 特別支援保育加配事業〔再掲〕（こども政策課） 【2,348千円】
- ⑧ 保育所等における要支援児童等対策推進事業〔再掲〕（こども政策課） 【30,827千円】
- ⑨ みんなの声かけ運動の推進・普及充実強化〔再掲〕（ユニバーサル推進課） 【6,974千円】

(3) 発達障害児等支援体制の整備

- ① 高等学校における通級による指導実践研究事業（特別支援教育課）
【7,434千円】
LD、ADHD等で、学習上や生活上のつまずきのある生徒を支援するため、「通級による指導」の実践研究校を設置し、自立活動の指導内容や、特別の教育課程の編成等を研究
 - 実践研究校（県立高等学校）の取組
 - ・設置校数 28校（R7：27校）
 - ・研究内容 特別の教育課程の編成、加配教員による通級指導、個別の指導計画の作成・活用、巡回による指導 等
 - 実践研究協力校（県立特別支援学校）の取組
 - ・設置校数 28校（R7：27校）
 - ・研究内容 アセスメントや自立活動の指導方法等の助言
 - 運営協議会及び指導研究協議会の開催
 - ・協議内容 実践研究に関する具体的計画と方法についての検討 等

- ② 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する相談事業等
（特別支援教育課） 【6,181千円】
障害のある幼児児童生徒の心身の健全な成長発達を図るため、県立総合教育センターにおいて、教育相談を実施
また、LD、ADHD 等支援を必要とする幼児児童生徒に対する学校園内外での支援体制の充実をはかるため、教育相談及びひょうご専門家チームの派遣などを実施
 - 教育相談（全校種）
 - ・設置場所 心の教育推進センター（県立総合教育センター内）
 - ・対象者 幼児児童生徒、保護者、学校園関係者 等
 - ・内容 障害についての専門的意見の提示、指導助言 等
 - 学校園への「ひょうご専門家チーム」の派遣
 - ・派遣先 各学校園
 - ・内容 専門家を学校園等に派遣し、教員などへ指導助言

(4) 医療的ケア児への支援

① 医療的ケア児に対する支援体制の構築（ユニバーサル推進課） 【16,619千円】

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携調整を行うための体制の整備とともに、国が定める研修カリキュラムに基づき、支援が適切に行える人材を養成

○関係機関連絡協議会の開催（年2回）

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修（年2回）

○医療的ケア児等支援者養成研修（年2回）

○医療的ケア児支援センターの設置

（実施手法）民間医療型障害児入所施設へ委託（週5日開設）

（体制）相談員2名（看護師・相談支援専門員）

（内容）市町での支援体制構築のための後方支援・医療的ケア児及び家族などからの相談対応・研修会・家族交流会の開催 等

② 医療的ケア児等医療提供体制確保事業（ユニバーサル推進課） 【23,762千円】

医療を必要とする障害児者が緊急時等において短期入所サービスを円滑に利用できるよう、輪番により常時3床の空床を確保する医療的ケア児等医療提供体制を整備

○神戸・阪神圏域 2床（済生会兵庫県病院 等）

○播磨圏域 1床（姫路赤十字病院、兵庫あおの病院、加古川中央市民病院）

③ **拡** 医療的サポート推進事業（特別支援教育課・高校教育課） 【157,845千円】

日常的に痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育の充実を図るため、県立学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに看護師を配置

○看護師配置人数 149人（R7: 144人）

○医療的ケア指導医派遣 21校（R7: 21校）

○医療的ケア運営協議会 教育、医療、福祉等の関係部局や関係機関 等

④ **新** 医療的ケア児への通学支援事業（特別支援教育課） 【23,284千円】

医療的ケア児の登下校時の保護者の負担を軽減するため、全ての県立特別支援学校において、福祉車両等に同乗する看護師の配置を支援

○看護師の配置

・対象 全県立特別支援学校

・内容 登下校時、学校を起点・終点として医療的ケアが必要な児童生徒が乗車する福祉車両等に同乗する看護師を配置

○医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

・内容 運営協議会（年2回）、研究協議会（年1回）の実施

通学支援先進地域視察

通学支援コーディネーターの配置

- ⑤ 医療的ケア児保育支援事業〔再掲〕（こども政策課） 【299,104千円】
- ⑥ 私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業〔再掲〕（教育課） 【2,899千円】

(5) 聴覚障害児への支援

- ① 兵庫県こどものきこえ相談センターの運営（ユニバーサル推進課）【13,477千円】
 聴覚障害児の言語・コミュニケーション手段の獲得・発達を円滑にし、より豊かな社会生活につなげていくため、多様な関係機関の連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し切れ目のない情報と支援を提供
- 兵庫県こどものきこえ相談センターの運営
 - ・聴覚障害児やその家族への支援（個別相談、学習・交流会、情報提供等）
 - ・巡回支援（保育所や学校等へのコーディネーターによる専門的助言指導）
 - ・医療機関、学校、福祉サービス等との連携（研修、連携会議）
 - 兵庫県聴覚障害児支援協議会の実施
 - ・聴覚障害児支援に携わる医療、保健、福祉、教育に関する機関が連携し、聴覚障害児支援体制を構築
- ② 軽・中度難聴児支援対策の実施（障害福祉課） 【7,090千円】
 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の言語習得、教育等における健全な発達を支援し、福祉の増進を図るため、補聴器購入費用等の一部を支援
- 対象者 聴力レベルが原則両耳 30dB 以上 70dB 未満で年齢が 18 歳未満の者

9 外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援

(1) 外国人児童生徒等の居場所づくり

- ① **拡** 子ども多文化共生教育支援事業（人権教育課） 【135,466千円】
- 子ども多文化共生サポーターの派遣
 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応、学習支援、心の安定を図る等の支援を行うため、当該児童生徒等が在籍する学校に、その母語を話すことが出来る「子ども多文化共生サポーター」を派遣
 - ・派遣校数 238校（政令市を除く）（R7年度：188校）
 - ・派遣期間 在留期間 1年以内（※県立学校は2年以内）
 - 子ども多文化共生センターの運営
 子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生に関する人材や情報を一元化し、研修や交流等を実施
 - ・設置場所 県立国際高等学校（芦屋市）内
 - ・対応言語 27言語
 - ・内 容 外国人児童生徒等についての教育相談の実施
 子ども多文化共生サポーターの派遣調整

ボランティアの登録及び活用
多言語相談による教育相談の実施
オンライン教育相談の実施
多言語相談員の派遣

(2) 外国人児童生徒等への支援

- ① 外国人生徒のための学習支援（高校教育課） 【19,851千円】
県立高等学校9校において、外国人生徒のための特別枠選抜を実施するとともに、入学した外国人生徒の学習活動等を支援
- ② 子ども多文化共生教育支援事業〔再掲〕（人権教育課） 【135,466千円】

(3) 定住外国人家庭への支援

- ① ひょうご多文化共生総合相談センターの運営（国際課） 【47,456千円】
国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を受け、多言語での相談対応、NGOと連携した週末相談を行い、今後、増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施
- 開設日時 平日：月～金 9:00～17:00 外国人県民インフォメーションセンター
週末：土日 9:00～17:00 NGO神戸外国人救援ネット
- 対応言語 26言語に対応（相談員対応に加え、電話通訳・翻訳アプリも活用）
英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、日本語、韓国語、フィリピン（タガログ）語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、ウクライナ語、モンゴル語、シハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語
- ② 外国人県民安全・安心基盤整備事業（国際課） 【749千円】
地域が抱える課題を地域で解決するため、県・市町や関係団体、外国人支援団体等が情報共有、意見交換を行う多文化共生ネットワーク会議を開催
また、市町、外国人支援団体、外国人雇用企業等と連携し、実際に災害が発生した場合を想定した避難所訓練を通じ、災害時の外国人対応の体制を構築するとともに、外国人県民への防災に関する意識啓発を実施
- 構成：県・市町、国際交流協会、外国人支援団体、外国人雇用企業 等